

プロイセンに於けるギムナジウムの教員試補に関する規定抄

(甲) 高等學校教員の實際的陶冶の規定 (二九一七年七月二十八日)

一、高等學校教員に必要な第一の學術試験を終了したる後、任官資格を得んとする者は教職の爲二ヶ年の實地練習を経ざるべからず。實地的陶冶は高等學校教員及地方學務委員會の指導及監督の下に行はれ、二ヶ年の準備期の終に第二の教育試験を行ふ。

二、候補者は學術試験終了後準備期を満了せんとする地方の地方學務委員會に申出づべし。申出には左の書類を添付すべし。

- (1) 試験合格證明書又は合格したる學術試験の暫時的證明書。
 - (2) 任命されたる醫師の證明書。(これに依りて候補者は教職に必要な健康と體質とを有し、殊に慢性的病氣の素質、言語障害を有せず且十分なる視力、聽力を有することが證明せらる。)
 - (3) 候補者が實際的陶冶の期間中、生計に要する費用の負擔能力を有すべき事の證明。支拂は地方學務委員會が之を決定し、疑しき場合は大臣之を決定する。
 - (4) 兵役關係の報告。
- イ、プロイセンに籍を有せざる候補者に於ては其の邦籍の通告。
- ロ、獨逸國籍を有せざる候補者の許可に就ては大臣之を決定する。

ハ、道徳的無缺點に關して、根據ある疑問の存する候補者は許可せられず。

ニ、準備期間に關する規定。

ホ、候補者を他地方へ委託することは大臣之を留保す。

三、(1) 候補者は申出許可後、地方學務委員會に依りて準備勤務の爲、高等學校に委託せられ且準備勤務の初日校長又は代理者に依りて宣誓せしめらる。

(2) 二年の準備期は一般に、別異の學校に勤務せしむ。學校は大臣之を決定す。

(3) 候補者は——最初の準備期第一年は六年制の學校にも——候補者の主要學科に關して有能なる教員を有する學校に委託せらる。準備期第二年は、九年制の學校に於てのみ準備せらる。

(4) 一般に單一學校には六人以上、二重學校 Doppelanstalt (少くとも十五學級) には八人以上の候補者を委託せず。

(5) 準備期間中候補者の他地方への移動は大臣之を許可す。

四、地方學務委員會は校長の提議に基づき、校長と共に教員試補の實地指導教員を決定す。

校長及其の任命されたる教員とは教員試補の實地陶冶に對して責任を有す。教員試補の爲に、更に教員試補の實地的陶冶に配慮する所の學務官任命せらる、任命せられたる教員の外に校長は教員試補の實地陶冶の爲助手として他の教員を加ふることを得。教員委員會の各員は教員試補の實地陶冶を促進し教育的學術的陶冶の完成の爲に之を援助すべき責任を有す。

五、教員試補の教育學的指導は校長又は任命せられたる教員の指導の下に於て少くとも一週二時間行はる。其際取扱はれる題目は次の如し。

(1) 教育及教授の制度の歴史的發達及其處に表はれたる著しき陶冶理想。

- (2) 獨逸殊にプロイセンの教育制度に對する理解、監督官廳、服務規定、公的手續及報告の形式。
- (3) 教員試補の教授能力獲得と各學科の教授理論並に各教科に於ける生徒の筆答業績の取扱法。
- (4) 教員試補が教授能力を持たざる學科の教授論殊に總ての高等學校に對して等しく重要なる學科例へば宗教、獨逸語、歴史の各學科を學校の全體的機關と關係づけること。
- (5) 他の教授時間の參觀、擔任すべき教授の準備、生徒の筆答業績の取扱法等に關する教示。
- (6) 教育及教授に取りて重要なる哲學及倫理學の諸問題、青年時代に於ける性的問題、性教育學、青年の心意生活に於ける病的現象。
- (7) 學校訓練の根本原理、訓練上の偶發事項、及斯かる問題に就て以前より取扱はれたる會議議題と結合すること。
- (8) 生徒の保健、青年保護。生徒の身體修練に於ける諸活動に就ての指導。郷土誌及郷土保護。
- (9) 學級指導者としての教職實施上の指導、學校と家庭との關係。
- (10) イ、教育及教授上に於ける重要なる文學的現象の討議、重要なる教育學的著作の講義に關する報告。
 ロ、(1)(2)(3)は主として第一年、(4)(6)(9)は第二年、(5)(7)(8)(10)は兩年に於て取扱ふ。教員試補は其の全準備期間中彼の教授と關係して學術的陶冶を深むるやう行はさるべからず。

ハ、指導主任の命に依りて、教員試補は與へられたる領域内の個々の問題に關して口頭を以て陳述せざるべからず。問題は能ふかぎり結論への效果的視點を掴み得るやう取扱はれざるべからず。自由發表に慣れることが殊に重視せらる。

ニ、指導會に就ては、教員試補に依りて絶えず記録が作成せられ、而してそれは確証後署名せられるべからず。第二年には教員試補は會議に於ける即座の記録にまで指導されざるべからず。

ホ、教員試補は與へられたる領域内の課題に關して各半年に略々一個の論文を出さざるべからず。其の論文は校長又

は委任せられたる教員に依りて讀まれ、内容及表現の巧拙に就て判定を與へらる。

ヘ、教員試補は全準備期間中、其の活動に關して簡單なる日記を録し、年四回之を校長に提出せざるべからず。

六、最初の一年の準備期に於て、教員試補は主として、重要學科の専門教員に依りて教授の指導を受く。

各専門教員には一般に同時に二人乃至三人の教員試補之に委託せらる。

専門教員は其の學科の教授に關する方法及教授的補助手段を教ふる教員試補をして其の教授を參觀關與せしめ教授の結果に就て共に討議す。其際教員試補をして各生徒に對する理解及關心、殊に薄弱なる生徒に對する理解及關心を喚起すること肝要なり。

技能を積むにつれて教員試補は關係ある他の學科の教授に關與す。教授の結果に對しては教員は常に其の責任を有す。任命せられたる教員は其の指導に依りてなされたる生徒の筆答練習業績を検査し訂正し更に其の問題を計畫せざるべからず。

物理及自然科學の教授に於ては教員試補は主任教授の準備演習教具の配列等に關して援助をなさざる可らず、斯くして試補は教具の取扱實驗實施の方法に關して必要なる技能を獲得し得るに至る様指導せらる。

七、準備期第二年に於ては教員試補は獨立の教授をなさざるべからず。教員試補は其の課題に就て、教材分類案及教授法の作成に依りて準備をなさざるべからず。其の學科教授の教員は、時々其の教授を參觀し、教授の秩序的進行を觀察し、殊に其の方法上著しき缺點に就き教員試補と協議せざるべからず。

教員試補は、時に學級指導者ともなり、以て學級指導者の教育的課題を會得し、殊に學校と家庭との關係に就き理解するところあらざるべからず。

八、(1) 準備期第一年の第二半期よりは、四週毎に教員試補に對して教授試驗行はる。これには校長又は任命されたる教員の外、教員試補の分擔せし時間を擔任したる教員及他の教員試補之に参加す。此の教授時間の爲に教員試補は一の短

き案を作成せざるべからず。此の案は教授開始以前校長又は任命せられたる教員に手交せざるべからず。

(2) 教授試験は協同會議に於て其の素質及方法に就て討議せらる。其の際に教員試験が其の準備、生徒の取扱、教員自身の状態等に關する缺點に就て忠告せられ、注目すべき長所は賞讃せらる。

九、教授の一般的課題を理解する爲、教員試験は自己専門の學科及他の學科に於ける他の教員の教授をも參觀せざるべからず。

教員試験の參觀すべき教授を擔任する教員は、豫め、教員試験に對し、學級の狀態、全體の教授目的、個々の教授課題及其の解決の方法等に就き教示し、以て教員試験の實地陶冶を促進するところあらざるべからず。

地的情況の許す限り、教員試験は、殊に準備期第二年に於ては、他の學校、中間學校、國民學校、補助學校、聾啞學校、盲學校、補習學校等の教授を參觀し、其の他の福利施設を見學せざるべからず。

一〇、教員試験は、校長の指示に基づき、學校に於ける凡る出來事、學校祭日、學校旅行、一般會議、學科會議、學級會議に參與し、諸試験に携はらざるべからず。體操遊戲、其の他の遊戲、體操、遠足等にも又參加せざるべからず。教員試験は許されたる生徒團體の援助者として活動することを得。更に教員試験は教授資料や圖書館の取扱及利用等に關し指導を與へざるべからず。

一一、教員試験は準備期第一年の第二半期以後に於ては、必要なる場合、校長に依りて當該學校に於て、一定の時數を限り、代理として用ひらる。準備期第二以後に於ては、地方學務委員會に依りて、當該學校或は他の學校に於て稍と長期の代理として任命せらる。然れども教員試験は毎週行はるゝ指導會議には參加し得るやう能ふ限り留意せられざるべからず。

一二、十分なる成績を挙げたる教員試験は、半ケ年の間教育學的研究及教職的陶冶と關係ある他の學術的研究——外國に關するものに互りても可なり——をなすことを地方學務委員會に依りて許可せらる。此の期間中教員試験が最初の

學校の特殊的課題にまで指導せられ、其の一般的教育的陶冶が促進せらるべき保障ある場合には、教員試験は最初の學校に委託せらることを得、此の許可せられたる期間終了に際しては、教員試験は其の動作に關する報告及爲されたる經驗を校長に届出さるべからず、而して之は更に地方學務委員會に提出せらる。

一三、高等學務官 (Oberstudienrat) は少くとも年に一度、教員試験の教授を參觀し、校長及任命されたる教員と共に教員試験の成績に就き協議せざるべからず。

一四、準備期の最初の年を終ると共に、校長は任命せられたる教員と共にそれまでの成績に就き地方學務委員會に報告すべし。此の報告は準備期の第二年を他の學校に於て過す場合にありては其の學校の校長にも又之を傳達せらる。

一五、準備期中無能力又は不適任と認められたる教員試験は、地方學務委員會に依りて、何時にても其の準備服務より除外せらるべし。

一六、準備期第二年終了前の一月一日、又は七月一日迄に、校長は教育學的試験に對する教員試験の志願を、教員試験の筆答業績及性格表とを添付し、地方學務委員會に提出す。此の性格表には、準備期に於ける教員試験の行狀、活動、教育的課題、教授及科學的作業に對する能力、専門學科に對する研究的努力、健康狀態、其の外部的狀態、社會的狀態、教職仲間に於ける地位等明記せられざるべからず。

一七、大臣は時に二ケ年の實際的陶冶を全部又は一部免除することを得。殊に二年以上技師の經驗あり又は學校に勤務したる教師は準備期第一年を免ぜらる。教員試験が準備期の一部を免ぜられる場合に於ては準備期第二年の教程を有する學校に委託せらる。

一八、以上の高等教員の實際的陶冶規定は一九〇八年五月十五日付の高等教員の實際的陶冶規定廢止の下に、一九一八年四月一日より效力を生ず。

(乙) 高等學校教員の教育試験規定 (一九一七年七月二十八日)

教育試験に於ては、教員候補者は教育論及教授論に通じ、就職實施上に於ても、高等學校教員たる資格を具ふることを證明せざるべからず。

五〇、教育試験官。

- (1) 教育試験は二年の準備期終了と同時に試験委員會に依りて行はる。試験委員會は受験者が其の準備期を満了したる地方と同地方の教育試験員より成る。
- (2) 地方の教育試験員は、首席及首席代表として地方學務委員會、校長及同地方の學務官等より成る。首席及首席代表員は地方學務委員會長の推舉に依り、他の試験員は地方學務委員會の推舉に基づき、大臣之を任命す。任期は三年とす。
- (3) 試験委員會は、試験委員の首席又は首席代表並に三人の試験員より成る。若し受験者が女子なる場合に於ては少くとも試験委員中に一人の女子の試験員之に参加せざるべからず。
- (4) 各試験に、試験の決定に參與し議長たり得る資格ある一人の代表者を送る權限は大臣に留保せられる。

五一 試験許可。

- (1) 教員試験の志願は、準備期第二年を終了したる學校の校長に依りて、一月一日、又は七月一日に地方學務委員にまで提出せらるべく、之と同時に校長及任命せられたる教員との協議に基づく性格表を添付せられざるべからず。
- (2) 教育試験員の首席委員は性格表及高等學務官の觀察とに基づきて、教育試験の許可を決定し、校長に其の時期を通告す。
- (3) 教員候補者は、試験の行はれる學期の終了前三ヶ月に、候補者が永住若しくは就職せんとする地方の教育試験員の首席委員にまで申出ざるべからず。

席委員にまで申出ざるべからず。

五二、筆記試験。

- (1) 各教員試験は教授及教育の理論に對する研究を提出せざるべからず。教員試験は其の研究題目を選択することを得。但し其の選擇は校長の承認を経ざるべからず。此の研究は教員試験が準備期中に爲したる経験を材料とせざるべからず。他人の思想を詳細に紹介することよりも、實地經驗を通して獲得したる見識を披瀝し、それを理論的に基礎付けることに努めざるべからず。教員試験に於て已むを得ざる事情に由り此の研究を完了し得ざる場合には教育試験員は時期を延期す。
- (2) 此等の規定は他國の者として試験を受ける者にも適用せらる。申出には自ら選擇したる課題に關する研究を添付せざるべからず。
- (3) 提出せられたる研究は、教育試験員に依りて審査され評點を加へて、教育試験首席委員にまで提示せらる。此の評點に於ては、殊に獨逸語の表現技能が考慮せらる。

五三、教授試験。

- (1) 教員試験に對しては二個の教授試験に對する課題を與へらる。此の課題は四十八時間以前に通告せざるべからず。教授の開始前に教員試験は試験主席に其の教授時間の計畫されたる過程を知らしむべく案を示さざるべからず。
- (2) 一般に各々一教授時間を含む、教授試験は試験委員臨席の下に行はる。

五四、口述試験。

口述試験は試験委員會全員に依りて行はる。受験者は普通六人を超えず。教員試験は、高等學校教員の實際的陶冶規定中に含まれたる課題及指令等を理解し得たることを示さざるべからず。試験科目の選定は首席委員に依り決定せらる。

五五、試験の成績

- (1) 試験委員会は協議をなし試験の結果を決定す。此の際筆記及口述試験の結果と共に、準備期に於ける教員試補の實際的活動及努力に就きての觀察を決定の標準とす。教員試補は果して教育及教授上の課題に關する明瞭なる洞察を見るや否や又獲得されたる識見を實行にまで移し得る能力を有するや否やを見ざるべからず。
- (2) 試験に合格したる時は、その成績は、可、良、優の何れかに採點せらる。
- (3) 疑はしき場合は票決に依り、同票なる時は主席之を決定す。
- (4) 教員試補の試験に合格せざる時に於ては、試験委員会は、準備期を半年又は一年更に延期すべきか否かに就き決定し又は高等學校教員として不適任なるかを決定す。再度の試験に合格せざる場合に於ては、地方學務委員會は之を高等學校教員となるの資格無きものとして之を除外す。

五六、證書

- (1) 試験合格に依りて教員試補は證書を與へらる。此の證書に於ては主要學科、副學科、追加學科及各學科の評點總評點を附したる學術試験證明書が参照せらる。次に教育試験の成績が五五條に依りて決定せらる。
- (2) 就職能力の認定に依りて、證明書は校長より地方學務委員會に回付せらる。

バイエルの小學校教則 (一九二六年)

教育目的

教育の目的は、宗教的及倫理的に獨逸的及社會的に、感受し思考し行爲する調和的に發達したる人格にある。

一般的指示

(一一)

- 一、小學校は吾が國民にして少年たる總ての者に對する教育學校である。
- 二、小學校は一つの教育力である。更に諸他の教育力も亦兒童の身體的及精神的發達に影響を有つ。
- 三、兒童の小學校通學の時代に於ては、其の教育は完結的のもので無く、唯基礎的なるものである。小學校は諸他の教育力と共に吾が國民の少年をして教育の目的の意味に従つて自己を發達せしむべき基礎を與へるに過ぎない。
- 四、小學校は、其の教育の任務を、殊に教育的教授及特別なる教育的標準に依つて達成せんとするものである。教育的教授の手段及目的は、小學校に取つては訓練と陶冶である。訓練の任務は兒童の身體的及精神的素質及力を發達せしめ、能力、技術及知識の獲得に關して彼等を援助することにある。教育者が斯かる訓練の成果として望む者は、獨立的、活動的なる覺醒したる人間である。陶冶の過程に於ては兒童は陶冶財及其に内含されたる陶冶價值を受容する。陶冶は責務を責び、援助を惜まざる價值追求的なる人間を形成せんとする。
- 五、陶冶は精神的なる素質及力、能力、技術、知識の發達即ち訓練を包含する。陶冶財が豊富を求むる精神の中に生命化し其れに依つて精神の改變、改成及形成が生起する時に陶冶は可能となる。

- 六、陶冶財は教育目的の意味に於て陶冶價值を與ふる所の文化財である。陶冶財は精神的生活の所産である。精神的力を内
有し、其れと接觸する受容的精神に此の力を傳達し得る。適當なる陶冶財との接觸にまで兒童を導くところの教授は、
其の陶冶價值を強き感情的活動を以て攝取せしめ、肯定的體驗の内容たらしめねばならぬ。斯かる條件の下に於て、陶
冶價值は人格價值となる。
- 七、總ての陶冶財が各人の中に陶冶價值を産出するものではない。陶冶財が或人に對して陶冶價值を有つか否かは、其の人
の心意的状態及陶冶財に對する彼の受容力に依存する。
- 八、情緒及意志の素質は、認識能力と同様に、陶冶財に依つて覺醒し發達する。教授が少年により多きより高き陶冶價值を
與ふるに従つて、教授の教育的影響も大である。教授は任意の陶冶材料を兒童の精神中に強制してはならぬ。兒童の生
活を內的に形成し、陶冶價值への意志を覺醒するに適當なる陶冶材料を與へねばならぬ。
- 九、總ての訓練は自己訓練である。總ての陶冶は自己陶冶である。教授及教育は、自己訓練、自己陶冶への援助、指導、仲
介等のみ與へ得る。

(二二)

- 一、兒童の陶冶に對して影響あり意義あるものは、事物的陶冶財のみならず、人格的陶冶財である。精神的生活は生きたる
模範に於て最も容易に點火する。少年にとつて陶冶の最有力なる對象は人間である。兒童は精神的價值の所有者として
認容し尊敬する教師を、陶冶價值の傳達者としてのみならず、兒童が後體驗せんと欲するもの、具體化されたる價值と
して見る。兒童にとつて反價值的なるものとして映ずる教師に對しては兒童の精神は閉される。價值に充ちたる教師よ
り流出する價值體驗は、内部的模倣又は感入を通じて、兒童の價值體驗の中に移される。尊敬する教師、愛敬する兩親
が、眞、善、美、聖として感知し、彼等の生活の中に實現したるものを、兒童はそれを其の儘攝取する。小學校に於て
は、陶冶價值の媒介には教材の中に含まれたる陶冶財と共に教師の人格が重大なる意義を持つ。此のことは情操陶冶的

價值の獲得にも妥當する。殊に此の際に於ては教師自らが價值に依つて充たされ、教員が與へんとする精神的價值に對
する愛に、兒童に對する愛を合一することが必要である。

- 二、訓練及陶冶は、學校教授に於ける一般的形式の外に、讀書、作業、手工、自由なる討議、工場見學、家庭訪問、自然の
觀察、共同遠足等に依つても獲得される。機を見て此等の訓練及陶冶の手段を教育の爲に用ふることが必要である。

(二三)

- 一、陶冶案は、訓練價值及陶冶價值の獲得に資する訓練財及陶冶財を取扱ひ、學校として教育目的達成の途を進ましむる方
案を示す。教員の任務は訓練財及陶冶財を少年の心意的特質に適合せしめ、指示されたる方途を適時、機才を以て精進
することにある。
- 二、教授の外に用ひられる特殊的教育標準の段階的案は此を設定しない。教員は適當なる教育手段を適時使用し、殊に意志
陶冶に對して教授よりもより強き影響を有する學校社會の倫理的 정신に關して注目する。

(四)

- 一、小學校の下級は、兒童が、其の年齢に相當したる訓練及陶冶を獲得し得る可能を準備せねばならぬ。言語、形、數の重
要なる表現手段、即ち讀み方、書き方、算へ方及表現仕方等の學習はより高き目的の爲に資せねばならぬ。
- 二、小學校上級に於ては、上述の技能が完成されねばならぬ、就中、より進みたる訓練及簡單なる國民的陶冶を與へねばな
らぬ。
- 三、小學校は従つて次の如き任務を完成せねばならぬ。
 - A. 下級 兒童に適當したる陶冶價值の傳達。
身體的及精神的諸力の適宜なる訓練。
必要なる訓練的技能の學習。

B. 上級 簡單なる國民的陶冶價値の傳達。

身體的及精神的諸力の適宜なる訓練。
諸技能の完成。

四、訓練及陶冶の目的の爲に、小學校に於ては次の如き訓練財及陶冶財が考慮される。

A. 宗教的陶冶財

聖書史

宗教問答

教會史

讚美歌

宗教教授

B. 獨逸的陶冶財

獨逸語及獨逸詩||言語教授。

獨逸の歌||唱歌。

獨逸國に於ける獨逸國民及獨逸國民と外國との關係||郷土教授及地理。

C. 自然の生活及自然の力及材料||博物。

D. 數及形の修得||計算。

E. 圖畫的表現能力||圖畫。

及簡單なる作業法||女子手工。男子手工。作業教授。

F. 身體力の涵養||體操。

五、宗教的倫理的的思想及獨逸思想は、學校教授及學校教育に於ける中核でなくてはならぬ。聖書の歴史、宗教問答教授、教

會史、讚美歌等が宗教的觀念を組成し支持する如く、獨逸語、獨逸の歌、郷土教授、地理及歴史は、其の中心をば、主として獨逸思想の中に求めねばならぬ。

(五)

一、訓練財及陶冶財は、教育的教授に於ける精神力の訓練と陶冶價値の獲得との爲の手段としてのみならず、更に陶冶内容の所有者として重要なものである。此等の財はそれ自身價値を持つ。力と材料とは密接なる結合にある。材料も力もそれ自體としては少年の精神的向上を確保することは出来ぬ。材料と力との相互的なる結合に於てのみ可能となる。訓練と陶冶とは力と材料、内容と形式の絶えざる更新的結合である。力の發達に對しては知識と技能との増加が伴はねばならぬ。

二、小學校は次の如き二様の任務を持つ。第一には身體的及精神的なる素質及力の發達並に涵養、價値意志の陶冶、即ち精神の形成、第二には價値に充實したる陶冶内容の確保。

三、特定の精神的力は特定の陶冶材料の收得に依つてのみ發達する。各陶冶材はそれに特有なる性質を持つ。其故に學校教授は、種々なる精神的力を發達せしめ、種々なる陶冶價値を生産し得る所の種々なる陶冶材料を用ひねばならぬ。

四、更に最善の教授方法は練習を缺くことは出来ぬ。其故練習は小學校に於ても等閑視されてはならぬ。練習は技能に導かねばならぬ。知識、技能の獲得の後に初めて實際的なる訓練價値技術に對する喜悅は生ずる。價値意欲も亦或期間内に於ける價値體驗の反覆を必然的ならしめる。

練習に於ては内容よりも形式が主となる。練習の反覆を通じて形式は少き力の消費を以て進行するに至る。

(六)

一、教授は生徒の自己活動の上に組立てられねばならぬ。其の性質上生徒の自己活動を不可能ならしめるか、或は大いに其を制限する如き訓練財及陶冶財は、少年の精神的共働に依つて獲得されねばならぬ。

- 二、生徒の正しく理解されたる自己活動は、指導を排するものではない。只傀儡視することを避けるものである。
- 三、生徒に課せられる諸要求に於ては、種々なる諸能力が考慮されねばならぬ。劣等なる生徒も適當に促進されねばならぬ。完全なる組織を有せざる學校は、年齢及學齡に依つてのみならず、生徒の作業能力に依つて組織する集團を形成することを得る。完全なる組織を有する學校も亦時に集團教授を實施することを得る。此は連續的組織を必要とする教授科目に於て、能力劣等なる生徒に必須なる訓練を與へ、能力優秀なる生徒に基本方法の擴大及深化を可能ならしむるに必要である。

(七)

- 一、教則は總てのバイエルン小學校に適用される。
- 二、教則は教員が學級の作業能力及土地の情況を考慮して郷土的教案を作成すべき基礎を與へるものである。
- 三、各教案は各學級の教員に依つて作成されねばならぬ。多數學級を有する學校に於ては、教授の統一を期する爲に、各學級教師は其の教案の範圍を豫め校長座長の下に協議しなければならぬ。各教案は地方視學の承認を経なければならぬ。
- 四、各教案は、學級の状態、教授の徹底、正しく理解されたる生徒の自己活動、獲得され學習されたるもの、效果的確保及其の教育的評價等の許容する限りに於て、教材を取入れねばならぬ。能ふ限り多くの教案的任務を實施することよりも重要なことは、義務的大綱を顧慮しつゝ、各個々の教授領域に存する目的の意味に於て、生徒を陶冶することである。
- 五、男子又は女子のみを有する學級の教案は、性別の特質を顧慮しなければならぬ。
- 六、宗派學校に於ては、其の教派的精神に於ける教育に機會を與ふところの教授領域及教授課題が特に重んぜられ關係づけられねばならぬ。殊に信仰に生きる人の教育にとつては、此の意味に於ける教材が教師の價値充實の人格に依つて條件づけられ、且青少年の心意に生命を喚起することが重要である。

(196)

- 七、忍耐の精神は總ての學校に於て涵養されねばならぬ。
- 八、特殊學級の教程は地方又は都市の學校官廳に依つて立案される。それは特殊的事情を考慮して教則の教材中より適宜選擇される。此の教程は當局たる内務局の認可を経なければならぬ。精神薄弱兒童の學級は、其の精神的狀態に適したる教程に依つて教授される。
- 九、試験的の學級及其の學校の教程は、地方及都市の學校官廳に依つて計畫され、管轄當局の承認を経て文部大臣に之が許可を申請する。
- 一〇、種々なる教科に關係ある教材は、時間的に並列せしめ、或は直接的連續に於て教へられねばならぬ。獲得されたる精神的內容の排列、整理、統合に就ては常に考慮されねばならぬ。
- 二、郷土の生活は小學校の各學年に於て能ふ限り教授の基礎であらねばならぬ。下級に於ては郷土科が世俗的教授全體の核心となる。最初の學年に於ける教授は綜合科教授である。上級に於ては祖國誌又は世界誌のために規定されたる時數を一週又は數週の間祖國誌又は世界誌のある一科目のみに限り、他の科目に對しても同様なる方法を採用することを得。然し時間割を基にして決められたる各科目の一年教授時數は増減されてはならぬ。
- 三、各學級に於ては教則に決定されたる一年の目的達成に努力されねばならぬ。

(八)

生徒は仲間の生徒、人間に對して無私的に奉仕し得るために、彼等の學び練習する學級社會、出來るならば學校社會に適合しなければならぬ。斯くして學校は青年が漸次文化社會に於ける奉仕的勤務への意志及能力を獲得するに寄與し得る。教師の人格は其の實際決定的意義を持つ。教師の人格は學校社會を特質づける。

(197)

學校は教授時間以外に於ても其の教育的影響を與へ、青年の福祉を促進すべく努めねばならぬ。

一、分割されざる、十分なる組織を有せざる學校は、豊富なる材料を選択し得るために、必要なる教授科目に關しては二學年、三學年又は四學年を同一教授にて行ふ。この場合特殊なる學校關係を顧慮して、教則の中より選擇されたる教授課題は、二學年、三學年又は四學年の教程に於て成就される。

二、未完成の學校に於ける教則實施に關する必要なる規定は、文部大臣贊同の下に當局たる内務局之を取り扱ふ。

一、多數の學校を有する都市の學校官廳は文部大臣の贊同を得て教則に規定されたる規則及根本原則の範圍内に於て、教則の統一的實施規定を與へることを得。個々の教案は學級教師によつて作成され、都市の特殊的關係及學級の特質に適合しなければならぬ。教師は各學級の統一的共同作用を確保するために校長座長の下に必要なる協議をしなければならぬ。都市の學校官廳は個々の教案を、地方視學官によつて統一的視點の下に檢査せしむる様留意する。

二、大都市に特殊なる陶冶標準又は國民學校の擴張に對する要求の生じたる場合に於ては、都市學校官廳は之に對する許可、必修又は選擇の教授科目の挿入、時間割の必要なる變化等を申出ることが出来る。

此の申出は當局たる内務局に依つて、文部省との協議の下に管理される。一週三十二時間以上は如何なる場合にも許されない。

一二、教授對象は次の如き時間割に依つて教へられる教授科目である。

獨逸の新教員養成制度

カール、シートツェル

一

獨逸の學校には、二種の教員がある。之に就ては、以下の獨逸學校制度概観に依つて、辨別記述する。

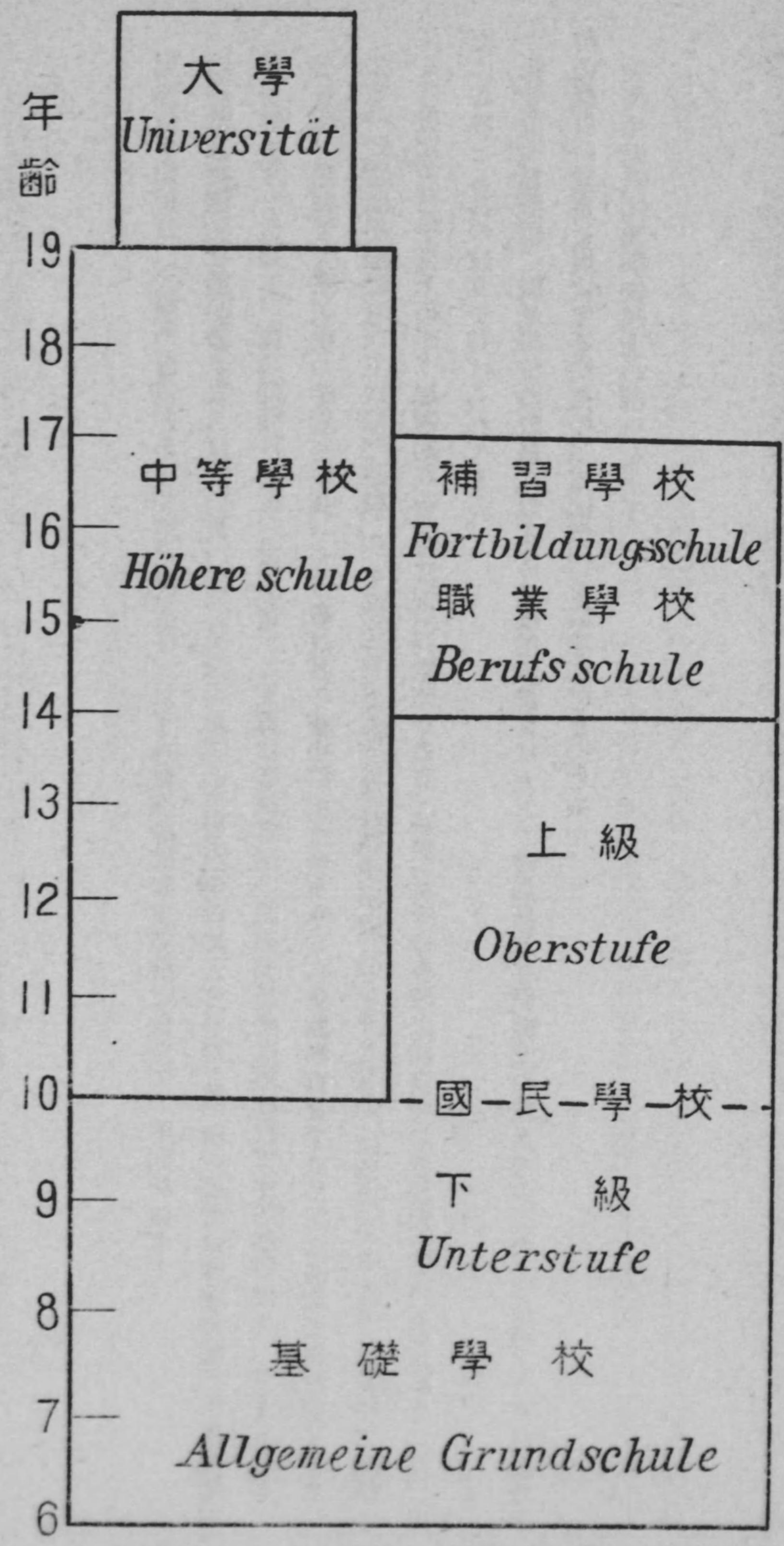
精神的及身體的狀態が許すならば、六歳の時、獨逸の總ての兒童は學校に入らねばならぬ。彼等は四年の間、小學校即ち *Grundschule* に通ふ。此の期間の終に、最も優良な兒童は學校當局の試験委員會に選ばれて中等學校即ち *Höheres Schule*

に送られ、此處で大學入學の準備をする。大多數は其の儘小學校に留まり、八年間教育を受けて、十四歳で之を修了する。

彼等の教育は小學教育以上は補習學校 (*Fortbildungsschule*) 又は職業學校 (*Berufsschule*) に通學することに依つて繼續される。男女共三年以上の間、毎週約八時間は出席の義務がある。然し此等の學校は尙發達の過程にあり、基金缺乏の爲、未だに各地とも其の設立を妨げられてゐる。

此等の補習學校、職業學校の教員は以前は小學校教員又は大工、電氣屋等各種職業の職人であつた。ハムブルグは此等學校の教員の教育を規定する法律の制定に依つて嚮導者となつて來た。

次表は大體獨逸學校制度の構造を示す。



一一

補習學校及職業學校の教員は、其の起源と其の受けたる教育とに依り、小學校教員と同一群に屬し、共に二種の獨逸教員中の第一を形成する。此の種の教員は、稀に例外もあるが、一般には中學校で教へることは許されない。中等學校教員の地位は中等學校教員即ち Oberlehrer のものであつて、之が二種の學校教員の第二を構成する。

中等學校教員の教育は、大戦又は革命に依つて影響を受けなかつた。少くとも八學期間（四年）の修學を必要とし、三專攻學科及一の副學科の試験を以て卒業し、別に教育學の課程は之に含むを要しない。

一二

小學校教員の教育は一九一八年以來完全に變り、現在では全然新たな基礎に立つて居る。従前教員志望者の過剩供給をなした古き教育機關たる師範學校は閉鎖された。然し今日でさへ、プロイセンには師範學校教育を受けて未だ任命されてゐない教員が居る。獨逸の憲法は述べて曰く「總ての教員の教育は原則として齊一でなければならぬ。而して一般に高等教育に當て嵌る原則に従はねばならぬ。」（第一四三條）

一三

此の齊一的教育は大部分幻影である。教員たらんと熱望する學生は皆中等學校の全課程を修了してゐねばならず、卒業試験を立派に通つて居らねばならぬと言ふ點までは實現されてゐる。

獨逸の各邦は教員養成に關して自らの法律を作り、學校を設くる自由を有つて居る。前述の如く、數邦に於ては多數の師範學校卒業生を利用し得る状態にあり、斯かる場合、他の施設は直接毫も必要がないので、此の自由を未だに行使せぬもの

が數邦ある。

教員養成の方法は、甚しく相異なるけれども、之を二種に分類することを得る。即ち大學の養成と師範大學の養成とである。

ハムブルグ、ザクセン、ブルンスウィック、チーリンゲン、メックレンブルグに行はるゝ大學の教員養成は相類似し、ブレメン及びリューベックは目下ハムブルグに實施中のものと同様な教員養成法を準備しつつある。

第二の方法たる師範大學の教員養成は、プロイセンに於て行はれてゐる。此等の師範大學 (Pädagogische Akademien) は前プロイセン文部大臣 H. F. ベッケル博士の行政下に於て發達した。現に獨逸に斯かる師範大學は五校 (譯者註。現在十五校あり) 茲數年中に恐らく多少増加するものと思はれる。此等の師範大學は二ヶ年課程であつて、各校が同一の宗教的信仰を有する生徒のみ收容する點に於て宗派的である。

獨逸小學校教員にして、獨逸教員協會に屬する者は、強く此のプロイセンの師範大學を非とする。彼等は宗派的制限なき三年の課程を要求する。ハムブルグ案は其の要求の原型である。

五

一九二六年十二月二十日にハムブルグにて通過した教員養成法中から二條を引用するに、

第一條 公立小學校の教員たらんとする者は男女共に、其の教員としての陶冶を始むるに先立ち、大學入學資格證書を得て居らねばならぬ。

第二條 教職的陶冶は、教職に就くに必要なる實際的教育的陶冶を含む少くも三ヶ年の大學教育に依つて得られる。陶冶は教育及類似諸科學の理論並に普通學科、美術學科、手工學科中の選擇科目の兩者に互る試験を以て完結する。尙教授を爲すに必要な實際教育の能力及陶冶の證明せらるゝことを要する。試験規程は陶冶の細目を決定する。試験の合格

に依り、學生は小學校助教員として任命せらるゝ資格を得る。恒久的に小學校教員たるの資格は更に高次の試験に合格することに依つて與へられる。中等學校當局は試験規程を發布する。

一九二六年三月ハムブルグの法律通過前ハムブルグには養成中の教員が二十名あつた。其の通過後、其の數は逐年増加して、六十名となり、二百名となり、六百名となり、今や千名に達してゐる。此のハムブルグ教員養成案の成功は最も樂天的な期待をすら遙かに超ゆるものであつた。

六

中等學校教員も小學校教員も共に大學に於て養成せられる。前者は少くとも大學で八學期 (四年) 間、後者は六學期 (三年) 間在學することを要求せられる。學生は時に此の期間内に其の課業を卒ふることを得ぬ者がある。

恐らく新教員養成に關する最も具體的なる敘述は、其の根據として筆者自身の經驗を用ふることに依つて與へられるであらう。

教員養成の雰囲気は獨逸大學の雰囲気であつて、其の顯著なる特質は學問の自由である。此の傳統的原則は、學生に其の學科の選擇に於ても、課業の努力に於ても、最大の自由を與へる。それ故養成中の千餘の教員中、同じ方法に依つて研究した者は二人と居ない。夫々の研究方法は獨特である。獨逸大學に於ける教員養成は根本的に個性主義的である。

七

私の第一學期は、豫想し得らるゝ如く、一の手引入門であつた。學習案は幾分固定的人工的であつた。私は教育學と心理學の講義に出、實地教授もしたが、特に私の選修課目化學を研究した。未來の小學校教員達は何れも、語學、歴史、數學、政治經濟、自然科學、圖畫、音樂、體育、手工等の中から一學科を選択する。何れの學科も皆殆ど之を選修科目として選び

得る。然し醫學は之に含まれない。即ち、醫學は教育學をも併せ修めねばならぬ所の此の六學期間には、餘り廣汎な研究であるからである。

第二學期は第一學期と同様である。私は四時間宛教育史の選擇科に出、化學(私の選修科目) 物理學、其の他を研究し教授實習の二つの實習にも参加した、教授實習に就ては更に説明を要する。それは二つの部分、理論的對論及ハムブルグ諸學校に於ける實地教授とから成る。別に特別な實習學校や觀察學校があるのではない。ハムブルグの諸學校は總て此の目的の爲に利用せられる。學生は其の行かんと欲する學校を選ぶことが出来る。最初彼等は單に觀察するが、出来るだけ早く授業に當るやうにする。其の際、正規の教員が側に立つて、援助を要する時は、之に援助を與へる。學校は其の便宜な地位と優れた校舍設備の爲又は其の他の理由で特に選び得る。そして現職にあるハムブルクの教員は皆其の教職的新兵の訓練に當る。

八

學生は夏期に二度、教員の助手をせねばならぬ。私は或る教員と知合になり、彼に私の第一期を其の學級で教員助手として務める許を乞ふた。此の務は六週間であつた。此期間中、學生は出来るだけ課業を負擔し、學級教員として働く。私は始める二週間に、休日のキャンプで其の學級の兒童達と一緒になり、其の時の經驗と出來事とを學級課業の自然的基礎とした。勿論、正規の教員は絶えず其の見習生の監督に當り、時に見習生以上に其の課業の成功に責任を有する。若し六週間の終に、其の學生教員が爲し遂げるだけの能力あることを證明せぬと、再び此の期間だけ見習を繰返さねばならぬ。

教員見習は學生教員に非常に喜ばれ、彼等自身の責任に於て教授實習に創案が行はれる。其は年若き教員の能力を證明し、彼自身の課業の最初の成果を示し、其處から課業に對する力と好みを起す、一般に教員助手の務が第三學期と第四學期の間に濟まされる事實に注意を喚起することは重要なことである。

其の經驗を持つたことのある他の殆ど總ての人達と同じやうに、私は私の最初の教員見習に就て非常に愉快な思出を持つ。

多くの教員は斯くの如くして將來の經歷を通じてずつと永く役に立つ經驗を得る。此は少くとも兒童の面前に立つた時に逡巡と遠慮とを感ずる者にとつては凡て此等を一掃する時である。教員助手の務は又學生が教授能力を有つか否かを示す。

九

私は最初の教員助手の務を終つてから第四學期を始めた。私は既に第三學期に化學の實驗作業を始めて居つて、此の仕事の爲に第四學期、第五學期及第六學期の初の間は、朝の間全部と午後一時二時まで時間をとられた。實驗は質的分析から始めた。私は二十七の分析をやつたが此は次第に困難を加へた。私のノートブックから數例を示すと、

分析十九 N_2^+ , C_2^+ , B_2 , O_2^- , H_2O_2 , S_2O_2 , F^- .

分析二十 P_2^{++} , S_2^{++} , N_2^+ , K^+ , CH_3COO^- , C_2^- , $C_4H_9O_2^{--}$, $(COO)_2^{--}$.

其の間に私は十六の準備をやつたが、其の中には B_2 (NO_2)₂ を溶解する純粹の N_2O 及 CHI_3 から電氣分解法に依る B_2O_3 分析がある。此等を終つた後、錫と鉛の合金其の他の八つの量的分析をやつた。化學の知識を多少持つ人々に對しては、此の作業の要求を理解せしむる爲に、これ迄一層困難な仕事を幾つか例示して來た。

午後私は教育學心理學及哲學を學んだ。一例としてノートから私の出席した講義と私の參加した演習とを今表示しよう。獨逸の大學では學生は其の希望に依つて、或講義に出席しても、しなくても可い習慣が行はれてゐる。教員は其の判定に依り、生徒が其のコースでも全講義の三分の一乃至三分の二出席したと認めたならば「出席佳良」の評語を與へる。然し其の學級學生數が多ければ、教授は此の點に關して何等統制の方法を採らない。一度以上教授を見たことがなくて出席を證明して貰つた學生も居るかも知れぬし、又若し友人に出席の責任を委せて了へば、全然教授を知らずとも濟む(此れに絡んで面白い話が澤山ある) 私自身も此の様にして二三の講義に出席したが、私の記録簿からとつた次の表は正直に出た講義と演習のみを含むものなることを讀者諸君に保證する。

第一學期

一般實驗化學

一般實驗物理學

文化哲學

心理學及高等精神生活

ルソールに關する演習

獨逸語演習

學校實習參加

獨逸語教授

心理學初步實習

每週時數

四 四 四

二 二 二

第二學期

一般化學

一般物理學

教育史

週期律 (Periodic System)

質的分析

ルツソール演習

教育心理學演習

學校實習參加

第二部

第二部

四

四

四

一

二

二

二

獨逸語教授

數學物理學教授

第三學期

教育教授組織論

質的分析

特殊的無機化學

興味論演習

學校實習參加

歷史及公民教授

化學實驗

第二部

第二部

四

一

二

二

二

約二〇

第四學期

教育心理學

一般心理學

物理的化學

演習

實驗心理學

ハムブルグの學校實驗

學校實習參加

小學校教授

四

四

二

二

二

化學實驗	約二〇
第五學期	
論理學の基本問題	四
兒童心理學	四
物活論の問題	一
自然哲學史	二
演習	二
ハムブルグの青年に關する社會學	
兒童心理學	
學校實習參加	二
化學教授	
化學實驗	二〇
第六學期	
ギリシヤ哲學	四
青年心理學	二
學校法規	二
演習	二
教育的價值實例	
化學實驗(前半期)	二〇

何を要求するかに就ては此の表から推知されることが望ましい。學生數の増加の爲に少數であつた頃よりも現在に於て一層明確に所要の點を述べる必要がある。

一〇

昨年中社會學を教育學、心理學、哲學と同様必修課目となすべきか否かに就て議論が行はれた。然し更に一課目を必修せしむることは學生の負擔を、過重にするとの理由で此の問題は教育局に申出でぬことに決定された。此の論争の決定されたところはハムブルグ教員協會(一八〇五年設立)の教員養成委員會であつた。ハムブルグの進歩的な教員養成法は此の協會に負ふところが多い。ハムブルグの法律制定委員會の會員百六十名中二十一名は此の協會員であり、現ハムブルグ市長は以前教員養成委員會の議長であつた。

一一

新教員養成案の責任者の一人なるピーター教授は、教員養成委員會に精密なる教育學研究の所事項を提出したが、其中に各學生が必ず七期の學校實習に参加するを要すること、之が一定の計畫に従つて配分されることが述べてある。學校の教授に參與することに關係ある演習の悉くが實際的のものではない。普通の學問的な演習は一部は學生のリポートであつて、此は學期の始に一組宛の學生に課せられる。此の期間中に少くも學生は三や四のリポートは作るであつて、六乃至八となると良い方である。大學の精神は此のリポートを作るに當つて學生が何等の援助をも受けぬことを要求する。其の他何事も學生自身の技術と能力に委ねられる。偶々失敗があつても、此の方法の利益は損失よりも遙かに大である。

第五學期と第六學期間の休暇は第二回の教員助手期——所謂社會奉仕に對する普通の時期である。四週間は社會的福祉施設の仕事に参加する義務があり、私は此の奉仕期間を二つの休日キャンプで過した。私の友人は癡狂院の監視所の助手を

して居つた。教育センター、教育ハイム、少年刑務所、娯樂所、孤兒院、低能兒學校、幼稚園等は此の奉仕期の過される場所である。

第六學期は養成期の最後である。學生が若し廣さに於ても深さに於ても十分研究したことを證明すれば、此の期の後半は大部分試験に占められる。養成期は極度に自由無制縛であるが、試験は廣汎に互り難いものである。其は口頭筆記二つであり殆ど三ヶ月を要する。

一一一

約言するに、我々は最も現代的なる獨逸の教員養成の實際に就て、三つの主要特質を見る。

- 一、陶冶の場所たる大學の傳統から来る學問的自由
- 二、實地教授及教員助手に見る如き諸學校との直接的なる實際上の連絡
- 三、選修課目の強制的研究

一時的觀察者の多くにとつて甚だ不必要に思はれる選修課目の研究は、ハムブルグの教員養成制度の顯著なる特質である。屢々尋ねられる疑問に、將來教員たる者は何故將來教へることもなさうな經濟や、高等數學や或は化學を研究せねばならぬのか。

と言ふがある。選修科目と將來の教授との間に何等の關係もないことを知るのは重要なことである。

選修制度は現時の教育學說に支持せられる。十九世紀には教育ある人と謂へば、何もかも知つて居る全知の人たることが想像された。然し此の關係は現世紀の初め、人智の驚くべき擴大が行はるゝと共に、他の關係が之にとつて代つた。何人も人智の凡てを知り盡すことの望み得ない以上知識と教育とは最早同一ではなくなつたのである。逆説的な言ひ方をすれば教育學說が教育ある人を認めないと思はれることを避けるには、新たなる關係が作られねばならない。哲學や科學や教育學は

學問の諸法則が凡ての學科に對して同一であり、一科目を深く研究すれば凡ゆる學科に應用し得る諸原理諸法則を發見することを認めてゐる。ハムブルグの小學校教員養成案に於ける選修課目の觀念は、學問に於ける廣さから深さへ、量から質への大變動の解釋の結果である。

此は選修課目の研究を強制する根據である。選修課目は少くも學生の學習時間の三分の一を占める。

私に、私よりも更に興味ある選修課目を選んだ友人がある。彼は動物學を研究した。入門的講義の外に、彼は二學期に互る或實驗に参加した。彼は其の興味儘にハムブルグ熱帶醫學研究所で勉強した。彼は他の色々の事の中でトリパノソウム (Trypanosome 睡眠病を起す寄生蟲) とスピロヘータ (Spirochaeta 螺旋狀菌) を研究した。休暇中に彼は一度ヘリゴラントで水中植物科に加つた。

私が此の敘述をなすのは、選修課目の性質を一層明白に概観する爲に外ならない。此處に示した例が二つながら科學的のものであると言ふ事實は偶々筆者の個人的性質に基づくものである。我々は獨逸全國を通じて此等教員養成の原理を採用せられたるものを如何程見ようとしても、尙ハムブルグが未だに此の新方法に従ふ唯一のものであることを認めねばならない。ハムブルグ式思想には敵があり主として政治的理由から反對者等は高等な教育が教員に必要であるとは考へない。理論家は選修科目の理論的合法性を是認しない。私が與へた合法性は最も廣く是認せられてゐるものである。

一一二

試験に合格してから、教員志願者は助教員として學校に配當せられる。其の陶冶は第一次試験に依つて完了したのではない。三、四ヶ年、第二次終末試験を受けねばならない。此の試験に就ては、何人も來年迄は之を受ける資格が無いので、殆ど何事も言ふことが出来ない。此の試験には志願者自身の選んだ教育學の問題、關する廣汎な論文が必要であり、尙、進んで教授能かに關する二、三の證據も舉げられねばならない。加ふるに此の青年教員は美術又は技術に關しても其の性質を舉示す

るを要する。助教員は何れも圖書、音楽、手工、裁縫、家政、體操等の中一科目を選び、第一試験後三年間其の選擇した科目を實習する。要求は然し此等の科目が大學で選修科目として選ばれる時程大ではない。彼は教育顧問として、其の大に信賴する同一學校の教員を選び、教授上の難儀は此の顧問に援助と忠告を求め、第一年度に於ては青年教員は一週六時間教授を免除される。教育顧問教員は三年の間一週一時間免除される。之が彼等に相互の學級を訪ねる機會を與へる。第二年度には一週四時間、第三年度には二時間宛青年教員は免除される。此の三年の間、助教員は研究所で其の研究を続けねばならない。一般に毎學期少くも二つの講義に参加する。此等の講義は特に有能な教員又は教育局より任命せられた講師に依つてなされる。此等の講義は第一義的には教授方法に關するものである。教授時數の最大限度が次第に増すことに依つて、教員は教職の困難に慣れて行かう。初の比較的少時間數なのが我々一同にとつては非常な利益である。之が其の教授の實質を必然的に低下する負擔から青年教員を救つてくれる。

一四

ハムブルグの教員養成は新しい型である。此の制度の育ての親達は現實を肯定し、現實を愛好し、廣き知識世界に於ける一小範圍を知り、心的決定に當つては自由にして、正確なる學生を心に描いて居る。如何なる種類の教員を作るかは此の新制度下に於ける最初の學生が教授を受け始めてから僅かに二年であり、未だ其の價值を示す機會が無いが爲尙疑問である。然し其にも拘はらず我々は學生達の成功と其の受けた制度の成功とに望を囑してゐる。

實業學校と補習學校との比較(獨逸)

(次は「國際商業教育雜誌」(Internationale Zeitschrift für Kaufmännisches Bildungswesen)の一九三〇年十二月號に掲載されたパウ・エツカルト博士の論文「商業補習學校か商業實業學校か?」に於て述べられた主旨を要約したものである。エツカルトはビーレフェルトの商業學校長であつて、ディプロムハンデルススレーラー(商業學校教諭)である。)

現在では補習學校及實業學校は單に生徒を技術的に教育すると言ふことにのみ其の主要目的を置くものでなくして、職業學校(補習學校)は重要な公民的及一般的教育をも施さねばならないと言ふ見解は益々著しく力を得てゐる。其と同時に商業上の後繼者は職業の豫備的訓練をとる可きか(實業學校に入るべきか)或は服務の傍ら行はれる補習學校をとる可きかと言ふ問題も亦復活されるに至つた。其には先づ次の事を明瞭に理解しなければならぬ。即ちプロイセンに於ては商業實業學校は職業生活に入る前の青少年を完全なる晝間教授に於て、生徒の將來從事せんとする活動の爲に教育を施すところの商業學校であると言ふことになつてゐる。補習(職業)學校は徒弟、店員が服務の傍ら、平均一週六—一〇時間の授業を受ける所である。此の學校の就學は法律的に強制されるもので通例三年間であり、併し長くとも十八歳の終までである。

尙ドイツに於ける補習學校、實業學校及高等實業學校の入學條件及修業年限は次の様になつてゐる。補習學校義務は一般に三ヶ年である。若し生徒が規則的に進級しない時は其以上學年を延長されることが出来る。此の場合には四ヶ年就學せねばならないことになつてゐる。通例國民學校八學年を卒へた者の大部分が入學するのである。實業學校への入學は通例國民學校を卒業し、實地及學問的方面の試験を受けて合格した者が入學する。そしてプロイセンでは僅かな例外を除けば實業學校の修業年限は僅かに二ヶ年以内である。

高等商業學校は略、日本の中學卒業程度位に相當する學力、即ちオーバーゼクンダライフェ(高等學校二級上入學資格)

或はミットレ・ライフェ（中學校卒業乃至は高等學校二級下修業）の學力を有つた男女青少年が入學するのであるが、其の修業年限は多くの場所で唯一ケ年となつてゐる。無論今日では一般に二年制にしようとする努力が爲されてゐる。此に依つて明かなる如く獨逸の實業的學校は内容、外形とも日本の其の種類の學校に直ちに當敵るわけではないが、大體日本の同名稱の學校に近いと言ふことが出来るだらう。

最近に職業（補習）學校をとるか實業學校をとるかと言ふ問題に關して二つの稍々大きな著作が現はれた。テイリストの商業學校長で大學私講師たるドクトル・ウルプシャトは此の問題を彼の著書「Einfluss der Berufserfahrung auf den Erfolg des Kaufmännischen Unterrichts」(Freiburg in S. 1930) に於て取扱つてゐる。同じ様な表題の下にコトプスの商業會議所法律顧問ドクトル・シュナイダーは此の問題を雜誌「Deutsche Berufsschule」(一九三〇年八月一日) に於て論じてゐる。後者の論文に對しては「Deutsche Handelsschul-Wart」の一九三〇年十月一日號にコトプスのデイプロムハンデルスレーラー、クルト・ミユラーの駁論が爲されてゐる。始に擧げた二つの著作は要するに職業（補習）學校の方が實業學校（商業學校及高等商業學校）よりも宜しとしてゐる。何となれば補習學校の方がより良き成果を擧げてゐるからだと言ふのである。ウルプシャトは十八歳から四十八歳までの（平均二十八歳）六十人の商業従事者に就ての試験の結果此の結論に達したのである。シュナイダーはコトプスの工業及商業會議所に依つて施行された店員徒弟試験（Teilnehmerprüfung）の結果に依つたものである。此の試験は二三年間に八四〇人の徒弟に對して自發的原则に依つて行はれたものであつた。

斯くの如き調査が、果して補習學校の就學か實業學校の就學か何れをとるかと言ふ問題を残りなく説明するに適當なるものであらうか。ウルプシャトは彼の調査に際して純粹な科學的興味を主眼としたのであつて、兩學校種類の中の何れか一つの存在資格を無くすると言ふ様な目的ではなかつた。寧ろ彼は彼の論文の終りに於て次の如き結論に到達してゐる。即ち一年半の商業學校は、補習學校に完全にとつて代り得るものではないと言ふこと、これは併しながら二年制の商業學校の場合には無條件に推薦され得るものと言ふことを言つてゐる。ドクトル・シュナイダーの場合では此の學校問題は別様に解答さ

れてゐる。彼は商業學校の完全なる拒否と言ふ事に到達してゐる。此の見解は獨逸の實業教育、殊にプロイセンの商業教育制度にとつて實際上重要な意味があるものであるから、補習學校をとるか商業學校をとるかと言ふ決定を爲すに當つて、如何なる立場を注意しなければならぬか、又此等の議論から如何なる結果が兩學校種類に對して生ずるかと言ふことを調べる必要がある。

職業學校の意義を調査せんと思ふならば、人々は問題を二つのグループに區別して見ねばならぬ。

一、教育施設としての學校に關する問題。

二、經濟に對する關係から見た學校の問題。

各々の職業學校及職業準備的學校は職業教育を媒介すべきである。併しながら同時に人間教育を爲さねばならぬ。其の事からこれには二様の使命が生れる。だが此の際に次の様なことが顧慮されねばならぬ。即ち此の兩つの使命は聯關なしにあつたり或は互に對立排反してゐるものではないと言ふこと、それどころか寧ろ人間教育は職業教育への途上に於て達せらるべきものであり、又達せねばならぬものであると言ふことを注意すべきである。

一 教育施設としての補習學校及實業學校

私は教育的な見地から此の兩つの學校の意義に就て、既に一九二七年ローストックでの講演に於て述べたのであるが、そして此の講演は「獨逸商業教育制度聯合」(Deutsche Verband für das kaufmännische Bildungswesen)の第六十七卷に印刷に附されたので、私は以下に於ては主として私が其の時注意しなかつた諸點に重きをおいて述べようと思ふ。補習學校と實業學校とが教育施設として如何なる長所を有つてゐるかを調べるには、先づ夫々の學校種類の具體的な姿を見るが最もよいのであるが、此處で其等一々に就て詳しく述べることは出来ないで兩學校の長所を擧げて各々を比較して、結論に達しようと思ふ。

イ、補習學校の長所

男女の若い人々が商業的見習に入るか或は商業上の勤務に就くと、彼等は補習學校に入學する。併し見習の過程を経ずして直ちに商業上の勤務に就くと言ふことは獨逸に於ては非常に稀である。殊に次の様なことが一般に行はれる様になつてから然うである。即ち店員(賣子)及其の他の職業に就く若い娘達も亦、若し彼等が特別な商業上の學理的豫備教育を受けてゐないとか、或は單に一定の仕事だけに對する技能(例へばタイピストとしての技能)の外に素養がないと言ふ様な場合には、一般に順序立つた修業期間を完了せねばならないことになつて以來然うである。生徒は其故補習學校就學の最初の日から商業上の實際に携はつてゐるのである。補習學校は生徒の新しい生活目的である。

此の點は補習學校の特徴である。若い徒弟の日々の仕事は、其の職業の知識の出發點となり、そしてそれと同時に始から學校に於ける勉強に對する興味は、内部生活の最も強い點に、即ち新しい職業能力に結び付いてゐるのである。其故に補習學校は疑もなく實業學校に對して優越の地位にあるわけである。と言ふのは實業學校の生徒は假令職業の準備教育は爲されるとは言ひながら、まだ此の場合には實際の事實としては擱まれてゐないからである。のみならず實業學校の生徒は大抵の者が両親の決定で學校に入られた様なものであるから、多くの商業學校の男女初年生は決して商業的職業に對する明確な感激等と言ふものは持つてゐないからである。學校に於ける適切な肯察に當つた教育に依つて始めて實業(商業)學校生徒の多數者が漸次に將來の職業に對する喜びを呼び醒されて行くのである。言ふまでもなく此の點で補習學校は實業學校に對して明かなる長所を有するわけである。

總ての相當大きな補習學校は、今日では生徒を専門グループに依つてクラスを別けて組織する様にしてゐる。一般に凡て時代に適應した學校に於ては事務と販賣とに級を別けてゐる。例へば事務の方には、保險、銀行、官廳等に勤務してゐる生徒、販賣の方には金屬、工業、食料品工業、製靴工業、皮革工業等に從事してゐる生徒である。此處ではどの程度まで此の區分を實行すべきであるかといふ様なことに就て論ずることは止めようと思ふが、併し乍ら次の事を注意しなければなら

ぬ。即ち斯かる區別は一般的商業知識の狭少を來さない程度に行はれる場合にのみ教育的な立場から是認され得るものである。此の一般的な商業知識の狭少といふことは、實際上益々強くなつて行く特殊化の事實と關聯して、或商業的職業部門から他の部門へ移ると言ふことを多かれ少かれ全く不可能にするものである。此の點に就ては商業學校の方が一般的商業教育を授けてゐるので、知識の狭少化は來さないわけである。だが補習學校の様に職業に即して餘り細かに分化することは出來なう。

補習學校の生徒は生活の只中に立つてゐるので、社會の諸々の事象を生きた儘に知つてゐる。即ち彼が勤務してゐる商店と他の商店との不斷の關係や顧客との關係、利益や成功其の他色々な文化現象を體驗するわけである。其故彼等が學校で教はる公民科、市民學、社會學と言ふ様なことも常に事實として體得するのである。其故に補習學校生徒は公共生活に於ける實地服務を経験してゐない實業學校生徒よりも遙かに內的に緊密に經驗の上に立つた教育が爲されるわけである。其から最後に補習學校は修學期間が長いことである。めに述べた様に商業學校は一年半から二年、高等商業學校は一年二年なるに對して補習學校は三年或は四年である。ピーレフェルトに於ける例を見れば生徒百人毎に對し學校に入學する年齢は次の様になつてゐる。

高等商業學校		商業學校		補習學校		販賣學校	
十	十	一	八	一	二	一	四
八	七	一	六	一	二	一	三
六	五	一	二	二	四	一	八
四	四	一	二	三	五	一	〇
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇	
人		人		人		人	

補習學校の生徒の年齢は大體に於て思春期の激情の時期が鎮まつた頃である。此の時期に於て青少年は自己を確立して、其の目的と理想をはつきりと持つ様になる。此の時代に青少年達の友人となり忠告者となる様な良き教員は、生徒の成熟して行く心情と漸次に人格を強めて行く人間性に對して深い餘韻ある影響を與へるものである。此に對して高等商業學校の方は別であるが、商業學校の生徒は通例十六歳から十六歳半で學校を卒業して了ふ。其故に上述の時期に於ては既に學校を去つてゐるのである。彼等は教員に接する代りに既に社會の荒波の中にある。斯かる點でも若干補習學校は有利である。

ロ、實業學校の長所

商業學校及高等商業學校は繰返して言ふが、完全な晝間教授である。そして生徒は全精力を學校に集中することが出来る事情に置かれてゐる。此の特殊の條件は凡ゆる補習學校の長所を合せても尙達することの出来ないものである。

前に言つた修學年限の長短と言ふことに就ては一面また次の事も注意しなければならない。即ち實業學校を卒業した若い人々は補習學校生徒よりも通常二歳年長である。其故實務に就く年齢に於て兩者を比較すれば精神に於ても肉體に於ても前者が遙かに進歩してゐるわけである。其の上實業學校卒業生は實業的豫備教育のお蔭で特に實務に就いた最初の時期にも補習學校生徒程の無理はなくしてやつて行くことが出来る。假令生徒が學校で教はつた世界とは凡そ異つた實社會であるかも知れないと言へ、實業學校卒業生は經濟生活の主なる事柄に對する専門教育を受けて來たのであるから、左程多くの豫期せざる困難に打突かることがないわけである。

實業學校生徒は全日を學校の爲に使ふことが出来る。學校は彼等の全生活である。彼等は思ふ儘に此を利用することが出来る。此に對し補習學校では色々な障害の爲に規則的にやることが妨げられる。ハノーヴァーの市立高等商業學校紀念祭報告(一九一三年)に依れば補習學校の缺席割合は次の様になつてゐる。

第二部 病氣缺席 事故缺席 合計

一九一一年 夏	二・五%	一・六%	四・一%
一九一一年 冬	三・六%	一・五%	五・一%

第一 部			
一九一一年 夏	三・一%	三・二%	六・三%
一九一一年 冬	四・八%	二・八%	七・六%

補習學校と實業學校の缺席率の差異に就ては、ビーレフェルトの學校の數字に依つて見れば、一九二九—三〇年度に於て次の如くである。

商業學校に於て	病氣缺席	事故缺席	合計
補習學校	一・六三%	〇・四七%	二・一〇%
事務部	四・〇一%	一・四六%	五・四七%
販賣部	四・三一%	二・〇五%	六・三六%
プロイセンの補習學校に於ては最近の學年に於て次の如くである。	病氣缺席	事故缺席	合計
事務學級			
下 級	一・一九%	〇・八六%	二・〇五%
上 級	八・五三%	一・八八%	一〇・四一%
販賣學級			
下 級	一・八九%	一・二四%	三・一三%

上級 七・一五% 三・〇七% 一〇・二二%
 尚入學の場合に實業學校(商業學校)は入學試験に合格しなければならぬ。其故比較的優秀なるものでなければ入學が出來ない。
 ビーレフェルトに於ける商業學校及補習學校の入學者は一九二八年度に於て生徒百人に對し次の如くなつてゐる。

出身	商業學校		補習學校	
	事務部	販賣部	事務部	販賣部
高等學校(第三級及第四級修了)	一三人	一〇人	一〇人	五人
(中學校第二級及第三級)	六	一四	一四	一二
國民學校第一級	七五	七一	七一	六四
同 第二級第三級	六	五	五	一九

商業學校は生徒の出身學級並に修業或は卒業の時の成績を参考し、尙其の上に入學試験に依つて不適當なるものを除外するので、級の選擇に際しても、補習學校の場合よりも平均して、遙かに均齊ある生徒を得ることが出来る。其故級の編制を爲す場合にも其に適合した略々均等なものが出来るわけである。

尙獨逸に於てはまだ地方に依つて補習學校義務が實施されてゐない處や、女子が除外されてゐる處、商業雇傭人には就學義務が免除されてゐる處或は學校で職業的知識を廣めるのに全く或は非常に不完全な施設のみしかなくところがある。斯かる場合には實業學校は其の缺點を補ふ爲に缺くべからざる教育機關である。

一九二七年度學校統計に依ればプロイセンに於ては次の如き數字を示してゐる。

	男子		女子		合計(概數)	生徒總計の%
	子	女	子	女		
補習學校生徒	八五、九五五人	七九、二八五人	一六五、二〇〇人	九〇・九		
商業學校生徒	六、八二一人	一〇、〇二一人	一六、八五〇人	七・三		
高等商業學校生徒	一、六九六人	三、七四六人	五、四四〇人	一・八		
合計	九四、五〇〇人	九三、〇〇〇人	一八七、五〇〇人	一〇〇・〇		

此等の數字を人口に割當て、概算すれば人口一千人に對して

- 補習學校生徒 四・三五人
- 商業學校生徒 〇・四四人
- 高等商業學校生徒 〇・一四人

ベルリンに於ては

	男子		女子		合計	生徒總計の%
	子	女	子	女		
補習學校生徒	七、三〇〇人	一七、六〇〇人	二四、九〇〇人	六・二二		
商業學校生徒	三〇〇人	五、三〇〇人	五、六〇〇人	一・四〇		
合計	七、六〇〇人	二二、九〇〇人	三〇、五〇〇人			

ビーレフェルトに於ては此と大分事情が異つてゐる。

補習學校生徒	男子		女子		合計	生徒總計の%
	子	女	子	女		
	二二二人	五七八人	八一〇人	九・〇〇		

商業學校生徒	一七二人	一四〇人	三一二人	三・四七
高等商業學校生徒	七〇人	五五人	一二五人	一・三九
合計	五七四人	七七三人	一、二四七人	一三・八六

ハーゲンに (Hagen in W.) 於ては、

補習學校生徒	二五四人	五八〇人	八三四人	八・三四
商業學校生徒	二一七人	三三九人	五五六人	五・五六
高等商業學校生徒	六一人	四八人	一〇九人	一・〇九
合計	五三二人	九六七人	一、四九九人	一四・九九

此等の數字に據れば各百人の補習學校生徒に對して商業學校生徒は

ベルリンに於ては

二・二四%

ビーレフェルトに於ては

三・八五%

ハーゲンに於ては

六六・六%

此の最後の數は次の事を示してゐる。即ち人口に對する關係に於て見たる商業學校の數はプロイセン全體に於ける割合よりも

ビーレフェルトに於ては八倍

ハーゲンに於ては十二倍半であり

工業商業の盛なるベルリンに於てはプロイセン全體に於ける割合よりも僅かに三倍半多いだけである。其に依つて見れば職業教育上に於て如何に多くの商業學校が地方住民の中に殖えたかと言ふことが分る。

一、補習學校及實業學校と經濟

經濟に對する職業的學校の關係を考へる時には我々は通常生徒の勞働地位(職業)としての經濟のことだけを考へ勝である。併しながら我々は次の事を注意しなければならぬ。即ち生徒の兩親も同様に積極的にか消極的にか經濟に關係してゐること、そして何よりも先づ兩親の社會的地位や収入も學校の發展に對して重要なものであることである。

(イ) 學校と雇主。雇主側から見れば補習學校と實業學校とは共に必要である。何となれば一通りの學習では多くの場合に於ける實業の益々進む行く増大と特殊化の結果廣汎な基礎に立つた總括的な教育を達することは出来ないからである。

大商會(工場、大商業)は屢々徒弟を採用しないか、或は唯商業教育あるもののみを採用する。こんな場合には商業學校は一般的豫備教育を與へる任務を持つてゐる。此の豫備教育に續いて實業上の或勞働グループに對する特殊化が起るのである。補習學校は此の任務を同様な程度には解決することは出来ない。

多くの商會では唯補習學校を了へただけの徒弟を望んでゐる。斯かる場合の要求の爲に補習學校は必要である。

(ロ) 學校と兩親。人々は商業學校及高等商業學校は階級學校であると言ふ言葉を屢々聞かされてゐる。此の見解がどの程度まで當つてゐるかどうかを確めて見る爲に、著者はビーレフェルトに於て一九二八年及一九三〇年の兩親の收入及階級(身分)を調べて見た。表示すれば次の如くである。

父の職業 生徒のパーセン テージに於ける	高等商業學校		商業學校		補習學校		實業學校	
	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年
勞働者	一三	七・六	二八	二五・五	三七	四三・五	四四	三八・七

合計	手工業者及官吏				下級官吏				中級官吏				獨立商業家				其の他			
	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年		
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇		
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇		
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇		
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇		
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇		
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇		
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇		
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇		
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇		

父の年收 生徒のパーセンテージに 於ける	高等商業學校		商業學校		補習部		學部	
	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年	一九二八年	一九三〇年
五、〇〇〇マーク以上	一三・四	二四・四	四・八	九・三	一・九	三・二	〇・五	一・五
二、五〇〇—五、〇〇〇マーク	四二・七	四二・九	三一・九	二八・八	二九・九	二一・〇	二二・六	二七・五
二、五〇〇マーク以下	四〇・三	二五・七	五五・四	三六・九	五九・二	四九・二	七一・一	四三・〇
失業者及年金生活者	三・六	七・〇	七・九	二五・〇	九・〇	二六・六	四・八	二八・〇
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

此の表に依つて明らかであるから多くの説明は無用なことであるが、主なる點だけを注意すれば、先づ職業については労働者と手工業者とで商業學校生徒の約半分、補習學校生徒の約三分の二を占めてゐる。そして高等商業學校生徒の方も亦約四分の一は此の階級の出身である。此の事實に依つて觀れば階級學校と言ふことは問題でない。高等商業學校に於ては又下級及中級官吏の子供が非常に多い。そして又商業學校に於ても同様（殊に一九三〇年度に於て）目につくところである。此の事實は次のことに依つて容易に了解されることである。即ち官吏は其の子供の爲め就學期間は教育補助を受けるから、彼等は此の補助金を以て其の子供に出来るだけ良き豫備教育を受けさせようと努力するからである。同様なことが部分的には

年金受領者の場合にも言へる。即ち同じ様な理由から商業學校に於ける年金生活者の子供の数が多のである。収入に關する數字は特に重要なものである。二千五百マーク以下の収入を持つた両親は、最早明らかに其の子供を實業學校に入れることは出来ない。其故に此の學校グループに於ては此より少き収入は除去してゐる。商業學校に於ては授業料は何處でも両親が負擔するものでなくして、公の役所が負擔してゐる。其故寡婦の娘や息子が補習學校では僅か一七%に過ぎないのに、商業學校の方に於ては其の生徒の三〇・五%以上を占めてゐると言ふことも了解されるわけである。

最後に結論をつけるならば、「補習學校か實業學校か？」と言ふ問題は何方か一方に都合よく解決されると言ふことは出来ないと云ふことである。此の問題は、論者の立場々々に依つてより大きな意味を持ち或はより小さな意味を持つので、多くの立脚點があるだらう。だが結局、補習學校か實業學校かではなくて、補習學校も實業學校も必要であると言ふ結論に來なければならぬ。両者は相俟つて、經濟と國民とが職業教育に對して期待する所の目的を果さねばならぬ。

最後に掲げた數字は、假令小さな範圍から取つた一例であるとは言へ、獨逸に於て現在支配してゐる困窮の實相が示されてゐる。だが此の數字は又、單に上級社會に於てのみならず、下級層に於て尙更、其の兒童達の教育を爲さうといふ犠牲心と節制とが可能であると言ふことを示してゐる。教育に對する此の努力及兒童の境遇の改善に對する努力が國民の中に目覺めてゐる限り、前途に對する希望も亦多分に存在するのである。

(右の敘述中、實業學校の長所に就ては特に自明的な部分は省略して、補習學校に就ては稍々詳しく述べた。)

獨逸の經濟高等學校 (Wirtschafts-Oberschule)

a. 制度 及 意義

高等學校制度の範圍内では、以前はギムナジウム獨占であつたが、此の二三十年來然うでなくなつた。新時代の貿易、工業、自然科学の進歩は、一般に學校制度の範圍に於ては、レアルギムナジウム(實科に重きを置いたギムナジウム)、及同資格の高等學校としての高等實科學校(Oberrealschule)の發達を招來した。

今日では獨逸の文化財の特別な教育の爲に此の特別な種類の學校と並んで、獨逸高等學校(Deutsche Oberschule)が漸次重要な高等學校になつて來てゐる。

今迄は主として經濟的な才能のある者の爲の高等學校が缺けてゐた。此の新しい學校形式は漸次夫々の國(聯邦)に於て興されてゐる。プロイセン其の他の邦に於ては經濟高等學校と稱されてゐる。此の學校は、我々國民の國家的、社會的、並に文化的福利に對する經濟生活の重要な意義に相應して、後日の經濟學者及實際家、並に經濟的方面に關係のある高等官吏に必要な廣い科學的基礎を媒介するのである。然うして其の職業教育並に職業活動の爲に役立つ様にするのである。

例へばギムナジウムが將來の神學者、言語學者及法律學者の爲に存し、高等實科學校が技師、化學者、數學者等々の爲に存するといった意味でならば、經濟高等學校も「高等實業學校」である。詰り此の經濟高等學校は何も必ずしも一定の職業の爲の教育を爲さんが爲にのみ設立されたのではないのである。此等の高等學校が以前の單科大學に對する如く、又經濟高等學校は綜合大學の新しい經濟學科及社會學科の爲に適當な豫備教育を施すものである。一九二一年二月二十一日の專門家

會議の言葉に従へば、科學的勞働の武器として、單科大學以下の學校で習得した方がよいところの「確實なる實利主義的な知識と能力の習得」を媒介するものであると言ふことになつてゐる。

b. プロイセンに於ける經濟高等學校の設立

ザクセンの自由國では、經濟高等學校を、此の國のよく發達したる商業實科學校の上層(Aufbau)として實施されたが、プロイセンでは此の式のやり方は採用されなかつた。何故ならプロイセンの商業實科學校は、其のティピカルな性質を時日の經過の中に完全に喪失して純粹な實科學校に發展したからである。其故プロイセンに於ける經濟高等學校は、生活力ある、發展力ある高等商業學校の中に併置されて居り、そしてギムナジウム二級上の編入資格(オーバーゼクンダライフ)を入学資格としてゐる。

普通は程度の低い經濟高等學校の場合には、大概十歳の時既に職業上の決定が爲されるわけであるが、此のアウフバウ(上層、經濟專攻科)に據ると、十六歳になつてから生徒の職業上の選擇決定が爲されるのである。此の場合に經濟的才能と性向とを有する生徒が、總ての高等學校から集められることが可能とされねばならぬ。是は通例然うでなくともオーバーゼクンダライフの資格をとると、從來在學してゐた學校を去るところの生徒に關するものであるから、經濟高等學校に入るからといつて、他の高等學校には何等の損害を與へない。

經濟高等學校と高等商業學校との聯絡(併置)は外面的には根本的に必要な事である。何故なら此の學校は餘りに小さ過ぎる學校組織である爲に、生活力がないからである。内面的には此の二つの學校種類は大變類似して居り、且教授用具及、部分的には教師も共通であるから、同じ學校に併置することは、言ふ迄もなく當然の事である。

此の經濟高等學校は商工省管理の下に屬して居る。

c. 學 科 課 程

學科	時間			計
	年	週	時	
一、宗教	一	一	一	三
二、獨逸語	四	四	四	一
三、第一外國語(英語)	四	四	四	一
四、第二外國語(佛蘭西語又ハ西班牙語)	三	三	三	一
五、歴史	二	二	二	一
六、地理及經濟學(二級上ニ在リテハ經濟地理學ニ於テ經濟記述ヲ課ス)	二	一	三	一
七、法學及經濟學	一	二	三	一
八、經營經濟學	一	二	三	一
(a) 經濟學	四	三	三	一〇
(b) 會計學	二	二	二	六
(c) 商業算術	二	二	二	六
九、數學	二	二	二	六
一〇、物理及化學	二	三	二	八
一一、體操	二	二	二	六
一二、速記	二	二	二	六
合計	三二	三二	三二	九六

此の時間割に依つても判るが如く、所謂中心學課、即ち經濟高等學校が、他の高等學校と共通して教授する諸學科が、充分に考慮されてゐる。併しながら無論其の爲に、此の學校と普通の高等學校との間の形式の相違、即ち經濟的方面の學科に重きを置いてゐることは言ふまでもない。外國語の時間には優良なる經濟書や經濟的通信文が注意される。歴史の教授には憲法史、法律史、及特に經濟史、地理の教授には經濟地理學、及ゲオポリテイク、數學の時間には財政數學及保險計算、

物理學及化學に於ては機械的工業及化學的工業が注意される。經濟高等學校の特質は一般經濟學的及經營經濟學的諸學科によつて——時間割七、及八——明白に表はされてゐる。

d. 資格

經濟高等學校は其の卒業生には所謂ウルトシヤツマトールを與へねばならぬ。即ち綜合大學の經濟學科及社會學科の入學研究に對する資格、並に商科大學及卒業後ディプロムウルト(經濟家ディプロム)、ディプロムカウフマン(商業家のディプロム)、商業教師のディプロム、及行政官のディプロムの學位を授けるやうな行政大學での研學の資格を與へる。經濟高等學校の卒業受験生には、經濟方面に關係のある高等官吏となる場合に、其の教養に應じた豫備資格が與へられる。

e. 教師の問 題

經濟高等學校の教員は大學の豫備教育を受けた者丈が其の資格を有する。經營經濟學、法律學、及經濟學、經濟史及地理の教授の爲には、其に相應した學科の商業教員ディプロムの資格を有する者が任せられる。商業教員ディプロムの爲の新試験規定は併しながら又經濟高等學校の他の學科にも適用される。此の規定では經濟的言語學者及自然科學者をも認めてゐる。そして言語學者は國家試験に依つて「限られた試験」を受けると必要な資格を得ることが出来る様になつてゐる。然し此の新しい學校の性質を確然と表示され、且固守されねばならぬとすれば、純粹の言語學者は經濟高等學校にとつては大切ではない。經濟高等學校の主事及教員は、言ふまでもなく他の高等學校の校長や教員と如何なる點でも同等に取扱はれねばならぬ。

ザクセンの經濟高等學校

ザクセンの經濟省は(一九二六年復活祭に當つて)ドレスデン、ケムニッツ、ライプチヒ及ブラウエンの高等商業學校

に經濟高等學校を附設した。此の學校は上層學校 (Aufbauschule) として六ヶ年で單科大學入學の資格を得る様にする。商科大學に入る資格は既に保全されてゐる。此の單科大學入學の資格を有つた學校が認められた以上は、此の他にもつと色々々の資格が此の學校の卒業生に確かに授けられることになるだらう。批評家の意見に依れば、之に就いては疑ふ餘地はない。此の發展の途上にあるザクセンの經濟高等學校は暫定的に次の如き教授時數を持つてゐる。

學科	週		時		間	
	上	下	上	下	上	下
經濟學		三級下		二級下		一級上
財政學及經濟統計						
法律學		三級上		二級上		一級下
商業經營學						
通信文						
商業算術						
簿記						
獨逸語						
英語 (附通信文)						
佛語 (附通信文)						
數學						
物理學						
自然科學 (生物學、人類學、化學、地質學)						
商品學、工業、鑛物學、地質學						
地理學						
歷史及公民科						
速記						
書方						
記						

製體	週		時		間	
	上	下	上	下	上	下
宗教		二級下		二級上		一級下
體操						
音樂						
繪圖						
合計						
此ノ他ニ體操遊戲 (夏期)						

隨意科としてスペイン語、ロシア語、イタリア語、ラテン語、タイプライティング、機械計算、オーケストラ及學校コーラス。

註* 上級にては總括して經營經濟學。ニュルンベルクに於て同様な制度が計畫されてゐる。併し此の學校は直ちに上級から始まるのである。ザクセンの經濟高等學校の學科課程も亦教授時數と同様に暫定的なものであるから印刷はされてゐない。

プロイセンの工業補習學校

一、統計

イ、學校數

一九二一年度に於ける工業補習學校及家事補習學校の數は全體で二、〇七四校である。其の中維持者（代表者）は市町村自治體が一番多い。その割合は次の如くである。

市町村に依つて維持されてゐるもの……………一、七八七
 市町村組合に依るもの……………五七
 國家（邦）に依るもの……………五三
 組合、商工團體及二三の工場に依つて維持されてゐるもの……………一七七

ロ、場所的割合

此の二、〇七四の補習學校の中、
 町村自治體に在るもの……………九三〇
 都市自治體に在るもの……………一、一四四
 其中、
 二千以下の人口を有する土地に在るもの……………五三三
 二千以上一萬以下の人口を有する土地に在るもの……………九九六
 一萬以上十萬以下の人口を有する土地に在るもの……………三九八

十萬及十萬以上の人口を有する土地に在るもの……………一四七

ハ、就學義務の期間

右の中一、八七二校は就學期間が三年或は三年以上の學年であり、各學年四〇週の授業週間であつて、各週の授業時間は八時間或は八時間以上のものである。

二、一九二一年度補習學校の就學

イ、義務生徒の數

	學問ある者		無學問者	
	男	女	男	女
手工業に従事する者	二四三、一六八	二八、四七三	一三、六八五	二、〇二一
工業に従事する者	八五、七〇一	四、一七二	七二、七五七	二〇、〇九〇
坑山勞働に従事する者	一、九六三	一三	五、六七八	一一、四六八
家事に従事する者	三三〇、八三二	三二、六五八	一、八一〇	三三、五七九
合計	三三〇、八三二	三二、六五八	九三、九三〇	一一二、七〇九

義務生徒の總數は一九二一年に於て四九〇、九九九人。一九一九年度に對して義務生徒の數は二十五%増加してゐる。無學者義務生徒の數は五十%増加である。

ロ、任意就學生徒の數

男 合計 五九、五二一人
 女 合計 三四、一二一人
 總計 九三、六三三人

授業日時の關係

- 日曜のみ……………二校
- 平日のみ……………一、八五〇校
- 日曜及平日授業……………二二三校
- 夕方八時前授業のもの……………一、八四七校
- 八時以後授業のもの……………四校
- 八時前及八時以後授業のもの……………二二三校

三、授業時間

一年の授業時間は通例少くとも二四〇時間であつて、此は一般に四〇週に分たれる。一週の授業時間は夫れ故に通例六時間である。

範囲の廣い圖畫教授及専門教授を必要とする様な職業のためには時間数を多くすることが非常に望ましいことである。四時間まで時間を縮小することは、邦認定の團體學校或は組合學校に於て少くとも二時間の補充的な専門授業をやつてゐる様な級にのみ許される。

季節労働（左官、大工、畫工、ペンキ塗師等）の従業者は主要労働時期の間は、授業時間数を少くすることが出来る。但し労働の閑散期にそれ相應に授業時間を増加する場合の話である。それ故凡ての徒弟は補充授業に出席する義務があり、又此の補充授業を爲すための適當の教員を置くといふことが條件である。

休暇は職業生活の必要と其の地方慣習の學校休暇を顧慮して定む可きである。

四、時間割

週六時間の中通例次の如くに配當される。豫備級に對しては、

- 二時間……………獨逸語
- 二時間……………計算
- 二時間……………製圖

或は、

- 三(四)時間……………獨逸語
- 三(二)時間……………計算

下級、中級、及上級に對しては、

- 二時間……………職業科及公民科
- 二時間……………計算及簿記
- 二時間……………製圖(或はパン焼人、肉屋等の如き圖畫を必要としない職業に對する専門科)

或は、

- 三時間……………營業學及公民科、計算及簿記
- 三時間……………製圖及専門學科

授業時間が六時間以上なる時は、其餘の時間は専門製圖、専門學科或は作業教授を課する。

もし授業時間が六時間を超へ、製圖及専門學科のない學級に於て授業時間が四時間を超ゆる時は、體操及遊戯授業があつても差支へない

- 製圖及専門授業なき級に對しては、殊に無學労働者の級に對しては、それに應じて次の様な時間割がある。
- 職業科及公民科……………二 或は 四 或は 二
- 計算及簿記……………二 或は 二

體操及少年遊戯……………二

或は |

或は |

プロイセン農村補習學校

農村補習學校の總數

一九〇八年	三、七八八校
一九〇九年	四、〇五三
一九一〇年	四、五八八
一九一一年	五、三四九
一九一二年	六、一九一
一九一三年	六、七七五
一九二二年	(a) 七二三 (任意制學校)
	(b) 二、九九〇 (義務制學校)
計	三、七二三

農村補習學校生徒數(一九二二年度) 但し(a)は就學義務なき生徒 (b)は就學義務ある生徒

(a) 一五、四七〇人	計 八〇、四五二人
(b) 六四、九八二人	

右の數字の中生徒の職業別を示せば

一、農業に従事中のもの

(a) 八、〇九一人	計 四二、一三六人
(b) 三四、〇四五人	

- 二、農業及工業の兼職
- (a) 一七四人 (b) 七七五人 計 九四九人
- 三、手工業徒弟
- (a) 五、〇〇三人 (b) 一七、九九一人 計 二二、九九四人
- 四、商業徒弟
- (a) 二二六人 (b) 七九二人 計 一、〇一八人
- 五、工業労働者
- (a) 一、二七五人 (b) 七、九三一人 計 九、二〇六人
- 六、其の他の職業
- (a) 七〇一人 (b) 三、四四八人 計 四、一四九人

ノイドルフの單級制農村、補習學校の一例

(若し多級制の學校であれば下級、中級、上級と別れてゐる)

學年度 一九二〇—二一年

始業 一九二〇年十月十八日

祭日及休業日 十二月二十三日—一月二日、一月二十六日

申告されたる生徒數、十九名

授業日 月、水、金、五時—七時迄

一週時間數 六時間

其中

博物……………一時間

公民科……………一時間

獨逸語……………一時間

計算及簿記……………二時間

週	出席生徒數		博 物	公 民 科	獨逸語、書方	計 算
	月	水				
VI	16	18	17	15	18人	
V	15	17	16	16	15人	
IV	17	12	16	17	17人	
III	17	16	秋及初春の農業労働	雇人關係及労働關係	(a) 出稼労働者の悲哀 (b) 着手中の労働に關する日記文	面積單位の問題
II	15	16	獨逸國の地質及地下の財寶	地價評價及地租	(a) 荒地耕作 (b) 照會文	平面計算。土地度量
I	15	17	地球前史より村の地質概観	故郷に於ける種々の職業	(a) 萬物の母なる大地 (b) 新聞廣告	買入れに關する算術例題
	17	15	耕作の際の器具、其の手工労働	器具及機械の購買組合	(a) Rudolf Sack (b) 注文文	價格計算
	15	17	耕種の際の水	手工業者關係	(a) Nientaler Au (b) 架橋提議の文	不注意なる労働の費用に關する例題
VI	16	18	播種の施肥	種々の肥料の製造	(a) 播かぬ種子は生えぬ (b) 配當表	施肥の費用

ノイドルフ、一九二〇年三月十一日

XX	XIX	XVIII	XVI
14	15	12	15
12	13	14	15
12	14	15	14
材料の循環。植物、動物、人間	果樹園の労働	家畜飼育	豚飼育 動物飼養
總ての方法の利用	果物陳列及果物市場	小動物飼育の經濟學的意義	廢物利用 屠肉の検査
(a) 地上を支配するもの受取證附計算。 (b) 受取證	(a) 農村に於ける模範果樹園 (b) 支拂に關する手紙	(a) 我等の家畜場供給契約文 (b) 我々の家畜場	(a) レーマンの氣紛れ (b) 家畜輸送の送狀
反復問題	果物利用に關する問題	小動物飼養に關する問題	簡單なる交互計算

報告者 教師 M. Hesse

XVI	XV	XIV	XIII	XII	XI	X	IX	VIII	VI
15	14	15	16	15	12	15	16	18	16
14	16		15	15	14	17	17	17	18
15	16	14	16	16			17	16	18
牛乳及其の製造 搾乳機械	自給水、飼場施設	種々の飼料	牛及其の養育、品種	馬、其の労働及其の養育	打穀及打穀機械	過重労働後の休養。 收穫後の労働	收穫の労働、器具及機械	氣象、寒暖計、晴雨計	種子の育成 友達と敵
法律方面から見た購買	疫病、國境閉鎖及關稅	畜牛の飼養の改良	牛乳利用。搾乳場	育馬、其の意義及改良	村及民族に對する豊作の意義	收穫祝及收穫感謝祭 貧窮者を思へ	人間労働及機械労働	氣象臺勤務、其の意義及組織	害虫の驅除に關する警察令
(a) 百萬人の都市の生計 (b) 搾乳場經營の表式	(a) 検査所供給の不足の報告 (b) 見本注文	(a) Friedrich Wilhelm Raiffeisen (b) 見本注文	(a) 首着烟の牛群 (b) 借用證書、約束手形	(a) 善良なる人は其の家畜を憐む (b) 獸醫への手紙	(a) 天の祝福、人間の感謝 (b) 禾束の説教	(a) 禾束の説教 (b) 保險申込	(a) 農家の收穫日 (b) 労働契約	(a) 良い天氣 (b) 氣象に關する日記記載	(a) 旅するはまむぎ (b) 授業免除の申込
搾乳の計算 日歩計算	飼養の費用、種々の混合	簡單なる償却	年利計算。種々の歩合	年利計算	物價表の價格計算	火災保險の費用	労働費及労働利得	電害及霜害防護	兒童の労働及兒童の利得

プロイセンの財政節約案と農村補習學校

(Allgemeine Deutsche Lehrerzeitung, 24. Sept. 1931-49)

大蔵省の一九三二年度國家豫算に對する節約提案は、凡ての文化領域に痛切な影響を與へてゐる。併しその中でも農村補習學校程に根本からの深い傷手を受ける學校はない。此は惟ふに農村人民の古い怠慢の罪が復讐をされてゐるのである。其は農村人民の總ての種類の學校、從つてまた補習學校に對する深く根を張つた忌避に對する報ひである。此の怠慢が補習學校の發展を遅らし、後に引き止めてゐたし、又國家の保護を困難にし、且充分に成果を挙げしめなかつた。農村補習學校に對する法律的な規定は農業的社會から希望されたのではなくて、其は「自由」の侵害として見られ、そして其故に忌避されたものであつた。大戰によつて中斷された農村補習學校の緩慢なる發展は、一九二三年七月三十一日附「職業(補習)學校就學義務の擴張に關する法律」に依つて始めて促進された。其の効果は、男子及女子の殆ど總ての補習學校に於ける、就學義務(Schulzwang)を有つた學校のパーセンテージに於て示されてゐる。此の發展は次の數字に依つて認められる。

一九一三年には就學義務は男子に對する農村補習學校六七七五校の中唯の四〇パーセントだけであつた。

一九一九年には、二八一六校中既に六二・五パーセント。

一九二九年には學校一一八〇五中九五・四パーセントに達してゐる。

一九二三年の法律に依つて就學義務は成程規定されたが、殘念なことに、少くとも同様に重要である所の學校維持の義務を規定しなかつた。そして茲に今になつてみれば農村補習學校に對するカストローフがあるのである。殆ど一般に上記の法律に依つて行政上の區(Kreis)が補習學校の維持負擔者となつた。そして國家(邦)は此に補助を與へたのである。そして實際に於て今迄總ての區が重要な事を處理して來たのであつた。然るに今や難關にぶつつかつた。一方に於ては租稅

の收入の後退に依つて、又、國家の補助の縮少乃至は削除によつて區の收入が減少したこと、他面では福利援助の爲の區の費用が益々膨張せねばならなかつたこと、此等の事情が區に對し各部分に於ける費用を削除し、縮少するの已むなきに至らしめた。併しながら區の豫算案の多くの部門は全く此以上縮少出来ないところの強制的な既定部門であるから、節約可能は區自身の行政の他には大體に於て唯農村補習學校の費用の點で可能であるのみである。財政的窮乏は強い節約(割引)を強制する。其れ故に總ての區は此の秋に農村補習學校を再び開始することは出来ないであらう。斯かる状態に善處する爲にプロイセンの農業大臣は、教員組合の代表者を招待して討議した。即ち此の討議會に於て農村補習學校を此の困窮時代に如何に持ちこたえて行くかといふ最善の方法が求められたのであつた。此の討議には農村補習學校の代表者及地方區(Landkreise)の代表者が三人參加した。勿論此の相談會は大きな結果を齎すことは出来なかつた。と言ふのは區の財政逼迫の除去は全く別個の方面から行はねばならないものであるからである。併しそこに於て人々は次の事に一致した。即ち農村補習學校を維持存続する爲に全力を盡さねばならないといふことである。何となれば、補習學校の活動を休むといふことの結果は見透しのつかないものである。何よりも先づ地方區に適當なる負擔の平均によつて、其等の區の補習學校に對する費用がなくされない様にされねばならぬ。區の費用の甚だしい縮少は既に極端に達してゐる。若し最近の新聞が報ずる様に、補習學校への國家補助が削除されるのが事實とすれば、農村補習學校にとつては死滅を意味する。此に對しては如何に痛烈な警戒をしても足りるといふ事はない。言ふまでもなく、先づ困窮せる國民同胞の食卓にパンを、それから次に補習學校を、といふ區行政の立場は正しいのであるが、併し次の事も同様に正しい、即ち福利目的の爲に補習學校費を振り向けることは單に燒石に一滴の水をかける様なものに過ぎない、そして農村補習學校の破壊は獨逸の國民經濟を繼續的に害することとなるに違ひないといふ事も眞である。若し政府が此の瞬間に於て是迄格別な發展が出来ないでゐる地方の學校を、補助費の剝奪によつて破壊するならば、其は最早節約ではなくて節約狂である。此の瞬間に於ては、他面、同様の人民層によつてより大なる仕事より良き商品の生産、商業的經濟指導等、要するに獨逸の國民經濟の農業的部門の向上が要望されてゐるのである。農村人

民のより良き教育なくしては、此の要求は單なる美しい希望に終るだらう！農業省、大藏省が斯かる案を實行して、農村補習學校を犠牲にするならば政府は近視の謗を免れないであらう。

ベルリン市の實業教育

一九二〇年四月二十七日附新ベルリン市自治體の教育に對する法律 (Gesetz über die Bildung einer neuen Stadtgemeinde Berlin) の第四十五條第三項によれば次の如くなつてゐる。

「新ベルリン市自治體の公私立學校全體に對する國家の監督官廳はベルリンの地方學務委員會 (Provinzialschulkollegium) である。實業學校及補習學校制度に對しては、地方學務委員會中に一の特別なる部を編成すべきである。此の部は商工大臣の監督の下にある。」

尙同法律第四十二條には、「實業及補習學校の事項に關しては市團體は、市團體に依つて指圖される區役所 (Bezirksbehörde) の關與を條件として決議する。」とある。

實業學校及補習學校に對する市の行政組織に關しては前記の法律は何等の規定を設けてゐない。此の點に關しては一九二四年五月十五日及九月十三日附補習學校及實業學校制度に對する條例 (Satzung für das Berufs- und Fachschulwesen) によつて補充されてゐる。之に依つて市の中央行政 (Zentralverwaltung) と區役所 (Bezirksämter) との職務が規定されてゐる。中央行政の職務遂行のためには、補習學校及實業學校に對する委員會 (Deputation für das Berufs- und Fachschulwesen) が組織されてゐる。この委員會は市長或はその代理を委任されたる市參議員一名、及市參議員二名、區會議員二名、市會議員十七名、校長一名、教師選出の職業 (補習) 學校教師 (男或は女) 一名、市會に依つて選出されたる企業家及労働者各二名より成つてゐる。一—六區に於ては區役所の職務は委員會に委任された。

高等實業學校 (ヘーエレ・ファッハシュール) のためには管理局 (Kuratorium) がある。この管理局は實際社會と、學校

の教授する範圍上の實業界の指導的な専門家に對する學校の關係を指導保護し、又それに依つて授業の専門的な向上發展を促進しなければならぬ。高等實業學校の管理局に對しては、一九二五年十月二十六日附市立高等實業學校の管理局に對する事務規定 (Die Geschäftsordnung für die Kuratoren an den städtischen höheren Fachschule) が適用される。

従來からの組合立學校の市行政に對する關係は、市長に依つて決定された所の實業學校の行政に對する原則によつて規定されてゐる (Grundsätze für die Verwaltung der Fachschulen)。この實業學校の目的は親方教育 (マイスターレーレ) 及補習學校に於る教育の補充でなければならぬ。實業學校の經營者 (トレーガー) はベルリン市である。

職業補習學校は經濟生活上でその職務を果さねばならないものであるが故に、實際生活との緊密なる結合といふことを考へなければならぬ。それ故に、補習學校の爲には特別な顧問 (バイレーテ) が組織された。これには一九二七年四月三十日付の規定が適用される。

補習學校制度の學校經營者としては、市自治體の他に、就中工業會議所及商業會議所が擧げられる。市の補習學校行政と上述の團體との間には一九二三年十一月十三日に協定が出来た。即ち之に依つて工業會議所及商業會議所に、一定の職業グループのために補習學校を施設することが許された。

生徒の自治は一九二三年四月五日商工大臣訓令によつて規定された。それに據れば生徒の自治は意志養成及公民的義務に對する教育に役立つ様にされねばならぬ。各のクラスはゼメスター (半學年) の最初の四週間に於て一名より二名までの代表者 (フニアトラウエンスマン) を、級受持教員の指導に従つて無記名選舉に依つて選ばねばならぬ。此の代表者は、生徒相互の友情的關係を促進し、且生徒の希望を教員に傳へる等の使命を持つてゐる。

ベルリン市の實業及補習學校の種類は大體に於て男子及女子に對する工業學校、商業學校、及女子に對する家政學校に別けられる。此の他に尙選擇學校 (ワールシューレ) と稱する自由就學制の實業講習を爲す學校がある。これには年長の人々が各々の職業に上達し完成せんがために入る。此處では一部分は職工長及各職業の職工長格の人物を養成する。そしてかゝ

る教育組織は親方試験 (マイスターブリューフンク) に對する準備のために多くの人々から利用されて効果を擧げてゐる。

一九二六年に於るベルリン市の補習學校

學 校 數	業 務 補 習 學 校	業 務 補 習 學 校	合 計
工業補習學校	五六校	商業補習學校	一八校
教師	五六	教師	一八
專任教員	男 五八三人	同女	四五三人
兼職教員	男 七二十四人	同女	一九〇人
合計	男 一三六三人	女 一〇四三人	二四〇六人
義務就學生徒	男 七〇、二七一人	女 四二、〇〇一人	
同	男 一四、一七三人	女 一二、三四〇人	
自由就學生徒	男 一四、一七三人	女 一二、三四〇人	
同	男 一四、一七三人	女 一二、三四〇人	
合計	男 一三六三人	女 一〇四三人	二四〇六人

獨逸に於ける教員團體に就て

ハロルド・エイチ・パンク

獨逸に於ける教員團體に就て記述するに當り、本稿に於ては主として獨逸に現存する最大の教員團體たる獨逸教員協會 Der deutsche Lehrerverein と本協會の地方単位として進歩的なる教育的社會に活動するハムブルグ邦に注目することにする。ハムブルグに於ける他の全國的教員團體の地方支部は簡略に考察するに止め、尙本協會の地方支部が關係諸團體の全國的單位に對する關係に就て多少敘述しよう。本稿に於て與へらるゝ報告は何れも各團體より發行の文献及訓令又は年報の如きものに據り、或は協會の會長又は前會長乃至は協會に關係ある人々に直接面會して得たるものである。

ハムブルグには一九二八—一九二九年度に於て全日教員として勤務する者が五、三四〇人あり、中、四、六一八人は公立學校教員、七二二人は準公立又は私立學校教員であつた。此等の教員の間に——獨逸全體に於ても同じであるが——各種の政治的、宗敎的、職業的關心の傾向が教員の諸團體を通じて顯示される。主たる政治團體に依つて組織せられた教員の集は次の如きものである。

獨逸國民黨
獨逸人民黨
民主黨
社會民主黨
共產黨

其の上、カトリック教が強い信者を有つ

域に在つては、中央黨 Zentrum 即ちカトリック黨に屬する教員の集も見出さ

れる。然し斯かる諸團體は小なるを常とし、従つて學校に大なる影響を及ぼすことはない。

狭い政治的或は宗敎的目的を持たぬ教員團體は、前述の如き諸團體よりも有力である。非政治的、非宗敎的團體の多數は小規模であるが、中には大きく有力なものがある。獨逸教員協會は獨逸現時の最大にして、勿論最も有力な教員團體であつて一九二九年の本協會年報に據れば、其の會員は全國に亘つて、一五三、四三一人を數へる。獨逸中等學校教員協會 (Der deutsche Philologenverband) 獨逸女教員協會 (Der allgemeine deutsche Lehrerinnenverein) 獨逸學士級商業教員協會 (Der Verband deutscher Handelslehrer mit Hochschulbildung) 獨逸商工學校教員協會 (Der Verein der hauptamtlichen Lehrkraft deutscher Berufsschulen) も亦成り重要な諸團體である。此等の諸團體の全國的團體は何れも邦團體に分裂してゐるけれども、其の範圍は獨逸全體に亘つてゐる。

祖國學校教育友の會 (Die Gesellschaft der Freunde des vaterländischen Schul und Erziehungswesens) 一層簡單には所謂「會」はハムブルグに於ける獨逸教員協會の單位である。此の會は一八〇五年の創立にかゝり、今日殆ど三、七〇〇人の正會員を持つてゐる。(Hamburgisches Lehrerverzeichnis, Schuljahr 1929—30) 正會員は邦の公立小學校に教職を持つ資格あり、同時に他邦に同一の地位を持たぬ者に限られる。準會員は教職的準備を爲しつゝある教育の學生及學校制度に特殊の關係あるもので、例へばハムブルグ大學の教育學の教授や教育局員等は本團體の會員となり得る。然し會員の殆ど八五パーセント乃至九〇パーセントは小學校の教員であつて、中學校教員の數は尠い。本會の正會員は、公立學校で教へる資格ある者のみに限られるとは言へ、公立及私立學校の全國教員に對する本會員の割合(五、三四〇人に對する三、七〇〇人)は、やがて此の團體の勢力の大體の指數を示すものである。殊に小學校教員の大多數を擁する點に於て、人々をして本團體が小學校程度の教育に關する事項に有力であるとの期待を抱かしめる。

勿論、現に獨逸の進歩的なる教育中心地中に於てハムブルグをして卓越した地位を保持せしめる教育改革を齎すに當つては他の勢力も其の任に當つたことは言ふまでもない。一九一九年三月以來、ハムブルグの學校長は教育委員會から任命されず

教員に依つて選ばれて来た。一九二〇年に邦の學校の統轄管理は、中央當局の手から離れて、教員と父母から成る地方團體に委ねられた。戦前ハムブルグは私立學校の中心地をなし、私立の中等學校と私立の女學校の中心地であつた。小學校と之に收容される階級に對して中等學校と其の階級の分離が殆ど完全に行はれてゐたことは他邦と趣を等しくした。大部分小學校教員から成つた本會は、階級制度を學校にまで滲透させることに反對であり、斯かる状態の變化の爲に煽動に努めたことは豫想される。此の種の煽動は、明かに、古い政治下に於て確乎と築かれた學校組織に對しては殆ど効果が無かつたが、獨逸の社會的政治的秩序が、一九一八年十一月の革命に依つて動搖して來てからは、効果を示すに至つた。一九一九年五月ハムブルグに布かれた邦の法律は、中等學校入學前三年乃至四年の間社會的に惠まれた兒童に對して豫備教育を施す邦立の豫備學校の廢止と、凡ゆる階級の兒童に對する四年の基礎學校の設立を規定した。此の法律は同一趣旨の全國的法律の實施數ヶ月前に通過した。

將來の小學校教員に大學の教育を與へようとする運動も亦本會に依つて促進された改革案であつた。此の改革の行はれる以前は、ハムブルグの小學校教員は、獨逸各地と同様、ゼミナル即ち師範學校で養成され、中等學校教員のみが大學の教育を受けた。別個な兩種の學校教員養成、機關の存在は、程度異なる兩學校に勤務する教員の社會的地位の相異が確然と認められてゐた社會秩序に於て行はれてゐた教育の二重制であつた。中等學校教員の地位と立派に比肩し得るやうに、其の社會的教職的地位を高める希望以外に理由がないとしても、小學校教員の團體が其の教育の改善に向つて運動を起すことは考へられる。然し小學校教員に大學教育を與へるやうにと言ふ會の煽動の多くは、彼等が師範學校で受けた教育が現代の學校教育に當る爲に適當な教養を與へなかつたと教員の側で信じた結果だと信する理由はない。

ハムブルグ師範學校を廢止し小學校教員をハムブルグ大學で養成する規定を設けた改革を招來するに當り、本會が何ほどの影響を與へたか、其の正確な分量は之を測定し得ないけれども、ハムブルグが獨逸の一中心地であつて、其處では小學校の教員が、中學校教員たうとする者や、より高い教職に就かうとする者の教育と同じ程度の教育を與へられることは事實である。

學校行政、學校制度の統一、小學校教員の養成等に關する此の改革は、會が之に注意を向けた唯一の改善案ではないとは言へ、其等はハムブルグの學校制度にとつて大なる意義を持つものである。此等教育改革の或ものは邦の學校制度に齎らされた他の改革と同様に、他の教員團體から、或ものは反對されたが、促進されもしたのである。唯本會が、ハムブルグの他の教員團體以上に改革に對して積極的影響を及ぼしたことは疑を入れない。

本會は尙校務とは間接的に關係するに過ぎぬ活動をもする。會員や時には會員の近親の保險や前會員の寡婦孤兒の救助や教職準備中の者に對する獎學金や、機關雜誌「ハムブルグ教員紙」Hamburger Lehrerzeitungの發行、印刷、貸與圖書、集會場の維持經營等をなしてゐる。總て此等の活動は、優れた事業であるが、此處には其の中三つだけに就て特に關説する。

既に教育された教員が過剰を告げてゐる國に於ける教員團體が教職に就かうとして準備する者に對し、獎學金を與へるとは先づ以て驚くべきことと思はれる。

本會の此の活動は本會の一員で現に教員養成に従事し、更に其の後の教員教育に奉仕する者の指圖に依つて數年前に開始された。ハムブルグの小學校教員は、一部は廢止前の師範學校で養成されたものであり、一部は新しき要求に基づく大學の教育を受けたものである。新しい案に依つて高い教育を受けてゐる點から、大學教育を受けた教員に對しては、邦は之に對し師範學校出身者以上の俸給表を支持してゐる。

會は教職的準備をなしつゝある人々に獎學金を交付することが、教員の兩群間に友愛の情を保持し、斯くて團體内の分裂を防ぐに役立つと信する。獎學金の交付が始めて企てられた時、會の手で此の獎學金の爲に五千マルクだけ用意された。此の金は爾來増加されて一萬五千マルクになつてゐる。個人が獎學金として受け得る額は一年三百マルクを超えてはならない。獎學金を受け得る者は次の二群に分たれる。

(一) 本會の正會員の子女にして、高等教育機關に於て教職に就く見込の者。

(一) 決定的に小學校教員となる意志を有する者。

會の雜誌は年額三十六マルクの會費を納むる正會員には無料で配付する。此の雜誌は、獨逸教員協會から發行される雜誌からは獨立してゐる。國內各處に於ける獨逸教員協會の地方單位は通常地方雜誌を發行する。

本稿に於て本會を相當詳細に考察する限り、其の雜誌の範例的なるものを簡單に分析するを可とする。一九二九年八月十日號は横九吋縦十二吋大二十八頁であつた。本號で發表せられた論文と其の各々の長さは次の如くであつた。

民主的國家に於ける官吏

一頁半

憲法と中等學校

四頁半

民主國に於けるハムブルグ諸學校の發達

五頁

ハムブルグに於ける新學校建築(寫眞プラン)

六頁半

熟考を要する事實短報

一頁

一般報告事項

三頁半

ハムブルグ彙報

二頁半

通 知

半 頁

廣 告

三 頁

此の分析は本雜誌が同國の教育雜誌教育新聞と類似してゐることを示す。雜誌は團體員を統一し、會員に新しい教育運動や教育の實際を知らせるには極めて重要なものである。

集會や會議の爲に中央ホールを所有經營することは、地方的地方團體には意義ある仕事である。本建物は戦前に建設されハムブルグ大學の中央講堂から餘り遠くない所にある。建築資金は會費、有志の寄附、教員及本運動贊助者よりの公債、並に抵當擔保に依る巨額の借金によつて獲られた。ビルディングの一部は宿泊用に賃貸し、レストランは側面の地下室を占

めてゐる。又大きさを異にする球戲室 (Tennis room) があつて、祝祭期には市の各團體に之を賃貸する。會議室は數室あつて、教員其の他の團體の用に供され、可成りの空間が會の經營する貸與圖書室に用ひられてゐる。即ち此のビルディングは集會や圖書利用等に依る教職的利益に焦點を置くと共に、會の収入の財源として役立つ。

ビルディングは又一方法的存在として會に所有されると共に、各會員は自己を其の所有者の一員と感ずるので會員の統合要素として心理的價值を有する。一般經費を支出する外に、ビルディング、印刷物、會費等の収入は、保険金や獎學交付金に支出したり、建築債務の償却や貸與圖書館の設立に充てられる。一九二六年より三〇年に至る會の豫算は、圖書増加の爲に年一萬マルクをとつてゐる。明かに、本會ビルディングと此處に集中する教職的活動とは會の強大化とハムブルグの學校制度に影響を及ぼす上に非常に重要である。斯かるビルディングは、時に他の都市に於て之に類似のものがあつると言へ、必ずしも地方の教員團體で經營されてゐるものではない。

本會程有力でない他の團體の中に獨逸中等學校教員協會の地方支部がある。ハムブルグの地方支部は其の全國的協會の設立前二十年、一八八四年に設立された。現在地方支部は七〇一人の會員を有し、全國の會員は二九、九一五人に上る。協會の目的は中等學校教員の利益と中等學校に於て具體化される教育的原則の促進にある。

初等學校と中等學校との關係を變更し、可成りの民主化を全制度に齎した所の最近の教育改革以來、獨逸の中等學校に從來存在しなかつた彈力性が少しながら入つて來た。然し中等學校に於ける民主的變化は中等學校教員協會に依つて創められたものではなく、反對に、此の變化は主として他の壓迫に依つて生じたものである。戰爭以來中等學校教員協會は民主的改革に幾分の支持を與へたとはいへ、其の活動は現状を維持せんとするにあつた。協會員の意見は本部の公刊物に依つて發表され、其は年に二十四マルクの會費を納入する會員に送附される。

獨逸女教員協會は一八九〇年に全國的に組織されたが、一九二三年迄ハムブルグには地方支部を設けなかつた。現在此の地方團體に凡そ一、七〇〇人の會員が居る。公立及私立の幼稚園、小學校、職業學校、中等學校の女教員は本會員たることを

得る。體操及圖畫の女教員は準會員となることが出来る。女教員團體の存在は、男子が學校制度全體の中に於ても他の重要な教員團體に於ても大多數を占め、爲に屢々兩性間の平等問題を含む諸事項に於て婦人の見地が他の團體を通じては適當に發表されぬと女教員が信ずると言ふ事實に依つて説明される。

それ故、大體獨逸教員協會に依つて速進される諸方法と類似の一般教育改革の外に、尙此の女教員協會は、女學校教員の多數は女子でなければならぬ、女學校の校長は女子でなければならぬ、女教員も男教員と同じ時數教へることが許されねばならぬ——現在之は普及して居らぬ——を規定すること及之と類似の方策の實行を迫る。此の種の煽動は全國的團體の公刊物にも現はれてゐる。正規の會費は月二マルク半で、之に依つて公刊紙を受くる資格を有つ。

學士級商業教員協會即ち大學程度の教育を受けた商業教員の團體は他の諸團體に比して會員が尠いが、之は言ふまでもなく其の増進せんとする利益の特殊性と其の關係する教育程度の結果に外ならない。——現在ハムブルグに會員一二五名、全獨逸では約三、〇〇〇人ある——。商業學校——大學程度のもの——を卒業して與へられる證書を有することが本會員たる資格であつて、其の名の示すが如く、此の會は元來商業教育の進歩と商業教育及其の關係事項に就ての研究を助長することに關心を持つものである。全國的の組織は一九〇二年に設けられて、ハムブルグの地方支部は一九二〇年に出來た。會費月二マルクは本會の會誌の購讀料を含む。

獨逸商工學校教員協會即ち商工學校教員の團體は最近作られたものである。ハムブルグの地方支部は一九一八年、全國的組織は一九二四年の設立にかゝり、兩者は共に戦後のもので、従つて戦後に於ける實業教育の強調に伴ふものと考へられる。獨逸の商工學校制度は未だ幾分混沌たるものあり、其の組織も地方に依つて可成り相異なる。此の不安定なる状態の爲に、此の會の會員たり得る者を明確に規定することは他の團體の場合よりも困難である。ハムブルグでは、小學校八年を卒つた生徒に四年間補習教育をする義務制の商工學校の教員は正會員たり得、此の義務制學校の代用物として認定された大學又は特殊施設の教員も亦正會員たる資格を持ち、義務制の商工學校の監督當局の局員も亦正會員たることを得る。準會員は、ハ

ムブルグ大學の學生で、商工學校の教員たらんとする者にまで及ぶ。會員は地方支部會員約三五〇名、全國では約六、〇〇〇名である。本會機關誌購讀料は會費に含まれ、年に依つて異なるが普通年三六マルクである。

獨逸全體と共にハムブルグに教育の特殊利益を増進する各種の教員團體のあることを、本稿は指摘して來た。特殊團體は元來特殊な程度の教育に關係する。或團體が先づ第一に教育の極めて特殊なる部門に注意を向けるに對し他の團體は主として教育に關する一般的傾向に關心を持つ。更に各種の諸團體は同一方面の教育制度に關し抗爭的見地を採る。而して以上の全國的なる各團體は何れも新聞又は雜誌を發行し、之に依つて特殊團體の會員は其の意見を發表する。團體に依つては地方支部より別箇に公刊された雜誌を有つものもある。此處に考察し來つた團體は其の性質上非政治的と考へられるとは言へ、關係團體の會員の意見と一致する政治的見解を有つ立法的團體、行政的團體の會員を通じ、其等の團體に意見を採用せしむることに依つて其の目的を達成することを得る。

佛羅西 蘭西 術語		第一級		佛羅西 蘭西 術語		第二級	
計	教授時數合計	佛羅西 蘭西 術語	佛羅西 蘭西 術語	計	教授時數合計	佛羅西 蘭西 術語	佛羅西 蘭西 術語
三四	七.五	四	三	三四	七.五	四	三
〇五	七.五	〇	五	〇五	七.五	〇	五
〇一一	七.五	〇	一	〇一一	七.五	〇	一
一一三	一一.五	一	一	一一三	一一.五	一	一
共	二二.五	共	共	共	二二.五	共	共

佛羅西 蘭西 術語		第三級		佛羅西 蘭西 術語		第三級	
計	教授時數合計	佛羅西 蘭西 術語	佛羅西 蘭西 術語	計	教授時數合計	佛羅西 蘭西 術語	佛羅西 蘭西 術語
三四	七	四	三	三四	七	四	三
六一	七	六	一	六一	七	六	一
〇五(實習) 二五	七	〇	五	〇五(實習) 二五	七	〇	五
一一三	一一.五	一	一	一一三	一一.五	一	一
共	二二.五	共	共	共	二二.五	共	共

教授時數合計	計	七・五	七・五	七・五	二五	一六	二三・五
	地 理 史						
	第一現代外國語						
	第二現代外國語						
計	地 理 史						
	第一現代外國語						
	第二現代外國語						
	物 理 化 學						
計	物 理 化 學						
	第一現代外國語						
	第二現代外國語						
	地 理 史						

計	哲 學	八・五	二・五	一	二	二	一	二	三
	地 理 史								
	文 學								
	現 代 外 國 語								
計	數 學	一・五	二・五	一	二	二	二	二	三
	物 理 化 學								
	博 物 學								
	哲 學								
計	哲 學								
	數 學								
	地 理 史								
	文 學								

各學科の教授要目は本令に附屬する別表に於て之を定む。

第二條 第二級、第一級、哲學級、數學級にては毎週二時間の隨意時間を置き圖書の教授に充つ。

第三條 第一條に規定する學科及體育の爲の學科、並に諸規則に基きリセー、コレージュにて現に行はるゝ學科或は公教育高等評議會の同意を得て省令に依りて制定せられたる學科を除くの外、隨意科と雖も教諭會に諮問したる後、大學區長之を許可するに非れば如何なる學科も之を附加することを不得す。

但し教師が其の授業を完全にする爲に行ふ講話又は遠足は此の限りに非ず。
物理化學の實習は第二級、第一級、哲學級、數學級に於ては一時間半とす。

第四條 木曜日の午前中は必修課目たるを問はず授業をなすことを得ず。

第五條 女子のリセー、コレージュ及中等科に於ける雜句語の授業時間數は第六級、第五級に對しては生徒數三十名を超えざる場合は五時間、二十名を超えざる場合は四時間とし、其の他の級にては生徒數三十名を超えざる場合は男子リセーの授業時間數より一時間を減じたるものとす。前項女子中學校内のB科に於ける現代外國語の授業時間數は生徒數三十名を超えざる場合は第六級、第五級に對しては三時間半、第四級に對しては六時間、第三級、第二級、第一級に對しては五時間と定む。

第六條 本令は一九三一年十月一日より凡ての級に對して之を實施す。

第七條 一九二五年六月三日の省令 一九二六年八月十日の省令 一九二四年三月二十五日の省令 一九二五年七月十日の省令に含まるゝ規定は本令と抵觸する範圍に於ては之を廢止す。

佛蘭西の高等師範學校規則

一九三一年二月二十八日の文部省令に依つて高等師範學校 (Ecole Normale Supérieure) に關する一般的規則が次の様に改正せられた。

第一篇 修業年限及其の組織

第一條 高等師範學校を分ちて文科及理科とす。

文科は國語、地歴、哲學、文法(古代語)、外國語の高等教員 (professeurs) を養成するを目的とし、理科は數學、理化學、博物學の高等教員を養成するを目的とす。

進級は上述の専門學科に分たれざる別科を設けて之を行ふ。

文科に於ては哲學、地歴、外國語の中何れを専修するかに關する選擇は主として第一學年の始に於てし、國語、文法の中何れを専修するかに關する選擇は第三學年の始に於てすべし、但し前者は校長の許可を得て第二學年の始まで選擇を延期する事を得。

理科に於ては博物學に對する選擇は主として第一學年の始に於てし、數學、理化學に對する選擇は第二學年の始に於てすべし、但し前者は校長の許可を得て第二學年の始まで其の選擇を延期する事を得。

第二條 正規の修業年限は四ヶ年とす。

最初の二ヶ年は學士號 (licence) を得るため、次の一ヶ年は高等修學證書 (diplôme d'études supérieures) を得るための學習に充て最後の二ヶ年は高等教員資格 (agrégation) を得るための準備に充つ。

外國語を専修する生徒に對しては高等教員資格試験を受くるに先立つ一年間を外國に滞在せしむ。

數學高等教員資格を得んとする生徒は第二學年を學士號及高等修學證書を得るために充て第三學年は高等教員資格試験の準備に充つべし。而して此の場合には修業年限を三ヶ年に短縮す、但し第三學年末に於て高等教員資格を得たる者は校長の許可を得て、其の學習を完全にするために第四學年を續くる事を得。

哲學高等教員資格を得んとする生徒にして理學士號を得んと欲する者は校長の許可を得て一年間修學期間を延長する事を得。

第二學年の始に博物學を選擇したる生徒は修業年限を五ヶ年とすることを得。

同一學年を二回修むる事は長期の病氣に因る場合の他之を許さず。前段の場合を除き高等教員資格を得べき年の終に至る迄に之を得ること能はざる場合は其の後學校に留る事を得ず。

第三條 入學に際して高等教員資格の前提條件たる高等修學證書を二個乃至二個以上有する生徒に對しては修業年限を次の如く短縮す。

- (一) 該生徒が尙一個又は二個の高等修學證書を得る必要がある場合に於ては之を三ヶ年に短縮す。
 - (二) 必要とせらるゝ總ての高等修學證書を有する場合は之を二ヶ年に短縮す。
 - (三) 二の場合の他、更に其の生徒の専門に屬する高等修學證書を有する場合に於ては之を一ヶ年に短縮す。
 - (四) 二の場合に於ては補習學年として一ヶ年間の延長をなすことを得。
 - (三) の場合に於ては其の生徒は定員外とし且通學生としてのみ入學を許す。
- 外國語高等教員資格を得んとする生徒にして本條の一又は二に該當する者に對しては校長は其の生徒の學習を完全に
するため必要と思惟せらるゝ期間を外國に滞在せしむるために修業年限を特に四ヶ年とする事を得、哲學高等教員資
格を得んとする生徒にして本條の一又は二に該當する者は理學士號を得るために一ヶ年間の補習をなす事を得。

第四條 生徒は巴里大學及其の研究所に於て受くる授業の他に高等師範學校講師を囑託せられたる巴里大學教授又は講師より學校内に於て特別の授業を受く。前項の講師は毎學年の始に於て文部大臣より一年間之を委囑せらる。

高等師範學校に於ける講師の授業は大學に於ける授業に算入す。
實習の性質を有する補助的授業に於ては委託せられたる講師の他に高等教員資格を有する大學教授の補助を受る事を得。
第五條 學校内の研究室は各學科の受持講師之を管理す、一學科の受持講師數人ある場合は大臣の許可を得て校長之が管理者を決定す。

各研究室は學校豫算の一部として独自の豫算を有し校長の監督の下に研究室主任之を管理す。

第六條 文科に在りては高等教員資格を有する有報酬の復習教師 (repetiteurs) の地位は研究に關する専門的技能を有する高等教員資格者に委す。

高等教員資格を有する復習教師の任務は校長之を規定し講師の監督下に實習指導其の他、書記、生徒監、圖書館の事務に及ぶ。

高等教員資格者たる復習教師の任期は三年とす、但し一ヶ年延長することを妨げず。

第七條 理科に在りては高等教員資格を有する有報酬の復習教師 (préparateurs) の地位は研究に關する専門的技能を有する高等教員資格者に委す。

高等教員資格者たる復習教師の任期は三ヶ年とす。

但し一ヶ年の延長を妨げず。

高等教員資格者たる復習教師は理科學徒の實習を指導し且講師又は研究室主任の指導の下に補習的授業をなす。

數學豫習教師 (高等教員資格者) は理科圖書館員としての事務をとり、實驗科學に屬する豫習教師 (高等教員資格者) は各研究室主任を補助す。

第八條 高等教員資格者たる豫習教師、復習教師の他に生徒又は卒業生は個人的研究のために一年間又は二年間學校に留る事を得、其の代償として講師を補佐して生徒の實習指導をなし又は圖書館事務に協力する事を要す。

第一篇 文科

第九條 文科の授業は巴里大學文學部に於ける講義及講演を主とす。

第十條 文科學徒は巴里に在る他の高等諸學校に於て其等の學校の規定に従ひ講義を聴く事を得。

第十一條 學士號及高等修學證書を得んとする生徒に對する學校内の授業は大學に於ける授業と重複せざる様に之をなし且生徒の知的發達を促し、其の特性を展し、其の専門とする所に就ては個人的又は集團的の實習をなさしめ以て將來教職に就く時に缺く可からざる教養と批評研究の實際方法を會得せしむべし。

第十二條 高等修學證書を得んとする生徒に對する準備學習は文學部の教師又は例外として他の高等諸學校教師の個人的指導の下に之をなさしむ。

第十三條 特殊の學科を必要とする場合には其の學科が巴里に在る高等諸學校にて授けられざる場合に限り本校内に於て授くる事を得。

第十四條 高等教員資格試験の準備を爲すべき學年に在る生徒に對しては其の準備の正確と均衡を圖り且將來教職に就く場合に必要なる知識の缺陷を補ふことに努むべし。

第十五條 文學部及巴里所在の他の高等諸學校の學生は高等師範學校の授業に参加する事を得、但し校長の許可を得且各學科擔任講師の推薦ある事を要す、其の學生數は學科の性質と必要程度を基礎として之を決定す。

第三篇 理科

第十六條 理科の授業は巴里大學理學部に於ける講義及講演を主とす。

第十七條 理科學生は巴里に在る他の高等諸學校の授業及實習を受くる事を得。

第十八條 學士號及高等修學證書を得んとする生徒に對する校内授業は生徒の勉學を統制し彼等の將來の職業に必要な知識を與へ、批判力を養ひ、科學上の研究方法に對する了解を完成するを目的とす。

第十九條 校内授業を完成する爲研究室主任は校長の承認を得て研究室に於て實習を課す。

第二十條 高等修學證書を得んとする生徒は理學部の教師又は例外として他の高等諸學校教師の個人的指導に依りて其の準備をなす。

第二十一條 高等教員資格を得んとする生徒に對しては學校内に於て準備、理論及實地教育を授く。

第二十二條 巴里大學理學部及巴里所在の他の高等諸學校學生は第十五條所定の條件の下に本校内授業に参加する事を得。

第二十三條 本校生徒にあらざる理科高等教員資格試驗受験者は巴里大學區長の許可及本校校長の同意を得て試験準備の爲本校にて授くる講義及實習に参加する事を得。此の許可は、其の生徒が勤勉を誓ひ且彼等の参加が本校生徒の勉學を妨げざる程度の資格と知識を有する場合に限る、且其の期間は一ケ年とす、受益者が充分の成績を挙げざる場合には許可を取消さるゝ事あるべし。而して許可は更新さるゝ事を得ず。
前項の學生數は學習方法の必要上より之を定む。

第四篇 教育及職業に對する準備

第二十四條 本校講師を囑託せられたる巴里大學教授は、其の専門とする所に就て生徒に對して教育及職業に關する指導を爲し併せて個人的研究の指導をも爲すべし。

第二十五條 本校生徒は前條に定むる所の他、高等教員資格試験規則の定むる條件に従ひ特殊の教育を受け且リセー (Tyros)

官立七年制高等學校) に於て實地練習をなすべし。

第五篇 寄宿生及通學生

第二十六條 高等師範學校生徒は寄宿生として共同生活をなすべし。

第二十七條 生徒中、若干名は前條の規定に依らずして通學生となる事を得。其の數は校長の上申に基づき毎年文部大臣之を決す。

通學許可は入學順位に従ひて之を爲す。

結婚せる生徒は凡て通學生とす。

第二十八條 寄宿生に對して支給又は使用を許すもの次の如し。

宿舍、食事、照明、保温、衣類の洗濯、教科書及紙、圖書館の使用、病者に對する投藥及手當。

寄宿生は學校入學に際して校長の定むる入學支度品を提出すべし。

第二十九條 通學生は大臣の定めたる賦課金を支拂ふ事に依り學校の一般費用を負擔すべし、其の代償として學習室、圖書館の使用を許され、教科書、紙を支給せられ、投藥及手當を受く。

第三十條 通學生は學校に於て晝食を餐る、其の費用は大臣の認可せる校長所定の一定の率に依り會計に支拂ふべし。

第六篇 規 律

第三十一條 本校生徒は毎日外出の自由を有す。生徒は學校に於ける共同生活を紊さず學科を怠らず、且衛生を害せざる限り各自の勉學と休息とを自由に定むる事を得。

第三十二條 通學生は寄宿生と同じく學校内に於て勉學し共同生活に参加す、通學生のために學習室内に席を設く。

第三十三條 校門は午前七時より午後十時まで開く。

但し土曜日、日曜日は午前零時半まで閉門せず。午後十時以後は（土曜日、日曜日は午前零時半）校長の許可なくして校門を出入すべからず。

學校關係者以外の者は校長の許可なくして午後十時以後生徒を訪問すべからず。

寄宿生は校長の許可を得ずして學校外に於て夜間を過す可からず。

學校入學期日及休暇の始期、終期は巴里大學理學部並に文學部の講義期日に從ひて校長之を定む。學年末の休暇始期は各生徒の學業を考慮して校長之を定む。

生徒は校長の許可を得ずして休暇始期を早め又は歸校期日を遅らす可からず。

第三十四條 個人的の性質を有せざる凡ての問題に關して、科又別科の科長（首席の生徒之を勤む）は學校當局に對して其の科又は別科の生徒を代表す。第三學年の科長二人は學校の全生徒を代表す。

第三十五條 學校長は風紀會議（Conseil de discipline）に對して本規定に關する重大なる又は反覆せる違反及同僚の勉學と休息とを妨ぐるが如き行爲、器具を破損したる行爲、又は一般に善良なる秩序に反し校舎の清潔を害するが如き行爲を爲したる生徒を訴追する事を得。

第三十六條 學校外に於ける行爲に關して生徒は學校の名譽を保つに必要な態度を保つ可し。校長の許可なくして集團的運動を爲すべからず。校長は風紀會議に對して生徒の行爲にして個人的たると團體的たるとを問はず、又學校の外に於て爲されたとを問はず、前項の義務に違反し或は一般的に學校に道德的害惡を及ぼすが如き行爲を訴追する事を得。

第七篇 學科

第三十七條 各專門及各學年に對する學科課程は校長之を集團的又は個人的に制定す。

高等教員資格試験を受くる學年以前の學年に於ては各生徒の學科課程は、其の志望する高等教員資格を得る爲に要求せらるゝ種類の學士號及高等修學證書を得る爲の準備を含む。但し校長は生徒の修學の爲補習的學習をなさしむる事を得。

理科高等修學證書の中「微分、積分」「理論機械學」の二つは理化學を修むる者及數學を修むる者に對して要求せらる。同じく「動物學」「生理學」は博物學を修むる者に對して要求せらる。

第三十八條 生徒は學年末に學科課程に從ひて高等修學證書試験又は其に相當する試験に合格する事を要す。

不合格者にして次の十月—十一月試験に合格せざる時は退校せしむ。

特殊の高等修學證書試験に於ては論文提出は延期する事を得れども、其の梗概のみは高等教員資格試験を受くる學年の始業以前に、各生徒の指導講師の手許まで提出する事を要す。

第三十九條 前條の試験に失敗したる生徒にして、その平常の成績及操行良き者に對しては指導講師の意見に基づき校長之を前條の規定に依らずして學校に在學せしむることを得。

前項の生徒に對して寄宿費又は給費を與へずして一年間休學せしむるか又は寄宿費及給費を與へて學校に留むるかは文部大臣の決裁に依る。

前項の生徒は同一學年を繰返すものに非ずして新學年を勉學し始めたる者と看做す、故に其の生徒は前年度の失敗を償ふと同時に新學年に定められたる學科を學習するを要す。再び失敗したる生徒は決定的に退校せしむ。

第四十條 各學年の學科課程に從ひて學校内の講演及實習に出席する他、生徒は巴里大學理學部、文學部の講義及實習に出席すべし。

故意に出席せざる場合に於ては之を風紀會議に訴追し或は一九二九年二月二十六日の大統領令第三條に定められたる制裁を科す。

第四十一條 各生徒は一九二八年三月三十一日の法律第三十一條所定の軍事教育を構成する會合又は演習に出席する事を要す。

す。
前項の規定に違反したる生徒は軍事教練を受持つ將校の要求に依り之を風紀會議に訴追し一九二九年二月二十六日の大統領令第三條に定められたる制裁を加ふ。

第八篇 外國人學生

第四十二條 外國人學生は本國政府の依頼に依り定員外國人學生として空席ある場合に限り入學を許す。

本校の授業を受くる資格を證明する爲入學試験を受くべし、但し原則として席次を附せず又或種の試験は之を免除する事を得。

本國にて高等教育に關する稱號を得たる者に對して例外として校長は其の資格と證明書とを審査したる上、無試験入學を許す。

第四十三條 外國人學生の在學期間は一年とす、空席ある場合は本國政府の依頼に依り校長の承認を得て第二年第三年を續くる事を得。

第四十四條 外國人學生は寄宿生又は通學生たる事を得。

寄宿生となる場合は學校より寄宿舎及食事を給す、其の費用の支拂は本國政府に於て之を保障すべし。

寄宿生たると通學生たるとを問はず、本規定第二十八條、第二十九條、第三十條に定められたる條件に従ひ、専門を同じくする、佛蘭西人學生と同一の待遇を受く。

一九三一年二月二十八日 巴里にて

文部大臣 マリオ、ルースタン

バツカロレア試験規定の細目改正

佛國に於ける中等教育檢定試験にして又大學及専門學校入學資格試験たるバツカロレア試験の制度は一九二七年八月七日に出た大統領令(Decree)に依つてリセーの學科課程改正に照應する様に改正されたが、更に一九三一年十月二日の大統領令に依つて一部分の改正を見た。その要點は次に掲ぐる文部大臣の報告に明かな様に受験者の負擔減少と試験の公平とを目的としてゐる。(一九二七年八月の舊大統領令其他については昭和三年十月一日文部省發行の『列國中等學校ノ概況』なる冊子の一〇三頁以下参照)

一九三一年十月二日の文部大臣報告

一九二九年八月七日の大統領令に依つて組織せられたる中等教育バツカロレア試験規則は繁雜にして受験者及試験官に對して重き負擔を與ふるに過ぎず。此の不便は特に第一部に於て見らるゝ所にして五課目に關する試験は、受験者に對して一週間の苛酷なる努力を強制しつゝあり。他方リセーに於ける學科負擔過重調査委員會の調査せる所に依るも中等學校の時間數及學科課程は減少せらるべきものにして、此に應じて中等教育の證明方法たるバツカロレア試験も簡單化さるゝ必要あり。

斯かるが故に余は此の改正を實現するため、殊に公教育高等評議會の議を経て其の意見に基きて作製したる條文案を大統領閣下の署名を得んが爲に提出する所以なり。

特に簡單化を要求せらるゝ第一部に於ては各科(section)を通じて筆記試験科目數を五より四に減じ、口述試験科目數を八より五に減じたり。A科及A'科に於ては物理を試験科目より除き、口述試験に於てのみ之を存置せり。反之、數學は筆記試験に於てのみ之を課し、口述試験にては之を廢したり。B科にては數學及物理は筆記、口述何れの試験にも之を存置せ

り。現代外國語二科目は其の中一科目は筆記試験、一科目は口述試験に於て之を課す。但し受験者の選擇すべき外國語の一を英語、又は獨逸語とする第十六條は變更せず。

一九二七年八月七日の大統領令に依つて設けられたる制度以來、A科の受験者は科學的學習乏しきに拘らず、試験にては數學及物理を重要視する、ことに依つて惱まざるとの不平あり。然れども相反する性質を持つ受験者の總てに重大な損害を與ふることなくして、三つの科共通に試験科目を顯著に減せんとするは不可能なり。故に高等評議會は試験科目の同一性に觸れることなくして科學的學習平等の原則を多少變更する試みをなせり。即ち試験の性質及點數比率を變更することによつてA科に於ける科學的部分の重要性を著しく減殺し、A科に於て之に次ぎ、B科にては却つて之を増加することとせり。尙、A科にては古代語口述試験に於てラテン語の他ギリシヤ語に關する質問は其儘存置せり。

要之、本案文に現はれたる改革は試験内容を各受験者の性質に適應せしむると同時に試験を簡單化するを目的とするものなり。

一九三一年十月二日の大統領令

第二條 一九二七年八月七日の中等教育バツカローレア試験に關する大統領令を次の如く改正す

(前略)

第二章 試験

第十一條 中等教育バツカローレア試験は之を二部に分つ、第一部試験は、リセー第一級に於けるA科、A'科、B科の教授要目に就き、又第二部試験はリセー最上級に於ける哲學科、數學科の教授要目に就いて之を行ふ

(中略)

〔第十三條〕 第一部受験者は出願に際しA科、A'科、B科の中其一を選擇することを得

A科

筆記試験

- 一、國語作文 (比率二) 二、ラテン文佛譯 (比率二)
- 三、ギリシヤ文佛譯 (比率二) 四、數學 (比率二)

口述試験

- 一、十六世紀以降の佛文解釋 (比率二)
- 二、ラテン文及ギリシヤ文解釋 (比率二)
- 三、現代外國文解釋 (比率一)
- 四、歴史及地理に關する質問 (比率三)
- 五、理化學に關する質問 (比率二)

A'科

筆記試験

- 一、國語作文 (比率二) 二、ラテン文佛譯 (比率二)
- 三、現代外國語 (比率二) 四、數學 (比率三)

口述試験

- 一、十六世紀以降の佛文解釋 (比率二)
- 二、ラテン文解釋 (比率二)
- 三、現代外國文解釋 (比率二)
- 四、歴史及地理に關する質問 (比率三)
- 五、理化學に關する質問 (比率三)

筆記試験

- 一、國語作文(比率二)
- 二、受験者の修めたる現代外國語二つの中の二つ(比率二)
- 三、數 學(比率二)
- 四、理 化 學(比率二)

口述試験

- 一、十六世紀以降の佛文解釋(比率二)
- 二、受験者の修めたる現代外國語二つの中、筆記試験を行はざりしもの解釋(比率二)
- 三、歴史及地理に關する質問(比率三)
- 四、數學に關する質問(比率二)
- 五、理化學に關する質問(比率三)

第十四條

外國語筆記試験は外國語に依る作文を課するか、又は外國文を佛譯せしめ或は佛文を外國文に翻譯せしむ此の場合、辭書の使用を禁ず、但し、過渡的方法として一九三二年十月の試験まで之を許す

アラビヤ語の筆記試験には辭書の使用を許す

第一部の三つの科を通じて口述試験に於ては

一、佛文解釋は佛文學史に關し 二、地理質問は必ず佛領植民地に關してなすべし

第十五條

第二部受験者は出願に際して哲學科、又は數學科の一を選ぶことを得

哲 學 科

筆記試験

- 一、哲學論文(比率二)
- 二、理化學、博物學論文(比率一)

口述試験

- 一、哲 學(比率三)
- 二、地理、歴史(比率三)
- 三、數學、地文(比率二)
- 四、理 化 學(比率一)
- 五、博 物 學(比率一)
- 六、現代外國語(比率一)

數 學 科

筆記試験

- 一、數學論文(比率三)
- 二、理化學論文(比率三)
- 三、哲學論文(比率二)

口述試験

- 一、數 學(比率四)
- 二、理 化 學(比率三)
- 三、博 物(比率二)
- 四、哲 學(比率二)
- 五、地理、歴史(比率二・五)
- 六、現代外國語(比率〇・五)

數學科に於ては數學、理化學、博物學に關する口述質問は此等の學科の歴史の梗概に就き質問をなすことを得

第十七條 各學科の試験成績は十點満點とす

比率を次の如く定む(前掲につき略)

(中 略)

第二十條 合格證書は次の段階に分る

可 (得點が總點數の半に達したる場合)

稍良(得點が總點數の六〇パーセントに達したる場合)

良 (得點が總點數の七〇パーセントに達したる場合)
 優 (得點が總點數の八〇パーセントに達したる場合)

(中 略)

第二條 本令は一九三二年度六―七月期の中等教育バツカロレア試験より實施す

佛蘭西實業教育振興に就て

下院議員 Pasche 述

第一部 一九二五年の實業學校擴張案

佛蘭西に於て一九二五年度の實業教育豫算増加額は一六、〇〇〇、〇〇〇フラン、一九二六年度の増加額は二九、〇〇〇、〇〇〇フラン、一九二七年度の増加額は三一、〇〇〇、〇〇〇フラン、一九二八年度の増加額は三〇、〇〇〇、〇〇〇フラン、一九二九年度の増加額は三三、〇〇〇、〇〇〇フラン、一九三〇年度の増加額は三五、〇〇〇、〇〇〇フランとなつてゐる。こんなに急激に豫算の膨脹したのは次の理由に依る。

大戰後の困憊の時代に於ても我々は萎縮することを欲しなかつた。戦後の全世界の産業界の躍進は我國にも熟練せる職工、經驗に富める幹部の養成を必要と感ぜしめた。然し其の方法は複雑である。先づ第一に各人の能力に應じ且、經濟上の條件にも應じ得る様な職業指導方法の組織されることが必要であり、次には學校又は作業場に於て徒弟としての修習の成績を擧げる様にすること、次には各種の實業學校、補習學級、特殊の研究所に於て技師其の他の指導者を養成することが必要であり最後に家事教育を普及さすことに依つて労働者階級の生活安定を圖る事も必要である。

此の目的を有する施設は戦前には次の様であつた。

國立工藝學校	六
國立時計學校	二
國立職業學校	四
商工實科學校	八〇

其の生徒數は一五、〇〇〇人、而して高級幹部を養成する爲には之で十分であつたが中級幹部及徒弟養成の方法は不足を告げてゐた。

一九一九年に至り Astier-Cuminal 法が出来て實業教育の成文法となり、一九二〇年には實業教育の中央機關として總務局 (Sous-Secrétariat d'Etat de l'enseignement technique) を設け其の下に實業教育局を置いた。

一九二五年には實業教育の遅々たる進歩に満足し切れず急速な擴張案が建てられた。其の爲に豫算上の不可能を征服する爲新しい税が設けられた。其は徒弟税 (Tax d'apprentissage) と名付けられる。凡て此等の新計畫の衝に當つたのは時の實業局長 P. Labbé 氏であつた。

其の後五ヶ年の月日が流れた。其の間に得た結果を表で示せば次の様になる。

學 校 名	學 校 數			
	1919年	1924年	1925年	1929年
Ecoles nationales d'arts et métiers (國立工藝學校)	6	6	7	7
Ecoles nationales d'horlogerie (國立時計學校)	2	2	2	2
Ecoles nationales professionnelles (國立職業學校)	6	6	11	14

Ecoles pratiques, (實科學校)		Ecoles de métiers (職業學校(商業會議所設立))		Cours professionnels (職業學識)		Offices d'orientation professionnelle (職業指導局)	
80	117	163	208	250	1	389	784
1	60	66	100				

以上の他に改造、擴張された學校が次の様にある。

年	校	名	改造、變更	擴張	張
Ecoles nationales professionnelles			4		1
Ecoles pratiques			11		2

これに伴ふ生徒数の増加は次の表の様である。

年	校	名	生徒数	
			1919年	1925年
Ecoles nationales d'arts et métiers			1,051	1,853
Ecoles nationales d'horlogerie			255	361
Ecoles nationales professionnelles			1,462	2,175
Ecoles pratiques			14,500	30,398
Ecoles de métiers			存在せず	638
Cours professionnels			約 50,000	123,980
				172,550

更に擴張計畫の爲に要求された豫算額と實際に議會を通過した額とを比較すれば、次表の通りである。

年	校	名	生徒数				
			1925年	1926年	1927年	1928年	1929年
預算			34,475,600	34,674,600	34,874,600	34,454,600	34,454,600
計			15,594,700	29,158,600	30,008,600	30,008,600	32,908,600
							171,134,000
							137,679,100

此の表を見ると一九二五年の擴張計畫が豫算上、可成の制限を受けた事を知ることが出来る。然し大體に於て此の計畫は實現した。一九二五年の計畫は五ヶ年を費して完成したが、完成した頃には既に新しい他の要求が芽生へつゝあつた。政府は一九三〇年度の豫算に於て前年度より三五、〇〇〇、〇〇〇フランを増加して更に實業教育に新しい刺戟を與へようとしてゐる。

確に實業教育(特に下級の)は普及した。二〇〇、〇〇〇人以上の青少年が實業教育を受けてゐる。然し未だ八〇〇、〇〇〇人以上の青少年が何等の職業的準備無くして生きる冒險を續けてゐる。此の情況は一九二六——一九二七年頃の經濟界が危機に臨んだ頃が一番甚しかつた。其の頃職業的訓育を受けた外國人労働者が随分流入して來て、大工業又は専門的な職業に於て特にそうであつた。今日でも或地方では専門的な事は外國人労働者が之に當り、佛蘭西人は單に機械的労働に服して安い賃銀に甘んじてゐる様な所さへある。

識者は此の現象を看過しはしない。之に對する策は佛蘭西の青少年に確實な技術を組織立つて教へ込むことより他にはない。此の意味に於て更に實業教育を普及させる爲新擴張案の確立が叫ばれつゝある。自分は如何なる點に重點を置くべきかを考へながら、其の各々に就て少し説明を加へようと思ふ。

第二部 新擴張案の基礎

第一章 實業教育關係職員

従来、實業教育行政には極めて小人数の人々が關與したに過ぎなかつた。其は大戦より引續く緊縮された豫算より生ずる當然の結果であつた。一九二四年には學校數一、〇八五校、豫算五〇、〇〇〇、〇〇〇フランとなつてゐるのに中央官廳の實業教育に携る人員數は學校一四三、豫算二五〇フランであつた一八九二年頃と大差ない有様であつた。

一九二五年の擴張案は職員増加を必要とした。立法者も異論なく之を認めた。即ち第一回の増員は同年に次の様に行はれた。

局次長	二人増員	課長	三人増員
課次長	四人	主任	六人
書記	三人	タイピスト	六人
守衛	一人		

一九二九年に至つては學校數一、三四六校、豫算額一五〇、〇〇〇、〇〇〇フランとなつて更に増員の必要に迫られたが、而して局次長一人、課長二人、課次長三人、書記三人の増員計畫が出来たが財政上の理由から未だ實現しない。現在の實業教育局の職員數及各課の管掌事項は次の様になつてゐる。

- 第一課
1. 公立實業學校の人事
 2. 課長 一人 課次長 二人 主任 四人
書記 二人 助手 一人 タイピスト 四人
- 第二課
1. 學校の創立、建築、備品、生徒、卒業試験

- 第三課
2. 課長 一人 課次長 一人 主任 三人
書記 一人 タイピスト 一人 補缺教員 一人

- 第四課
1. 公立實業學校に於ける給費生、入學試験及入學關係、教員資格試験、徒弟給費生、中央視學官事務
 2. 課次長 一人 主任 三人 助手 一人
タイピスト 二人

- 第五課
1. 職業學級、徒弟修了證書、賞罰、縣視學、地方視學、職業指導、徒弟稅、私立實業學校
 2. 課長 一人 主任 四人 書記 二人
タイピスト 二人

- 第一部
1. 豫算、榮譽、中央工藝學校其他二三の高等實業學校、各種委員會又は集會、實業教育高等評議會、雜務
 2. 課長 一人 主任 四人 タイピスト 二人
- 第二部
1. 會計事務
 2. 課次長 一人 補缺教員 一人 會計士 一人
助手 一人 筆生 一人

以上各課の状況を數字を以て示せば次の様になる。

第一課 一九二四年には發送したる書類九、〇八八通であつたが一九二八年には二六、〇一一通となつてゐる。

第三課 課次長のみを頭に戴き極めて小數の人員で職業學級、給費生制度の爲に激増した事務を執つてゐる。

第四課 職業學級に要する費用一、〇〇〇、〇〇〇フラン、徒弟税一、〇〇〇、〇〇〇フランを支出又は收納してゐる。

第五課 繁雜な豫算關係の事務、會計事務を少人數で處理してゐる。

現在の所ではどうしても増員せねばならぬ位事務が多くなつてゐるが一方から考へると、本省に内容的に固有でない事務も混じてゐると思はれる。例へば技術家の免狀試験をする如きは文部省の仕事として適當でない。徒弟税收納の如き租稅事務を文部省でやるべきではない。前者は高等實業學校等の技術的援助に俟ち、後者は稅務當局に委すべきである。此の見地からすると人員の増加も次の位に止むべきであらう。

課長一人、課次長二人、主任二人、書記三人、タイピスト二人

(二) 中央視學官

中央視學官は相當の人數居るが仕事が非常に多くなつて來てゐる。一人の中央視學官の管轄がどれだけであつても、又彼が技術教員の免狀を持つてゐるにしても、數學、物理、化學、圖畫その他色々の學科の教員を監督し更に作業上に於ては職工長などの技術者までも同時に監督出來ると信する人はゐないであらう。技術は日進月歩のものであり授業もそれについて行かなければならぬ以上、中央視學官より一層専門的な技術家に對して一時的の監督を頼む様にする方が効果を擧げると思はれる。そう言ふ人々に視察をやらせたならば直ぐに改革すべき點を學び、其の實現を圖るだらう。三年又は四年間の任期で五人の専門家に依頼すれば満足すべき状態が得られるだらう。此の意味で豫算増額の必要がある。

(三) 縣に於ける職員

佛蘭西には縣の實業教育に參與する縣實業教育委員會が設けられてゐる。而して相當重要な役割を演じてゐる。例へば一

九一九年七月廿五日法(アステイエ法)は官廳の形式主義を廢れ且官吏の數を増さぬ様にする爲、大半が雇主と職工、使用

人より成る縣實業教育委員會に實業教育と徒弟修習の合理的發達を保障する任務を負はしてゐる。而も、不幸にして此の機

關には其の經費を支辨すべき豫算が與へられてゐない。又其の機關の活動と永續性とを保障する事務局をも作られてゐない。

實業教育は確に縣及地方視學の協力を要する。然し此等の縣實業教育委員會の如きは其の構成員が商人工業家又は其の使用

人であることを思ふならば、結局彼等の餘暇しか利用されてはゐない。又固有の豫算を有せぬので、縣委員會の活動は縣知

事の好意に訴へるか、又は單なる一時的の財源に據る他はない。こう言ふ制度は將來持續すべきではない。實業教育は地方

々々の實情に即してなされねばならぬので中央官廳のみに委せることは不可である。縣實業教育委員會は名實共に地方の實

業教育を盛にする使命を持つてゐる。試みに法制上、縣實業教育委員會に協力を要求されてゐる事項を擧ぐれば(一)アステ

イエ法の適用、(二)徒弟税の徵收、(三)徒弟契約履行の監視その他重要な事務があるのに、現在では其等の點に關する委

員會の活動が不完全である。其の原因は第一は委員會が固有の豫算を持たず、委員會の爲に出席したる場合にも移轉又は滯

在の費用さへ支拂はれない。此の事は労働者の委員にとつて苦痛であるから、出席を嫌ふこととなり、勞資平等の原則は破

られ易い。どうしても相當の豫算を取ること、缺席を豫防する爲適當な立法を必要とする。

次には自ら行政權を持たぬことである。縣當局に援助せられ、縣知事の直接支配下にあつて法制上要求される凡ての事項

に互りて監督支配する權限を持たねばならぬ。のみならず、委員會の仕事として一番興味あり大事な部分として、經濟界、

市町村、商業會議所、同業組合、雇主又は職工の團體等と連絡を取つて、其の意見を聴き、其の努力を輔け、其の計畫實現

の爲に助言し、指導せねばならぬと思ふ。

第二章 實業學校の協同

佛蘭西では實業學校の大半は文部省の管轄下にあるが其の他、農業、労働、司法、大藏、土木、商船、復興地方、陸軍、海軍、植民等の省又は分省に屬する實業學校がある。而して此等各省の實業學校には何等共通の原則もなく文部省との連絡

もない。一九二六年にエ・エリオ氏は此等各省下の實業學校の協力の必要なことを説き色々の點に於ける利益を擧げた。而して其の方法として文部省内に凡ての實業學校を管轄せしめることが第一の策であるが、其は實際上困難な問題であるので現在の状態に於て、凡ての實業教育機關の間に一種の連絡をつけて出来るだけ統一を圖る他はないが、それも未だ實現されてゐない。此の問題が解決されぬ中は實業教育擴張案は建てられない。

第三章 實業教育と國民教育

今迄實業教育は普通教育及高等教育と系統を異にし、大學區制度の外にあつた。其は實業學校が色々の省に分屬してゐて（主として商工省に）文部省に屬してゐなかつたからである。それを一九二〇年に商工省に屬してゐた學校を文部省に移して實業教育局を設け、一九二七年十月十五日及一九二九年二月九日の通牒に基づき大學區制度の下に置くこととした。然し乍ら實業教育独自の高等評議會、師範學校、視學官、縣評議會等を残してゐる。

此の實業教育を大學區制度の下に置き、其の特殊性を失くすることに就ては異論があるが、職業教育のみに終始せず一般教養を重んずることが生産者に對する教育として望まじきものである以上、非難すべきことではないと思ふ。

第四章 職業教育の準備、職業指導

エリオ氏の言葉を借れば「職業指導の問題とは各人に生理的、知識的、道德的、經濟的に最も良く適應する仕事を與へることに依つて人を職業に調和せしめる合理的な全體」である。

職業指導の問題は實業教育擴張案に於て又は一般國民教育案に於ても最も重要な一章を占むべきものである。

現在佛蘭西では此の種の研究機關としては國立職業指導研究所が最近出來たばかりである。而も小規模で教員、講師の數約二十人、生徒約六十人 豫算一八〇、〇〇〇フランに過ぎない。其の研究を制限され、其の方法も不完全であるから將來の擴張が必要である。

地方に於ける實際の指導機關としては職業指導地方事務局がある。佛蘭西國內には政府の補助を受ける事務局百餘ヶ所、

多少整備したものの百五十餘ヶ所があつて取扱つた兒童數は四一、〇〇〇名である。補助額は極めて少く一〇〇フラン乃至六、

二〇〇フラン、平均一、〇〇〇フラン位である。

職業指導の方法は小學校を卒へた頃の少年に對して指導者の監督の下に醫師と教員とに依つて其の適性を検査する。巴里市商業會議所は其の方法としてアトリエ・ゼコール (Ateliers-écoles) なる學校を用ひてゐる。(學校數一二校アトリエ數六〇、生徒數一、八二六人)

アトリエ・ゼコールの組織の大略を説明する。茲では小學校修了者を入れて修業年限は一年(又は二年)として之を第一期第二期に分ける。第一期は三ヶ月乃至六ヶ月で初歩の職業指導に充て、第二期は第一學年の終までとし、生徒に對し其の選擇した職業に對する一般的準備を與へる。更に六ヶ月乃至一ヶ年間、或種の職業に對する一層進んだ準備又は完成の爲に費すことが出来る。之を第三期とすることが出来る。

第一期

入學の時に生徒は其の選擇する職業を指示する。而して義務的に約六週間三ヶ所又は四ヶ所のアトリエで實習せねばならぬ。其の實習の間に各生徒の生理的及職業的の適性を調べる。醫師は禁忌徵候を指示する。そうして實習の終に至つて各生徒は其の適當とされる職業を定められる。

一つの學校内部で行はれる上述の指導の他に、一つの學校より他の學校に移されてより一般的な指導を與へられる場合もある。例へば鐵又は木材を取扱ふ職業に不適當な身體を有つ者は紙、印刷、裁縫などを教ふる學校に移される。經驗上、此の指導期は職業に對する準備の爲に無用のものでないことを知り得る。其は、此の方法をアトリエで採つた生徒は數ヶ月の後は直に徒弟になつたものより熟達することを得る。

第二期

アトリエ・ゼコールに於ける第二期は徒弟修習の第一期である。此の期間は或特定の職業に對してでなく類似せる一團の

職業に對する準備に充てられる。決定的に職業を定めることを容易にする爲に一般的職業教育を授ける譯である。六ヶ月間機械アトリエに於て總括的教育を受けた後に、自動車製造、精密機械、外科機械、衡器などの製造に夫々岐れて進む。

第三期

第三期は徒弟修習の完成期である。即ち決定的に選擇した職業を専門的に修習する時期である。此の時期の教育は同業組合と協力してなされる。

以上の三つの時期を通じて職業教育と平行して普通教育をも授ける。學科は主に國語、算術、圖畫、體操である。特に體操は身體の職業的變形を矯正し、成長期の健康を増進する。

第五章 下級實業教育

下級實業學校としては次の表に掲げた様なものがある。同時に其の生徒數をも示せば次の様になる。(一九二九年十月一日現在)

學	校	業	科	工業科	商業科	特別科	ホテル科	家事科	計
Ecoles pratiques de commerce et d'industrie (商工實習學校)	男	子	574	77,858	3,146	1,499			13,077
Ecoles pratiques d'industrie (工業實習學校)	男	子	82	4,146	5	617			4,850
Ecoles pratiques de commerce et d'industrie	女	子	182	2,813	2,810	45		196	6,046
Ecoles de métiers (職業學校)			106	1,616		201			1,923
Ecoles hotelières (ホテル學校)					255		682		937
Ecoles professionnelles de la ville de Paris (パリ市職業學校)			7	1,334					1,341

同	女	子	計	計	計	計	計	計	計
Ecoles pratiques d'Alsace et de Lorraine			27	1,225	358	437			2,020
計			978	984	831	41		196	1,839
アルサス、ロレーヌ補習學校				19,976	7,045	2,840	682		32,077
總計									9,197
									41,274

以上の中主要なものは實習學校であるが、近年生徒數の減少を來す傾向がある。此は經濟的不況の時代には多くの家では小學校を卒へた子供を工場にやる様になり、其の結果、工場に通ひながら勉學の出来る職業學校に行く様になる爲である。此の現象を防ぐ爲實業教育局は徒弟給費制度を設けた。その他、應急策としては、學校の増設、實習學校自身の改革例へば前述のアトリエ・ゼコールに類する豫科を設ける如き、或は實習學校より他の種の學校に移ることを容易にすることなどが考へられるが、根本策は不整に陥つてゐる國民教育機關の全體を建て直す時期まで待たねばならぬであらう。

次にアトリエに於ける徒弟修習方法としては職業學校がある。職業學校の數は顯著な勢で増してゐる。一九二九年六月一日には七八ヶ所あつて其の内譯は次の様になつてゐる。

- 固有の意味の職業學校 六八二
- 應用美術に關する職業學校 一一一
- 農村職業學校 一四
- 家事教育職業學校 六二
- 小學教育補習學校 一三

出席する人員數二〇〇、〇〇〇人、經費三〇、〇〇〇、〇〇〇フランである。國家の補助金は八、〇〇〇、〇〇〇フランであるが毎年五〇〇、〇〇〇フランづゝ増額してゐる。

職業學校修了證書を得た者の數は次表の通りである。

一九二一年(六七六人) 一九二二年(三、〇八一) 一九二三年(五、六四四人)
一九二四年(六、〇〇〇人) 一九二五年(七、六九二人) 一九二六年(八、五〇五人)
一九二七年(九、七〇四人) 一九二八年(一一、〇九七人)

職業學級はこんなに發達したが場所及器具の不足に悩まされてゐる。それ故實習學校と併置するか特別のアトリエを設けねばならぬから政府は一九二五年の計畫に於て五、〇〇〇、〇〇〇フランを其の爲に五ヶ年繼續事業として支出することを豫定してゐる。

第三に家事教育に關する職業學級が六二あることは前表に示す通りであるが其の爲に豫定されてゐる豫算は五〇〇、〇〇〇フランに過ぎない。主婦に對する教育又は副業の奨励といふ意味に於て將來其の數を増し、又豫算を増さねばならぬ。

第四に農村に於ける職業教育の問題を考へねばならぬ。茲に言ふ職業教育とは農業教育以外の職業教育を指してゐる。近來一般に農村の人口が都會に吸収されつゝあるが特に職人は段々都會に移りつゝある。然し農村の生活は或種の職人例へば鍛冶屋の如きの存在を要求する。都會に出る方が収入が容易であり多額であると思はれる職を農村に與へることは可成困難なことであるが、採り得べき手段としては次の様なものがある。第一は學校を設けることであるが、町の吸引力は其の卒業生の上までに及ぶであらう。第二に移動アトリエを利用する事であるがそれでは教育内容が斷片的となり職業も其の種類に限られる。第三に徒弟給費又は徒弟を養成する職人に對して賞與を出す方法であつて、議會は之を最も良しとしてゐる。此の方法は徒弟を誘引して彼等の職業を將來に持續せしめるであらう。唯注意すべきは此の場合、彼等が原始的なアトリエの習慣にのみ満足することを防ぐことである。職人の親方が自ら新知識を得ることに努め、又徒弟給費金も冬季など天候の悪い時に新しい技術を習得せしむる爲に使用されねばならぬ。

職人の養成のみが田舎の實業教育の唯一の目的ではない。山嶽に近い地方では悪い季節が続いて田舎の荒廢する第一の原因となる。

現代工業の發達以前には冬季にも家庭的な副業があつて相當の収入を得られてゐたが、今はそれも失くなつて來た。然し乍ら一方に於ては農村の電化、モーターの利用も行はれる様になつて來たので、之を利用して家庭的な仕事を再び盛にすることも出来る。それと同時に地方農村工業例へば玩具、レース、時計、寒暖計等の製作をも奨励せねばならぬ。其の爲には此の種の起り得べき産業を調査し、其に従事する人々の教育を盛にする必要がある。

第六章 技術家の養成

中級技術家の養成は主として國立職業學校(Ecoles nationales professionnelles)に於て爲される。一九二〇年以來七つの此の種の學校が出來た。其の生徒數は三、二〇〇人である。一九三〇年度に於て國立職業學校の爲に用意された豫算は約二〇、〇〇〇、〇〇〇フランであつた(臨時費を除く)

高級技術家養成の爲には六つの工藝學校(Ecoles des arts et métiers)の他に Conservatoire des arts et métiers 其他専門的な研究所がある。然し乍ら此等の學校又は研究所の學科の程度が夫々異り、又獨逸に見る様な特別な研究を證明する職業免狀が一定されてゐない。此等のことは我國の職業教育の權威を甚しく傷ける。故に學歴の如何を問はず職業別に免狀試験を受けねばならぬ様にすることが必要である。

現今一般に叫ばれてゐる産業の合理化或は統制は佛蘭西に於て特に必要を感じられてゐるが、其の方面に携る技術家、特に首腦者はそれが出来る様に養成されねばならない。然し其の點では、佛蘭西は米國や、獨逸の様に立派な研究所又は學校を持たない。前述の Conservatoire des arts et métiers 及 Ecole des sciences politiques にて之に關する講座がある位のものである。より完備した研究所を建て、國家的見地から産業の統制に努めて行くことが緊要である。

結論

自分の今迄述べた所を一言で蔽へば結局は實業教育に充てられてゐる豫算が不足であると言ふことに歸する。實業教育は

今迄は公教育 (Engagement public) の附屬物視されてゐたが最早や自分自身の活動を果す爲に十分の準備を與へられねばならぬ。今更、産業振興の基本たる實業教育振作の必要を述べなくても宜い。佛蘭西の國運を伸長しようと思ふならば都市並に地方の産業を合理化して其の繁榮を圖り、他國に壓倒されぬ様にせねばならぬ。此の見地からすれば實業教育は經濟教育であり道徳教育である。

此の故に一九二五年の實業學校擴張案の如き姑息の手段では不十分である。より大なるより有效な新しい案を立て、出来るだけ早く議會に諮る様に政府に勸告する。政府にも其の意志があることは判つてゐるが出来るだけ早く實現されたい。

(終り)

北米合衆國之部

北米合衆國に於ける小學校、中學校の教授時數、休憩時間等に関する調査

實際上、一日の教授時數の決定に當つて、學校委員會を指導する唯一のものは輿論と現行の實際である。人口三萬以上の都市に於ける兒童の一日の教授時數 (School day) 晝の時間、休憩時間等に関する實際を確める爲に、此等都市の視學官に質問書を發して之に関する報告書の提出を求めた。以下の表は斯くして集められた報告の結果である。

第一表は人口十萬以上の都市四に於ける始業終業時と全授業時數 (晝及休憩時間を除く) を示す。
他の表は人口十萬以上及三萬乃至十萬の都市に於ける授業時數、晝即晝食時間、休憩度數及時數に関する調査を示す。

(第一表) 人口十萬以上の都市に於ける學校の始業終業時及教授時數

都 市 名	小 學 校					初級中學校	四年制又は 上級中學校
	第一學年	第二學年	第三學年	其の他	其の他		
Akron, Ohio.	始業 9時 終業 3時30分 4時間35分	始業 9時 終業 3時30分 4時間35分	始業 9時 終業 3時45分 5時間30分	始業 9時 終業 3時45分 5時間30分	始業 9時 終業 3時30分 5時間	始業 9時 終業 3時30分 6時間	始業 9時 終業 3時30分 6時間
Albany, N.Y.	9—3.30 4時間	9—3.30 4時間	9—3.30 5時間	9—3.30 5時間	9—3.30 5時間	—	—
Baltimore, Md.	9—3.15 4時間35分	9—3.15 4時間35分	9—3.15 4時間35分	9—3.15 4時間35分	9—3.15 4時間35分	9—2.30 4時間50分	9—2.30 4時間50分

Birmingham, Ala.	8.30—2 4時間30分	8.30—2 4時間30分	8.30—3 5時間30分	8.30—3 5時間30分	8.45—2.30 5時間25分	8.45—2.30 5時間25分
Boston, Mass.	4時間40分	4時間40分	4時間40分	4時間40分	5時間15分	5時間
Buffalo, N. Y.	9—3 4時間30分	9—3 4時間30分	9—3 4時間45分	9—3.30 5時間20分	—	8.40—2.30 5時間50分
Cambridge, Mass.	8.30—2.15 4時間45分	8.30—2.15 4時間45分	8.30—2.15 4時間45分	8.30—2.15 4時間45分	—	8.30—1.45 4時間50分
Chicago, Illinois.	9—3.15 4時間30分	9—3.15 4時間30分	9—3.15 5時間	8.30—3.15 5時間	8.30—2.30 5時間	8.30—3 6時間
Cincinnati, Ohio.	8.30—3 5時間	8.30—3 5時間	8.30—3 5時間	8.30—3 5時間	8.30—3 6時間	8.30—2.15 5時間15分
Cleveland, Ohio.	9—3.30 5時間	9—3.30 5時間	9—3.30 5時間	9—3.30 5時間	8.30—3 6時間30分	8.30—3.45 6時間30分
Des Moines, Iowa.	8.50—3.35 5時間15分	8.50—3.35 5時間15分	8.50—3.35 5時間15分	8.50—3.35 5時間15分	8.45—3.15 5時間45分	8.30—3.15 6時間5分
Detroit, Mich.	8.30—3 4時間30分	8.30—3 4時間30分	8.30—3 4時間40分	8.30—3 5時間10分	8.30—3 6時間15分	8.30—4 7時間37分
Fort Worth, Tex.	8.45—2.15 4時間30分	8.45—2.15 4時間30分	8.45—3.30 5時間45分	8.45—3.30 5時間45分	8.45—3.30 6時間15分	8.45—3.30 6時間15分
Grand Rapids, Mich.	8.45—3.15 4時間30分	8.45—3.15 4時間30分	8.45—3.30 4時間45分	8.45—3.50 4時間45分	—	—
Indianapolis, Ind.	8.30—3 4時間45分	8.30—3 5時間	8.30—3 5時間	8.30—3 5時間	—	8—3

Jersey City, N. J.	8.45—3.10 4時間55分	8.45—3.10 4時間55分	8.45—3.10 5時間	8.45—3.15 5時間15分	8.45—3.15 5時間45分	4時間30分
Louisville, Kentucky.	8.30—1.30 3時間30分	8.30—1.30 4時間30分	8.30—1.30 4時間30分	8.30—1.30 4時間30分	8.30—2.30 5時間30分	8.30—2.30 5時間30分
Memphis, Tenn.	—	9—3 5時間	9—3 5時間	9—3 5時間	9—3 5時間15分	9—3 5時間15分
Milwaukee, Wis.	9—3.30 3時間	9—3.30 4時間30分	9—3.30 4時間30分	9—3.30 4時間30分	8.30—2.30 5時間	8.30—3.10 6時間
Minneapolis, Minn.	8.45—3 4時間30分	8.45—3.15 4時間30分	8.45—3.15 4時間30分	8.30—3 or 8.45—3.15 6時間	8.30—3 or 8.45—3.15 6時間	8.30—3 or 8.45—3.15 6時間
Nashville, Tenn.	12—2.30 2時間30分	8.50—11.30 2時間30分	8.50—1.50 —	8.50—2 4時間30分	8.50—2.30 5時間	8.50—2.30 5時間
Newark, N. J.	8.45—3.15 4時間45分	8.45—3.15 4時間45分	8.45—3.15 4時間45分	8.45—3.15 4時間45分	8.30—4 6時間15分	8.45—2.45 5時間15分
New Bedford, Mass.	8.45—3.30 5時間	8.45—3.30 5時間	8.45—3.30 5時間	8.45—3.30 5時間	8.30—3.30 6時間	8.30—1.30 4時間40分
New Haven, Conn.	8.45—3.30 4時間40分	8.45—3.30 4時間40分	8.45—3.30 4時間40分	8.45—3.30 4時間45分	8.30—3.30 5時間30分	8—12.45 4時間20分
New Orleans, La.	9—3 4時間45分	9—3 4時間45分	9—3 4時間45分	9—3 4時間45分	—	8.45—3 5時間45分
Norfolk, Va.	9—1.30 3時間45分	9—2 4時間15分	9—2.15 4時間30分	9—2.30 5時間	9—3 5時間30分	9—3 5時間30分
New York, N. Y.	9—3 4時間	9—3 5時間	9—3 5時間	9—3 5時間	9—3 5時間	9—3 5時間30分

Oakland, Calif.	始 9-3.15 終 3時間55分	始 9-3.15 終 3時間55分	始 9-3.15 終 3時間55分	始 9-3.15 終 4時間45分	始 8.15-3.15 or 9-4 5時間15分	始 8.15-2.30 or 9-4 5時間15分
Philadelphia, Pennsylvania.	9-3.30 4時間30分	9-3.30 4時間30分	9-3.30 4時間30分	9-3.30 4時間45分	9-3 5時間30分	9-2 4時間30分
Reading, Pennsylvania.	8.45-3.45 4時間10分	8.45-3.45 4時間10分	8.45-3.45 4時間10分	8.45-3.45 4時間10分	8.45-3 5時間30分	8.45-3 5時間30分
Richmond, Va.	8.45-1.45 4時間15分	8.45-2 4時間35分	8.45-2.45 5時間20分	8.45-2.45 5時間20分	8.40-3 5時間50分	8.45-3.10 5時間15分
Rochester, N.Y.	8.45-3.45 5時間20分	8.45-3.45 5時間20分	8.45-3.45 5時間20分	8.45-3.45 5時間20分	8.30-3.50 6時間	8.30-2.20 5時間20分
St. Louis, Mo.	9-3.25 5時間	9-3.25 5時間	9-3.25 5時間	9-3.25 5時間	9-3.25 5時間	5時間30分
St. Paul, Minn.	9-3.30 4時間30分	9-3.30 4時間45分	9-3.30 5時間	9-3.30 5時間	8.30-3.15 6時間	8.30-2.15 5時間15分
Salt Lake, Utah.	9-12 2時間45分	9-3.30 5時間5分	9-3.30 5時間5分	9-3.30 5時間5分	9-3.30 6時間	8.30-2.30 or 9.30-3.30 5時間30分
San Francisco, Calif.	9-2.30 4時間5分	9-2.30 4時間5分	9-2.30 4時間5分	9-2.30 4時間30分	8.30-3.30 6時間	9-3 5時間20分
Scranton, Pennsylvania.	9-3.15 4時間30分	9-3.30 5時間	9-3.30 5時間	9-3.30 5時間	8.30-3.30 6時間	8.30-2.50 5時間30分
Seattle, Wash.	8.50-3.50 4時間	8.50-2.50 4時間30分	8.50-3.20 5時間	8.50-3.20 5時間	8.50-3.20 6時間	8.50-3.10 6時間
Spokane, Wash.	5時間	9-3.30 5時間	9-3.30 5時間	9-3.30 5時間		8.30-2.45 5時間45分

Toledo, Ohio.	8.30-2.45 4時間15分	8.30-3.15 5時間15分	8.30-3.15 5時間15分	8.30-3.15 5時間15分	8.30-3 6時間	8.30-2.15 5時間15分
Trenton, N.J.	8.45-3.30 4時間50分	8.45-3.30 4時間50分	8.45-3.30 4時間50分	8.45-3.30 4時間50分	8.45-3.30 6時間	5時間55分
Washington, D.C.	9-3 4時間35分	9-3 4時間35分	9-3 4時間35分	9-3 4時間35分	8.50-3 5時間9分	9-2.30 4時間47分
Wilmington, Del.	9-3.15 5時間	9-3.15 5時間	9-3.15 5時間	9-3.15 5時間		8.30-2.30 5時間55分
Worcester, Mass.	9-3.45 4時間20分	9-4 4時間35分	9-4 4時間35分	9-4 4時間35分	8.30-3 5時間40分	8.15-1 4時間25分

(第二表)

人口十萬以上の都市に於ける学校の教授時数(時間別校数)

数	授 時 数	小 学			校		中 学	
		第一學年	第二學年	第三學年	其他學年	初 級	上 級	
2% 時間以下	3 時間	1	1	1	1	1	1	1
3	3 1/4	1	1	1	1	1	1	1
3 1/4	3 1/2	1	1	1	1	1	1	1
3 1/2	3 3/4	1	1	1	1	1	1	1
3 3/4	4	2	1	1	1	1	1	1
4	4 1/4	6	3	2	1	1	1	1
4 1/4	4 1/2	3	2	2	1	1	1	2
4 1/2	4 3/4	11	13	11	7	1	3	3

報 平 均 皆 校 學 授 時 計 數	校									
	4時間 35分	4時間 45分	5時間	5時間	5時間	5時間 45分	5時間 36分	4時間 35分	4時間 45分	5時間
4%	3	4	4	7	1	1	2	3	4	2
5	8	12	15	16	5	4	4	4	5	3
5½	2	3	4	4	4	8	4	4	7	7
5½	1	1	3	5	2	3	3	5	5	5
6	1	1	2	4	4	12	1	7	7	2
6½	—	—	—	—	—	3	3	2	2	1
6½時間以上	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
報 平 均 皆 校 學 授 時 計 數	41	41	42	42	42	36	14	41	41	42

(第三表)

人口三萬乃至十萬の都市に於ける學校の教授時數

(296)

數 授 時 數	小					初 級	中 學 校	初 級	其 他 學 年	3 時間以下
	第一學年	第二學年	第三學年	其他學年	4時間 35分					
3時間以下	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
3½時間	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3½
3½	2	—	—	—	—	—	—	—	—	3½
3½	5	4	—	—	—	—	—	—	—	3½
3¾	7	1	—	—	—	—	—	—	—	3¾
4	18	10	—	—	—	—	—	—	—	4
4½	7	7	2	—	—	—	—	—	—	4½
4½	35	32	23	12	—	—	—	—	—	4½

報 平 均 皆 校 學 授 時 計 數	校									
	4時間 35分	4時間 45分	5時間	5時間	5時間	5時間 45分	5時間 45分	5時間 36分	4時間 35分	4時間 45分
4%	10	18	14	12	2	6	2	6	10	18
5	13	23	35	37	9	11	9	11	13	23
5½	7	9	15	12	9	6	9	11	7	9
5½	5	8	11	21	18	13	18	25	5	8
5¾	2	3	3	6	6	30	6	8	2	3
6	—	—	1	6	24	8	7	11	—	—
6½	—	—	—	1	7	11	7	11	—	—
6½時間以上	1	1	1	1	7	11	7	11	—	—
報 平 均 皆 校 學 授 時 計 數	116	116	113	109	84	113	113	113	116	116

(第四表)

人口十萬以上の都市に於ける晝休時間

(297)

晝 休 時 間	小					其 他	中		初 級 4年制又は 上級
	第一學年	第二學年	第三學年	其他	初 級		中 學 校		
30分以下	—	—	—	—	—	—	3	9	—
39分	4	4	5	5	15	20	15	20	—
40	2	2	2	2	10	13	10	13	—
49	—	—	—	—	1	1	1	1	—
50	—	—	—	—	6	—	6	—	—
59	6	8	8	10	1	—	1	—	—
60	11	11	13	13	—	—	—	—	—
70	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	—	—	—	—	—	—	—	—	—
89	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90	13	16	15	14	—	—	—	—	—

100—109	5	3	2	—	—	—	—
110—119	—	—	—	—	—	—	—
120分以上	3	2	2	—	—	—	—
計	44	46	47	44	44	35	43
平均	75分	75分	75分	70分	—	30分	30分

(第五表)

人口三萬乃至十萬の都市に於ける學校の晝休時間

晝休時間	小 學			校 其 他	中 學		校 初 級 以上
	第一學年	第二學年	第三學年		初 級	初 級 以上	
30分以下	1	1	1	2	9	21	21
30—39分	8	12	13	11	21	7	39
40—49分	1	2	2	3	7	—	19
50—59分	—	—	—	—	—	—	—
60—69分	21	23	26	28	19	19	17
70—79分	10	11	15	17	11	11	19
80—89分	4	6	7	8	4	4	12
90—99分	31	38	38	37	15	15	—
100—109分	20	17	14	13	13	13	—
110—119分	1	1	1	—	—	—	—
120分以上	22	13	8	5	1	1	—
計	119	124	125	124	90	90	117
平均	90分	90分	85分	80分	60分	—	30分

(第六表)

人口十萬以上の都市に於ける學校の休憩度數 (晝休を除く)

休憩度數	小 學			校 其 他	中 學		校 初 級 以上
	第一學年	第二學年	第三學年		初 級	初 級 以上	
無	3	2	1	7	29	—	38
一日	10	9	10	15	4	4	4
二日	33	35	35	21	2	2	1
計	46	46	46	43	35	35	43

(第七表)

人口十萬以上の都市に於ける學校の休憩時間 (晝休を除く)

休憩時間	小 學			校 其 他	中 學		校 初 級 以上
	第一學年	第二學年	第三學年		初 級	初 級 以上	
10—14分	4	4	3	3	2	—	1
15—19分	7	6	8	8	2	—	2
20—24分	12	13	13	8	—	—	—
25—29分	12	13	13	10	1	1	—
30—34分	6	6	7	6	—	—	—
35—39分	—	—	—	—	—	—	—
40—44分	1	1	1	1	—	—	—
45—49分	—	—	—	—	—	—	—
50—54分	—	—	—	—	—	—	—

平均休憩時間	55—59	1	1	1	1	1	1	1
	60分以上	43	44	45	36	6	5	
計	20分	20分	20分	20分	20分	15分	15分	

(第八表) 人口三萬乃至十萬の都市に於ける學校の休憩度數 (晝休を除く)

休憩度數	小 學 校			中 學 校		
	第一學年	第二學年	第三學年	初 級	四年制又は 上級	
無き日	1	1	1			
一回	11	10	12	4	55	
二回	99	100	98	17	16	
三回	3	3	3	92	9	
計	114	114	114	114	80	
						91
						12
						1
						104

(300)

(第九表) 人口三萬乃至十萬の都市に於ける學校の休憩時間

休憩時間	小 學 校			中 學 校	
	第一學年	第二學年	第三學年	初 級	四年制又は 上級
10—14分	—	—	—	—	—
15—19分	15	14	15	17	9

平均休憩時間	小 學 校			中 學 校	
	第一學年	第二學年	第三學年	初 級	四年制又は 上級
20—24	22	22	21	23	6
25—29	12	13	12	9	2
30—34	58	58	60	56	8
35—39	—	—	—	—	—
40—44	4	4	3	3	—
45—49	1	1	1	1	—
50—54	—	—	—	—	—
55—59	—	—	—	—	—
60以上	1	1	1	1	—
計	113	113	113	110	25
	30分	30分	30分	30分	20分

(301)

北米合衆國の學校出席者に關する調査

北米合衆國勢調査局長から一九三〇年の學校出席に關する調査が發表された。其に依ると、同年四月一日現在の合衆國人口は、五歳から二十歳までの者が三八、三八七、〇三二人あり、中二六、八四九、六三九人即ち六九・九パーセントが一九二九年九月一日以後の在學者であつた。此の一九三〇年の出席者數は一九二〇年の出席者數——言ふまでもなく五歳より二十歳までの者——に比して五、四七五、六六三人の増加にあたり、之を年齢別に對比すると次表の如くである。

年齢	性別	調査年度	總人口數	學校出席者	
				生徒數	割合
五歳	兩性	一九三〇年	三八、三八七、〇三二	二六、八四九、六三九	六九・九
	兩性	一九二〇年	三三、二五〇、八七〇	二一、三七三、九七六	六四・三
	兩性	一九三〇年	一九、二七四、一四九	一三、五二一、七六八	七〇・二
六歳	兩性	一九三〇年	一六、六三九、六〇〇	一〇、六六三、五四七	六四・一
	兩性	一九二〇年	一九、一一二、八八三	一三、三二七、八七一	六九・七
	兩性	一九三〇年	一六、六一一、二七〇	一〇、七一〇、四二九	六四・五
七歳	兩性	一九三〇年	二、五〇五、二五〇	五〇〇、七三五	二〇・〇
	兩性	一九二〇年	二、三四七、八三九	四四一、四一一	一八・八
	兩性	一九三〇年	二、五一五、二八五	一、六六七、四八六	六六・三
八歳	兩性	一九三〇年	一、七、二〇九、五六六	一、四八〇、七一四	六三・三
	兩性	一九二〇年	一、五、三〇六、七九三	一、三、八九八、四〇〇	九五・三
	兩性	一九三〇年	四、六七八、〇八四	一、三、八六九、〇一〇	九〇・六
九歳	兩性	一九三〇年	三、九〇七、七一〇	四、一五六、三七八	八八・八
	兩性	一九二〇年	三、九〇七、七一〇	三、一二四、一二九	七九・九
	兩性	一九三〇年	三、九〇七、七一〇	三、一二四、一二九	七九・九

年齢	性別	調査年度	總人口數	學校出席者	
				生徒數	割合
一七歳	兩性	一九三〇年	四、六六三、一三七	二、六六九、八五七	五七・三
	兩性	一九二〇年	三、八二八、一三一	一、六四四、〇六一	四二・九
	兩性	一九三〇年	六、八一五、七一〇	一、四五六、七八四	二一・四
一八歳	兩性	一九二〇年	五、五二二、〇八二	八一四、六五一	一四・八
	兩性	一九三〇年	一、〇三四、七八二	三四四、七八九	三三・九
	兩性	一九二〇年	一、〇三四、七八二	三四四、七八九	三三・九

一見して明かなる如く、年長者の出席率が著しく高まつてゐることは注意に値する。例へば十六歳及十七歳の總人口數の中、一九二〇年に在學者が四九・二パーセントであつたものが、一九三〇年には五七・三パーセントになつて居り、十八歳乃至二十歳の者も在學者は一九二〇年の一四・八パーセントから一九三〇年には二一・四パーセントに増加してゐる。二十一歳以上の在學者の此の十年間に於ける増加數六八九、九九三人は、多少は、成人教育運動の擴張を示すものと言つて宜からう。そして是等を通じて觀取し得ることは、實業界の經濟的及社會的要求が斷じて青年の教育期間の延長を求め、尙教育の不充分なる者に對しては學校への復歸を強ひてゐると言ふことである。勿論この學校出席者の増加に就ては少年労働統計及使用者の教育的要求が之に光明を授與へることは言ふまでもない。

更に本調査に回答し來れる材料を點檢する時、我々は村落地方の出席が都會地に比較して依然として少なきを知るのである。一九三〇年の都會地に於ける五歳乃至二十歳の青少年の出席歩合が七二・三なるに對し、農業部落は六六・四、非農業部落は六九・三であつた。遺憾ながら各年齢別には之を審にし得ないが、村落地方の出席歩合が都會地に比し年長者に於て著しく低かるべきは疑を容れない。實際誰しもの豫想するが如くに、二十一歳以上の出席者は都會地が村落地方よりも遙かに多く、總數に於て都會地は七三八、一九三人なるに、農業部落は一四三、二八三人、非農業部落は一五六、二二六人である。

北亞米利加合衆國の教員俸給表に就て

學校に關する費用中主要なるものは校舍建築費校地購入費及教員俸給の三であるが、過去の教育費を研究して見ると校舍建築費は、大體教育費總額の二割二分三厘に當つて居り教員俸給費學校備品費は經常費の八割三分七厘に當り。殊に或市の如きは經常費の七四・三パーセントが教育費に充てられ、教員俸給費が其の九割を占めて來た。

斯の如く教員俸給費は教育費の多額を費されてゐるから教育行政の當局者や、一般社會にとつて慎重に研究すべき問題とせられてゐるがコロンビヤ大學に屬する師範大學のエヴンデン博士は、之に對して一つの研究を發表し其の中に「教員俸給表作製に關して考察すべき事は、第一に教員の學習履歴、第二に其の經驗、第三に或程度以下の學習履歴しか有しない教員を採用する事を否認する事、第四に特別の訓練を要求する仕事に對しては財政的に準備をする事、第五に學校に依りて教員俸給表を異にしない事、第六に優秀なる女子教育者を誘引することが出来る様に作製する事、第七に俸給表は簡單なる事、第八に最高最低の俸給額を定むる事、第九に昇給の規定を設くる事、第十に最低俸給は生活費を考慮して定むべき事、第十一に都市の大小に因りて異なる生活費を考慮に入れる事、第十二に教員の向上心を鼓舞するに足るものなる事、第十三に變更し得るものなる事」と述べてゐるが、之を要するに教員俸給表作製には、第一に教員の勤務に對して十分なる報酬を與へられてゐるか否か、第二に其の報酬は教員の勤務に依りて社會が最大の利益を受くる様に按配せられてゐるか否かの二つを考慮せねばならぬと言ふ事になる。

現在北亞米利加合衆國に用ひられてゐる教員俸給表は大體左の四種類と言ふ事が出来る。

- (一) 地位を規準として機械的に昇給するもの (Position-Automatic type)
- (二) 教員の學習履歴を基礎とするもの (Preparation-Automatic type)

(三) 勤務成績に依つて昇給するもの (Position-Merit type)

(四) 學習と功績に依つて昇給するもの (Preparation-Merit type)

(茲に所謂地位に依るとは幼稚園、小學校、中等學校等と學校の種類に依り初給を異にするのを言ふ)

第一、地位に依り機械的に昇給するもの。

此種の俸給表は最もよく行はれてゐるもので此は學校の種類に依り教員の俸給額が異つて居り初給に一年留まつた後、教員は次第に最高級まで自動的に昇るものである。毎年の昇給は通常十年又は十二年に亘り最高級と最低給との差額は五十弗から二百弗に及んでゐる。

然し近時或都市に於ては増俸額を大にし其の最高給に達するまでの年限を五年乃至七年に縮めようとする傾向が現はれてゐる。一九二三年の國民教育會の俸給委員會の報告に依れば僅かの差はあるが人口二千五百人から十萬人までの都市中その八割四分までが斯かる俸給表に依つて居る。左に其の基本型を示す。

勤務年限	幼稚園	小學校	特殊學校	ジュニアハイスクール	シニヤハイスクール
〇年	一四〇	一四〇	一六〇	一六〇	一六〇
一	一五〇	一五〇	一七〇	一七〇	一七〇
二	一六〇	一六〇	一八〇	一八〇	一八〇
三	一七〇	一七〇	一九〇	一九〇	一九〇
四	一八〇	一八〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
五	一九〇	一九〇	二一〇	二一〇	二一〇
六	二〇〇	二〇〇	二二〇	二二〇	二二〇
七	二一〇	二一〇	二三〇	二三〇	二三〇

勤続年数	中學卒業以上の修學年限						
	二 年	三 年	四 年 (バチエラー級)	五 年 (マスター級)	六 年	七 年 (ドクター級)	
三	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇	二二〇〇	二三〇〇	二四〇〇
二	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇	二二〇〇	二三〇〇
一	一六〇〇	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇	二二〇〇
〇	一五〇〇	一六〇〇	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇

功績に依る率

A	B	C	D	E
二七〇	二五〇	二三〇	二一〇	一九〇
二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇
二九〇	二七〇	二五〇	二三〇	二一〇
三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇
三一〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇
三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇

各表の長短

第一の地位を基準として機械的に昇給するもの、長所は

- (一) 人々は公の生活に於ては全く變動なき道をとる事を欲するから其の心的傾向から言へば最も此の型を好む。
- (二) 教育行政上此の型は取扱に容易である。其は昇給に關して面倒な事が起らず、煩雜な事も無い爲に、不斷に注意せねばならぬ事もないからである。
- (三) 政争の激甚なる土地でも教員、視學官、教育局等は教員の昇給に關して煩はされる事がない。

等の諸點であるが
短所としては

- (一) 教員の特別能力、功績等を斟酌しないから向上心に富める教員を失望せしめる。
 - (二) 財政上多くの經費を要する。
 - (三) 下級學校教員は割が悪い。
- 等の諸點が指摘せられる。

第二の教員の學習履歴を基礎とするもの、長所として挙げられる點は

- (一) 總ての教員の地位が同視せられ、特に小學校、中學校に於ける從來の差別待遇を除去したる點
- (二) 向上心に富める教員は其の後の修學に依りて更に昇給し得る事、然も其の再度の修學の爲に費された費用は後の勤務に依り十分に補償し得る點
- (三) 行政上取扱の便宜なる點

其の短所としては

- (一) 依然として教員の眞の功績を昇給に就て考慮しない點
- (二) 財政上多くの俸給費用を要する點
- (三) 教員の學習的訓練を偏重する點
- (四) 箇々の教員の特別技能訓練功績を斟酌しない點

第三、第四の教員俸給表の長短は大體に於て第一第二の長短を追ふものであるが、以上諸種の型の長を採り或合成的の表を

- (一) 作らんとするには
- (二) 初任給は教員の學習的訓練の履歴を基礎とする事

(二) 最初の七年間は機械的に昇給せしめ、其の後は教員の経験に依る教授能力を参酌して昇給せしめる事
(三) 教員の特別能力特別勤務を昇給に就て参酌する事

の三點を留意せねばならぬ。初任級に關しては一般の教授能率が教員の學習訓練に極めて密接な關係を有する以上、敍上の第二の型に於ける初任級が最も望ましいものである。第二に教員の経験から其の教授能率を斟酌し此に對して規定を設くる事が必要である。さて幾年位で此が最高點に達するかは極めて困難な問題であるが、通常一般の見解の一致する處は五年乃至七年に於て其の教授能率の最高點に達しそれ以上は更に一層の訓練を受くる事がなかつたならば、恐らく其の能率を低下する傾があるだらうと思はれる點があるから此の點を考慮せねばならぬと思ふ。第三に教員の功績を認める事に關しては、教員の學習的訓練経験年限のみを考慮して俸給表を作製しては、教員の眞の實績を斟酌する事が出来ぬ。即ち始から此の點を考慮し機械的に進む俸給表に功績に依る進級制度を加味せねばならぬと言ふのであるが、此に對して反對論者は各教育者の功績を測る事は不可能であると主張し、其の弊害を説く。併し勿論個々の教育者の功績は主觀的の判斷以外に之を測る事は出来ぬが、大體の標準を置いて此が測定に便ならしめる事は出来るし、又必要な事である。

教員俸給表作成上の新傾向

教員俸給に對する計畫の原理 The principle of planning の應用は恐らく教員俸給表作成方面に於ける最も意義ある最近の傾向であらう。少しく以前、多くの町村に於ける或教員又は全體としての教員團に支拂ふ額は何等健全なる根柢に依つて是認せられ得なかつた。個人的なる意見、當推量、依估愈負、政治的便法の俸給額の決定を動かすことが餘りに屢よであつた。然し斯くの如き記述は最早近來の情勢には當嵌らない。町村は近年漸次材料の蒐集、原理及方法の形成に關する規定を設け、正當に教員給に對する理知的なる案と呼ばれ得るものを之に基礎づけんとしてゐる。ニューヨーク、ヨンカース、ピッツバーグ、スプリングフィールド、マサチューセツツ、シンシナッチ、デングヴァー、サンフランシスコ、パサデナ等の單に數都市を擧ぐるも其處でなされた事から、教員俸給表決定方法の進歩は見られるのであつて、之を僅か十年前に一般に行はれたものと比較するも科學的と呼ばれ得る。事實的材料と周到なる思慮を経たる原理に基づき教員俸給を作成すると言ふことが愈々落付く所となつた傾向であると言つてよい。

全體的に考へて、此の傾向は全く望ましいものである。俸給表の決定に當り、それは單に偶然的政策的なるものに代ふるに、科學的、客觀的なるものを以てする。それは今日の如き經濟的窮迫時に於ける俸給率に安定性を與へるに役立つ。

斯く言へばとて教員俸給給與に於ける計畫の原理が自ら教員の才幹を向上するに至ると言ふのではない。俸給表が不手際で作られてゐるならば、其の結果は恐らく反對のものとならう。又最もよく計畫された俸給表と雖も、若し其の取扱に當つて融通がきかぬならば、凡庸者に厚く優秀者を害ねるに至らう。然し斯かる困難は不手際なる行政の結果であつて、巧に之を扱ふに於ては、教員俸給に關する計畫原理に對し根本的な障害をなすものでない。

教員俸給作成上に於ける第二の傾向は、教員に給與せらるゝ俸給の差等を決定するに當り、其の受けたる教育に重きを置

くことの多くなつたことである。此の傾向を最も良く例證するものは、十年餘以前エヴンデン (Eviden) の研究發表に依つて一般化された單一俸給表 (Single Salary Schedule) である。

現在全國教育協會の調査部 (The Research Division of the National Education Association) に依つて行はれつゝある教員俸給の隔年の一般調査に依れば、合衆國に於て少くも二百五都市は現に單一俸給表を有つ。他の都市も俸給加増の基礎として専門的教育を強調する點に於て、之と同種の俸給表の原理を採用してゐる。

此の傾向の結果は全體としては良かった。専門的教育程度まで教育を高めようとの運動に刺戟が與へられた。若し俸給表作成に此の要素が入らなかつたならば、最近四年の夏期に於て、全國の夏期學校に百萬の教員が入學したか、何うか疑はしい。此の傾向は其の消極的影響として教員の「免狀狩り」Credit chasing を招致した。然し教育の向上の結果として生ずる此等の消極的影響は、原理に内在するものではなく、正規の行政的保護に依つて消滅せしめられる。

第三に、教員の俸給加増に要する年數を延長しようとする傾向がある。即ち最大限度に達する時期を延期しようと言ふのである。以前は毎年の加増が六回乃至八回あれば殆ど三十歳にして教員の俸給は最大限度に達し、それ以上は一般俸給改正又は高級の地位に進まぬ限り増俸の機會はなかつた。在職する人々の大多數をして三十歳にして早くも其の最大限度で上らしめる政策の悪影響は明かである。

カツバリー (Cubberley) は俸給加増を五十歳若くは其の頃まで繼續する事を提議した。最近多數の俸給表は此の傾向にある。例へばロードアイランド州のプロヴィデンスは俸給を加増する年數を漸次的に増加することに依つて最大限度に達することを遅れさすと共に、無限に増俸を續けることを得しめてゐる。

此の傾向は全く願はしいものである。それは他の職業への腰掛石とするのでなく、生涯を教職に捧げようとする教員に厚くするの役に立つ。而もそれは必ずしも教員俸給の全經費を増大せしむるものでない。適度の最低額と實質的最高額に達するまで續く増俸とを規定せる俸給表は急速に普通の最高限度に達する最初からの高給の俸給表よりも多額の經費を要しない。

長期に亘る優秀な經驗によつて順次専門的職業程度の俸給に増俸されて行く規定の俸給表を選ぶ傾向は、教職を専門的職業化するに大いに役立つに違ひない。醫師の例を見ても、然る如く若しも實質的な最後の給與が可能であるならば、最初の經濟的報酬は有能な新入者を得る爲に高額なるを要しないことを示す。教員の職業的發展が退職の時まで續くやうにした俸給表に賛成して幾多のことが言はれてゐる。

第四に、是迄の仕事の量に依つて其の受くる俸給を決定する傾向があつた。此の傾向は例外的な能力のある教員に依つて到達せられ得る超最高級を規定した俸給表に之を見ることが出来る。コロンビア地方のワシントンの俸給表及特に新ビツクパーク俸給表は、此の傾向の例である。

此の傾向の急速な擴大を妨ぐる障害物は、教授を等級付ける客觀的方法が未だに、工夫せられぬことである。それ故に、或者は、能率評價を以て直ちに俸給の増加を規律する企が士氣を鼓舞するよりも、兎もすれば却つて之を低下すると論ずる。彼等は能率は他の方法に依つて保護され得ると主張する。

俸給表作成上の要素として成績評價を用ひつゝあるビツクパーク及其の他の諸都市の經驗は非常に興味深く注視せられる。第五に、専門的職業程度に教員給を増額することは、最近の俸給表作成上の主要傾向の一である。ダグラスの俸給賃銀の傾向に關する標準的研究に依れば、一九二八年の平均教員給は、之に依つて一般の俸給賃銀の購買力が戦前に比し三十二パーセント増したに對して、四十二パーセント多く購買し得た。

此の所得の意味は、戦前、他の大なる經濟的團體の所得否普通の労働に比してすら其の平均が低く、全く極度に教員給が低かつた事實に照して説明せられねばならない。教員の俸給は今尙低いが、今や僅かながらも普通労働者所得よりも其の平均を高めつゝある。然し依然として最近の俸給表作成上の傾向が教員給を専門的職業の程度まで高めることであつたことは事實である。此の傾向が繼續するか否かは、今は豫見せられ得ない。既に教員給平均の増加が確實に遲滞して來てゐる。教員俸給の標準を動かさしつゝある影響を考察することは適切である。現在の經濟的窮迫は直ちに思ひ浮べられる。斯かる

時期に於ては教育の協力者でさへ保守的となり、況して其の敵は能動的となる。然し現在の窮迫には特有な一特質がある。それは國全體に亘つて賃銀標準を保持しようとの一般的努力である。最近のギャランテイ・トラスト・コンパニーの月報の記事は之を證明する。

實業界各部は概ね賃銀標準を保持しようとして猛烈な努力をなして來た。而して多くの場合可成の成功を以て……回復への望は賃銀の一般的低下の行はれた場合よりも遙かによい。

速に經濟的回復を齎す一條件として賃銀率と購買力を維持することの重要性は、フォスター及キャッチングスを其の熱心な學徒とする經濟學の一派の熱烈なる支持を受け、尚フーヴァー大統領の熱烈な支持を受けて來たのである。

教員給に影響する第二の要素は教員の需要供給に關する現在の状態から生ずるものである。必要なる新教員と養成中の教員との關係に最近十年間に驚くべき變化があつた。戦前は教員の地位五、五人に對し養成中の教員一人であつたのに現在では少くも三つの地位に對して一人は養成中である。教員の需要供給に關する此等の事實の重大意義に就ては諸州は未だ之を認知して居らぬ。多くの州に存する現在の近視眼的無計畫的教員養成計畫は若し此の儘續くならば、結局教員俸給標準に不幸なる影響を及ぼし教職に専門的職業賃銀を給與するやうにして來た最近十年間の利得を危険に瀕せしめるに至るであらう。

以上各節に於て教員俸給表作成上の五大傾向を論じて來た。第一に計畫の原理を教員俸給表作成に入れる傾向の増加である。第二に俸給表が益々俸給増加の基礎として教育的素養を重視することである。第三に教員給を増加する期間を長くし斯くして長期に亘る優秀な經驗を有する教員に實質的最大限度を給する傾向の著しいことである。第四に成績其の他に依つて測定せらるゝ教授能率を増倍の際に考慮せらるゝ要素の一とする傾向のあることである。第五に教員俸給表作成が教員給を専門的職業に向つて増加して行く傾向に依つて特實付けられてゐることである。此等の傾向は概ね望まじきものである。凡て此等は第五の可能的例外はあるが、續くものと思はれ、其の繼續は多數の要素に依存し、而して其の最も重要なものは教員の需要供給の良く平均することに對して計畫的プログラムを作製することである。(Teachers College Record, May, 1931)

米國に於けるカレッジ入學に關する會議

該會議概況の報告は此の會議の幹事チャールズ・ケー、テーラー氏 (Charles K. Taylor) が一九二七年四月二十七日發行の米國週刊雜誌アウトLOOK (Outlook) に發表せるものなり。

テーラー氏はカレッジ側とハイスクール側との協力に依りてカレッジ入學に關する重要問題の解決、入學制度の改善を計る目的を以て昨春米國東部の諸學校即ちブルックリン (Brookline) とデイトン (Dayton) 間、南はフィラデルフィアに至り學校視察をなしたり。テーラー氏に従へば此等の諸學校は各特有の教育方針及學校經營策を代表せるものと見られ、而して此等の代表的學校間に於て前記重要問題に關する有意義なる共通見解を發見せんとしたるものなり。

視察の結果に依れば此等諸學校の内二三校は著しく積極的進歩的見解を有し、又數校は全く保守的見解を固持し他の諸校は此等兩極端の中間に位せり。

視察校中の二校は大都市のハイスクールにして他は私立のアカデミー (Academy) (アカデミーは普通ハイスクールと同程度なり) なりき、男生徒のみのも、女生徒のみのも及男女共學の三種の學校あり又通學制と寄宿制の二種ありき。

然れども此等の學校當局者間に於て該入學問題に關する重要事項に就て一致せる見解あるを知りたり、そのみならず、此等學校當局者の見解と所々のカレッジが該問題に關して指示せる事項とも一致せる點を發見するを得たり。

斯くて視察の結果此等諸學校の當局者の會合を開催し、以て共通の該重要問題の協議會實現の必要に到達したり。協議會はカーネギー財團の後援に依りてニューヨーク市のホーレスマン、スクール外九校の私立アカデミーの代表者とフィラデルフィアハイスクール外二校の公立學校の代表者とを以て開かれたり。加ふるに東部地方の主要大學ハーヴァード、エール、コロンビア、プリンストン、ペンシルヴァニアの五校の代表者も参加せり。カーネギー財團のダヴリユー・エス、

ラーネッド博士 (W. S. Larned) 会長となりテラー氏幹事たりしこと既に述べたり。

該會議にて多數會員の一致を見たる重要事項を擧ぐれば左の如し。

一、現時施行の入學試験は過去に於て十分其の必要を充したり。尙今後は現在及將來の必要條件に應ずるやう之を發達せしむることを要す。

一、入學試験は之を行ふ價值と之を行ふ必要とを有す。

一、然れどもハイスクール(小學校八ヶ年を修了後入學し四ヶ年の修業年限を有するもの)の第二學年及第三學年の學年末に施行するカレッヂ入學豫備試験は學校教授の進行を妨げ且、性格及材能の個性的發達を害するものなり。

一、入學能力の考査はハイスクールの最終學年の成績に依りて十分檢定することを得。

但し最終學年の學業成績のみならず、之に加ふるに上級學校に進む適性ありや否やの考査 (Scholastic aptitude test) 全學校生活の経歴 (Complete school history) の調査及公正なる性格考査 (honest character study) をなして参考とすること必要なり。

以上の諸點よりカレッヂ入學問題に關して二ヶ條の最も重要な動議が決せられたり即ち次の如し。

一、カレッヂ入學試験には英語の包括的試験 (Comprehensive examination in English) を行ふこと。

(註) 包括的試験とは英語(米國の國語)に關する各種の材能を各方面より、遍ねく考査するものにして一方に偏せざることとを意味すべし。

二、カレッヂ入學試験にはハイスクール最終學年に於て修了したる英語以外の三主要學科の試験を行ふこと即ち該試験はハイスクールの最終學年の學業に就てのみ課せらるゝなり。

若し此の案が各カレッヂの入學試験法として採用せらるゝに至らばハイスクール教育に健全なる自由と生氣とを與ふるのみならず、同時に又カレッヂに對して注意周到なる學生選抜方法を提供するに至るは明白なるべし。

又若し各カレッヂが斯かる案を採用すれば各ハイスクールが從來の如く各カレッヂの特殊の要求に應じて入學準備教育をなす爲に學級を小區分に分裂せしむるが如きことなきに至るべし。

該會議は尙他に多數を以て議決したる重要事項を發表せり。但し此は多く生徒の將來に關することなり。即ち次の如し。

遅くともハイスクールの第二學年に於て其の生徒の將來の進路に就て周到なる豫測的考査 (Prognostic tests) を行ふ必要あり。此の考査に依りて學校側並に兩親が將來カレッヂ教育に進む適性ありや否やを判斷し又如何なる方面に進むことが最も適せるかを豫測せんとするものなり。斯かる考査の必要なるはカレッヂ教育に進みては其の効果を擧ぐる能はざる生徒が、他の方向に進むことに依りて大いに成功し得る道あるを豫め測知することを得る場合少なからざるを以てなり。茲に述べたる豫測的考査に就ては既に心理學専門家の研究會に於ても其の必要を主張せられたるものなり。

最後にテラー氏は該會議に於て議決したる動機の總括として掲げたる事項は大體上記の中に含まれたるものなれども其の概要を擧ぐれば左の如し。

一、カレッヂ入學試験は英語の包括的試験とハイスクール最終學年に修了せし正規學業に相當する學科目の部門又は分科中の三課目の試験により構成すべし。

一、カレッヂ當局者はカレッヂ學校規則入學案内等の中に眞の學究的興味 (real intellectual interest) 並に將來の見込 (Promise) ある生徒にあらずんばカレッヂ入學を志願すべからずとの希望條件を發表すべし。

一、生徒が約十六歳の頃彼等の將來の進路に就ての豫測的考査をなし、其の結果を學校當局者及兩親に提出して中等學校に學べる生徒の將來に關して最善の策を立てしむることを必要とす。

一、英語は之を基礎的學科と看做しハイスクール四ヶ年を通じて第一主要課程として繼續學修せらるべきことを奨勵す。

一、凡てのカレッヂ入學志願者はカレッヂ教育を受け得る適性ありや否やを判定する主要條件として、志願者の學校に於ける學業成績のみを以てせず必ず入學試験を受くべきことを要す。

- 一、カレッヂ入學試験制の新案に依りて入學志願者の爲に提出せらるゝ生徒の學校記録（在學中の學業人物成績證明書等）は志願者の材能の増進如何に特に主眼點を置くべし而してハイスクール第三學年以前に修了したる學業の成績點數を重視すべからず。
- 一、カレッヂ入學に必要な資格としてハイスクールの各學年に於て少くとも四主要學科の修了證明を得るを要す。
- 一、カレッヂの課程標準が高くして之に應ずる準備を要する場合は中等學校の必修學科目を繼續的に且前進的に學修し以て其の準備を充す様其の學科課程を組織すべし。

學校財政に於ける租稅輕減の問題

パウル・アール・モート

一、最近に於ける學校財政及租稅輕減の發達

全國に亘つて現に行はれつゝある教育財政制度の改造は、租稅改革と租稅輕減に對して全運動中重要な役割を演ずることを命ずる。最近の五、六ヶ年は、教育財政問題の分析に著しき進捗を示した。カッパーリー、スウィフト、アブデグラフの著作に基づき督學官クック、ストレイヤー、ヘイグに依り、メリーランドに實施された輝かしい案（教育財政問題報告第一輯）は、此の問題を明かにし、學校維持の根柢に横たはる基本的原理の應用に必要な技術的研究の基礎を樹立した。學校財政問題の分析に於て、租稅狀態の改善は勿論前線にあるものではない。教育者は種々なる州憲法に表されたる、國民的理想の遠大なる規定を實現することに關心を有つた。彼等は農業地兒童特に今日の必要に適した教育制度の長所を容れぬ行きづまりの打開に心を惹かれた。彼等は食に打ちさいなまれた村落都市を解放することを求めた。簡単に言へば、斷へず増大し行く財政制度の不當さに依り、徐々にして而も確實に侵害され來つた北米合衆國人の美しき進取の氣象を解放せんと求めた。彼等は州及地方官廳の最も高貴なる機能たる教育が、稅制の不當さから甚しく害を蒙ることを知つたにもせよ、彼等の分析の重點は學校維持の責任に關し州と地方との正當なる分擔にあつた。此の大問題の解決が稅輕減——稅改革が兎もすれば仕遂げ損なふ最後の一步——に對する優れた方法を與ふるとしても、それは唯一の暗合に過ぎない。

二、學校財政計畫に於ける均等と能率

良き教育財政制度の根柢に横はる原理が二つある。一は均等の原理であつて、他は教育能率の原理である。其の何れも、より効果的なる教育を其の第一の目的とする。然しそれも結局は租税軽減の問題に衝當する一つの財政制度である。均等の原理は最小プログラムの負擔を公平に分配せんことを要求し、能率の原理は地方的に支持せらるゝ教育の最小プログラムと他の通常行政機能とが、地方収入の大源泉たる財産税 (Property tax) を消費し盡すことなしに、凡ゆる地方に利用されねばならぬと要求する。多くの、否、恐らく、總ての州が比較的過大な財産税を課してゐる現情に於て、此等二原理の合成結果として出で来るものは、最小プログラムの教育が、財産税以外の財源に依る州補助に依つて、必要なる程度まで補給されて、低い齊一的な地方税に依つて支持せらるゝ富の均分せる地方の教育と略々同一の經費となることである。例へばニューヨーク州に於ては、一地區が一ミル*の十分の六を徴收したる後、州が之に附加的收入を與へるので其の地區は、貧富を問はず寄宿に非ざる授業料と生徒運搬の爲の金を附加して、一初等學級毎に千五百弗、一中等學級毎に千九百弗を使用し得る。均等の原理に依る限り、一ミルの十分の六の數倍の地方税に依つてニューヨーク プログラムを公平に行ふことが出来るであらう。單に均等化の爲に必要な税率よりも低い齊一的税率を使用する時は一層多くの州の基金を利用することとなり斯くして地方財産税負擔者に一層軽減を齎らす。

*一ミル (Cent) は百弗に就き十セントの課税。

三、現在の教育プログラムの州支辨

全體として州の諸區は州の實際的要求通りか又はそれ以上であるから、此の案の採用は實際上は進歩の遅れた區以外の總ての區に於ては既に與へられたプログラムの經費支辨を變更すると言ふ結果に終るのみである。與へられたプログラムの經費支辨變更は地方教育税を最も食しき區に於てすら、州のより有能な區の程度まで引き下げる結果となる。最も目立たぬ經費支辨變更計畫の完成の結果は租税制限のない州の諸町村は最低プログラムに對する四十ミリ若しくは五十ミリから一ミリへ税

の減額が行はれ、租税制限のある州では最高程度から三ミリ、四ミリ若しくは五ミリへ減額されよう。換言すれば、現に必要な最低プログラムを課してゐる區、又はより良き區は其の受くる附加的補助の一切を、若し減税しようとするならば、減税の爲に用ひることが出来る。補助額が富に對して逆の關係を保つ限り、可能的減税は委任せられた行政機能を支持する爲に最も重き税を負擔する所に最も多く行はれる。

減税の爲に利用せられない唯一の基金は、其の教育プログラムを最低標準に迄引上げる爲に退嬰的町村に於て用ひられねばならぬ基金である。然し此の事は此等の町村が租税の軽減を受けぬであらうと言ふのではない。信じ得られぬ程の税率(カンス、ネブラスカに於ては場合に依つては五十ミリ若しくは六十ミリ)を以て僅かに最低程度に於て學校を動かし得るに止まる諸區は其のプログラムを最低標準まで擴張し、最低課税に於て(二、三、四、五、六、或は七ミリ)學校を動かし、結局大減税を行つて、少年少女に對する州の約束を守ると共に其の市民の公平な取扱施設をすることとなる。

教育プログラム經費支辨變更から減税せられるのは獨り貧弱區のみではない。若し附加基金が財産税以外の財源から得られるのであれば、租税軽減は均等補助を受くる州内各區に齎らされる。減税額は最貧町村に於て最大であるが、極めて大なる減税は中位若しくは中位より漸々良き區に於て經驗される。若し最低プログラムの爲の齊一的な地方税が低い標準まで減せられるならば——ニューヨークの如きは斯かる例であるが——著しき軽減は富裕町村に於てすら得られる。

四、特に注意せらるゝ村落の減税

村落地方に於ては多くの附加的經費——之は妥當なる財政制度に於て考案されねばならぬが——の故に、軽減の必要は特に大であつて、適當なる財政制度の改造から得られる軽減額は、それだけに大である。多くの村落地方に於ては、教員は之を小數兒童の爲に置かねばならず其の爲、一人當りの教育費は高くなり又普通の大きさの學級に對する實際經費外に其の前に兒童を運搬せねばならない。適當なる學校財政制度は、此等の點を考慮に入れる。州は、少人數の教室も實際上は大人數

の教室と同じやうに經營費を要することを認める。州は兒童の通學運搬をより現代的なる學校組織に選んだ其等地方に必要な附加的責任を認め、又州は寄宿に非ざる授業料の費用を考案することに依り、中學校を持たない地方の爲に中學校の施設の買収問題を認める。適當な財政計畫は、假令村落地方が、市部の方では其の必要のない小學級施設や他學區への兒童運搬を要するとしても、市部の爲に教育施設をなすと同様に村落の爲にも之をなすことを容易ならしめる。村落學校に關する此等の經費問題はそれ故教育労働者と共に租稅負擔者に對する大問題である。此等村落教育の附加的經費を考慮に入れなかつた事が農村兒童に十分なる教育の機會を與へることを妨げたのみならず、農村の人々が遂には此等の施設の爲に鬭争するまでに州の減稅行爲を必要ならしめた。

五、租稅輕減方法としての學校財政プログラム

現在の教育費支辨變更の爲に地方に送られる州基金は適當な教育施設の爲か、或は他の適當な施設の爲に、地方に依つて、使用されて了はぬと言ふ絶對的保障は無い。租稅の輕減よりも寧ろ行政費に新租稅餘裕の一切を利用することに對し地方團體を妨げるものは何も無い。然し此は凡ゆる租稅輕減方法に共通な缺點である。州一般の財産稅の低下に次いで、新規の活動の爲に州が基金を得たい爲に州一般に亘る財産稅を起さぬといふ保障も無い。郡吏に回付された基金が不可避免的に直接又は永久的に租稅輕減に利用されぬと言ふ保障も無い。道路費に注ぎ込まれた莫大な基金は、此等基金が大部分主要支出に廻つて從來地方に依つて行はれた道路維持の租稅を減少する爲に多額を出し得ぬ限り、言葉の普通の意味では租稅の減少を來さない。

學校區の場合では、基金が租稅輕減の爲に用ひられるか、更に良き行政費に用ひられるかは地方單位數百の、否多くの州では數千の地方單位の手に委ねられる。それ故決定は一の議會の手に六十或は百に上る郡の手にさへも無く、幾百幾千の地方單位の手にある。幾千の事例に於て、それは文字通り人民自身の手にあり、ニュージーランドの統制に關する町會案の如きは北米合衆國全土の小地區の極めて範例的のものである。其故共通の缺點は凡ゆる場合に於て現在用ひ得る他の方法に於けるよりも租稅輕減に關する學校財政問題に於て流行性は少いのである。

六、租稅輕減と教育的能率

北米合衆國の地方自治に對する我々の重視は、其の最も強き表現を教育の統制に於て持つ。此の事の實際的結果は教育制度を時代に遅れさせない爲に必要な繼續的改正を遂行する場合、州は殆ど全く箇々の地方の發動に俟たねばならぬ。州内各地方の大部分の經驗に依つて方向が示された時以外は、州は標準の變更に關して州の全般的基礎に立つて動くことは減多にない。其故此の學校秩序の急激に變轉する時代に於ては、州が地方の發動に役立つ状態を準備することが本質的に必要である。勿論既に行政費の不當な割前を拂つてゐる納稅者に更に負擔を加へることに依つて、町村が地方の發動に對し支辨せねばならぬ今日の状態は單に發動を獎勵せぬのみならず、事實上其を窒息せしめる。此は貧弱町村と同様に有能町村に於ても疑もなく眞實であるが、現代的教育施設をなす爲に不相應な負擔をせねばならぬ農村地方の町村に於ては特に眞理である。其故總ての町村の最低標準教育費の大部分を州が引受ける。現代的學校財政プログラムの規定は教育能率の大部分が之に依存する地方の發動の爲に用ひられる比較的無盡藏の租稅根據を必要とする結果である。

十年前教育者は州から給せられる金は何れも教育的擴張費と定められねばならぬと信じてゐた。現在の觀念ではより良き教育施設を望む地方が利用し得る租稅財源を得る爲に大部分の地方から教育のプログラムの支持に支拂れた金の代りに州の金を利用する様に考へねばならない様になつてゐる。

教育に對する北米合衆國人の關心は頗る大であつて、若し州が公平な稅制を規定するならば、引續き學校制度の改正をするものと思はれる。此の計畫が行はれるならば、多くの學校區は其の稅を保存して、少くも今日の學校を變り行く情勢に適應せしめる爲に、新しき餘裕の一部を費すであらう。彼等は其れに依つて、積極的にせよ消極的にせよ學校の不斷の適應の

爲の努力の結果に依つて、州を先導するであらう、此の適應は、若し、我々の費す金が古めかしい教育制度に依つて徒費せられてはならないものならば必要である。

學校制度の不斷の成功と能率に關心を持つ教育者として、我々は新財政制度に依つて供給された餘裕の大部分が斯かる地方的發動に支出されることを望むが、斯くして供給された餘裕の幾分なり、總てなりが教育の爲に用ひられると言ふ保障は與へられない。決定は關係市民の決定でなければならぬ。若し新財政制度に依つて供給される餘裕の全部又は一部を減税の爲に用ひることに彼等が決定すれば、結果は租税輕減であらう。

七、全國的問題たる學校財政の改造

ニューヨーク州及メリーランドは此の議論の例證として用ひられた。然し考察せられる點は、地方的利害以上のものである。學校財政制度の基本的改革は、今やフロリダ、サウスカロリナ、ペンシルヴァニア、コネクチカット、ミシガン、インディアナ、ウィスコンシン、ミズリ、カンサス、ネブラスカ、オクラホマ、コロラド、ウィオミング、ウター、カリフォルニア等廣汎に亘る諸州民の問題である。青少年に對する教育の機會に就ても、學校能率に就ても、公平なる課税に就ても凡ゆる意味に於て、此の州と地方廳とが教育の半ばづゝを改造する問題は聯邦全體に亘り各州が當面せざるを得ぬ緊急の問題である。

高等教育に於ける職業(専門)教育と普通教育の將來

フランクリン大學總長

ホームー、ビー、レーニイ

北米合衆國の高等教育制度は目下推移轉向しつゝあり、此の推移轉向の時期から懸て新しい組織が生れるであらう。幼稚園から大學に至る迄の全教育組織が修正の過程にあることは事實である。而も何が窮極的の組織たるべきかは決定されない。五十年前の八四案はジュニアハイスクール(初級中學校)及ジュニアカレッジ(下級大學)の出現に依つて崩壊された。初級中學校は六三三案の組織を導き入れた。此の案は極めて効果的な組織形態であることは明かになつたが、未だ決して普遍的なものではない。教育の機構が此の六三三案に適應せしめられぬ内に、下級大學が中等教育の頂上に導き入れられた。此は決定的に六四四案の組織を指示してゐる。斯くて初等及中等教育組織に主なる形式が三つあることとなる。即ち傳統的なる八四案と新規の六三三案、六四四案が是である。前二者は大學教育の組織には何等の影響も及ぼさぬが、新しき六四四案は現に大學の一部たる初級二年を譲り受けようとするので、勢ひ高等教育の改造を内に含むこととなる。若し此の案が一般に採用せらるゝ時は、將來の高等教育に重大な影響を與へることとなるであらう。如何なる影響が與へられるか、如何にして現行の大學組織に影響するか、内に包含せらるゝ要素は何か、一言にして覆へば、未來の教育組織は如何?の問題が考へ得られる。利用し得る材料の許す限り、客觀的に本問題を研究せんとするのが本論の目的である。

新六四四案は何を目指し、其の首唱者は何を主張するか。

約言すれば、それは二大目的を持つ。即ち普通教育或は中等教育の完成は其の一であり、職業的大學の爲に必要な職業的豫備教育を授くることは其の二である。此等二つの目的は實際其の心の中に、普通教育を授けて、學生をして二年早く職業的教育に入らしめんとする意圖を持つ。更にそれは此の普通及職業的豫備教育が地方團體の設立する公立學校に於て完了

し、大學が其の完了の時に於て職業教育を始むるに至ることを意味する。然らば現在の制度に對する本組織の關係は如何。本制度の主唱者は、それが現行の如き大學の四年制と、殊に四年制文科大學の死滅を意味すると説く。此の見解を反影する多くの例證を挙げ得るが、其の中で今は近著中から一節を引くに止めよう。

「少くも州立學校に關する限り、四年制の自由文科大學は廢止せらるゝであらう。學究生活に四年を費さんとする願望を有し財産を有する者は結局私立大學に入ることゝなるであらう。然し州立大學は青年男女をして、二十二歳までに生業に就かしむるやうにするであらう。州立大學の初二年は職業教育に入る準備として用ひられるであらうが、法律、醫學、齒科醫學、農業等の豫科を置くことに依つて、多くの州が此の方向に向つて動いてゐることは否まれない。一定の職業に對する特殊教育に進む此等の豫備課程に於ては、其の職業で用ひられる學科内容のみが、凡ゆる方面より選ばれて、教へられることになるであらう。」

筆者には此の見解は議論全體を説破するに力ある可成重大な事實を考慮に入れて居らぬかに思はれる。

第一に、合衆國に於ける教育制度は尙未熟であつて、發達の過程にある。約百年前、諸州は租税に依る無月謝制の非宗教的學校制度を教育の初から大學に至るまで擴張しようとして乗り出した。我々の社會は教育を受ける能力と其の意志を有する少年少女には公費を以て此の機會を與へようと努めて來た。諸州は單に教育の手段を與へること以上にさへ進んで來た。彼等は一定年齢までの又は一定の教育程度までの兒童は皆彼等の爲に親切に設けられた機會を利用せねばならぬと命令してゐる。

現在此の事の結果として驚くべき程重要なものが二つある。第一は、プログラムの目的が實現せられてゐないことである。合衆國の無月謝教育を受くる資格ある者の總てが學校に入つては居ない。これは特に中等及高等教育の程度に於て特に然りである。初等教育は實際發達して、小學校の在學者の同年齢人口に對する比は、事實上極限にまで達してゐる。即ち小學校在學者のカーヴは、同年齢人口のカーヴと現在では平行してゐる。これは社會が、小學校教育に關する限り、其の委託を

履行したことを意味する。然し中等教育に於ては、話は異なる。最近合衆國教育委員會から發表された統計は、全國に就て見るに一九二六年度に於ては中等學校學齡人口の四六・七三パーセントだけが在學してゐることを示してゐる。一九一〇年以來、増加は極めて急激であつて、其の年の比率は二二・六六パーセントであり、それが一九一五年には一七・七六パーセント又一九二〇年には二八・四三パーセントとなつたのである。此の割合が何處で極限に達するかは、未だ何人も豫言し得ない。それには多くの原因があるのである。

高等教育のプログラムは尙一層未發達である。中學校年齢以上の人口の一〇パーセントが高等諸學校に在學し、此の割合は近年甚だ急激に増加して來て、而も尙増加しつゝあり、一九一〇年の三・六八パーセント、一九二〇年の六・三二パーセントから一九二六年には一〇・四一パーセントとなつてゐる。此等の事實は顯著なる經濟諸問題を醸成してゐる。社會は、假令其の能力に就てではないにもせよ、此の永久に増大し行くプログラムの經濟的負擔を繼續して行く意志の點では、其の限界に達してゐると見られる幾多の徴候がある。

民主的な學校制度の發達の第二の結果は、益々増加し行く多數の生徒に授けらるゝ教育が、各人總ての要求に應じ分化せねばならぬと言ふことである。唯少數の選ばれたる人々のみが學校に行つた頃は、學校の形式も少く、又學科課程も二、三の基本的課程に限られてゐた。教育の民主化から生ずる第一の問題の一つは、即ち兒童の總てが、狭い階級的且傳統的な學科課程に依つて進み得るものでも又利益を得るものでもないと言ふ事實であつた。此の事實の結果が學科課程の分化と新形式の學校建設の發端であつた。商工業の著大なる發達も亦新形式の學校を生み出す要素であつた。是は特に機械及技術工業の學校や商業及事務管理の學校に就て事實であつた。此等の形式の學校は近年目醒ましい發達をなし、其の發達は職業的教養と普通或は自由教育とを鋭く對照せしめた。此の事態は極めて重大であつて良く研究せられねばならぬ事である。一層職業的教養を増して、普通教育をより減するか、或は兩者の何れをより多くし、或はより尠くするか。筆者は本問題に對して重要な光を投げると信ずる或種の材料を蒐集してゐる。

亞米利加の教育の將來の發達に關し最も重要な考察は、何處まで我々が無月謝の中等及高等教育を擴大し続け得るか、何の形式の教育を我々は擴張し続け得るかである。此の問題は、寧ろ之を客觀的に研究することが可能である。

一例として、此の問題を討究して見よう。どの形式の職業的技術的教育が更に擴張し得るか。又何處まで擴張し得られるか。凡ゆる技術的及職業的方面に飽和點のあることは何等議論を要せぬ事實である。國家が必要とし、有効に用ひ得る法律家、醫師、教員、技師及凡ゆる種類の技術家の數には一定の限度がある。此等各方面に於て教育せられた人々の數が限度に達した時に於ては、之を有効に消化し得る以上に教育するのは愚であり、不經濟であらう。然らば職業教育技術教育の何れかの方面に於て飽和點に達したであらうか。其の事實を調べて見よう。

醫學方面は最も興味ある研究を提供する。一定人口單位に就き、我々は幾人の醫師を有するか。此の割合を他國と比較する時には如何であるか。次に我々の必要とする數はどれだけか。又現在其の教育を受けてゐる人數はどれだけであるか。

合衆國は他國よりも其の人口に比較して多くの醫師を有してゐる。それは二三の比較に依つて明かである。スウェーデンは人口十萬に就き醫師二八・六人、日本は七三・五人、瑞西は七七・五人、英國は九二人、而して米國は一三三・三人である。

此の事實は我々が我々の必要とする醫師を盡く持つてゐると言ふ決定的明證を與へるものではないにしても、確かに十分なる供給に近づきつゝあることを示してゐる。亞米利加醫學協會醫科教育委員會書記官エヌ、ビー、コールウェル博士は、一九二七年に此等の事實を述べつゝ曰く、「既に示したる如く、醫師の不足といふ事はなく、市部の過剰供給は郡部の不足を相殺して餘りあるが故に、問題は分布如何である」と。我々はコールウェル博士が都市に於ける「過剰供給」に就て語つてゐるのに注意する。一九二三年の報告に據れば全醫師の六三・パーセントは人口五千以上の都市に住して居り、而も此の大ききの都市には亞米利加全人口の四七・一パーセントしか住んで居ないのである。

此等の事實を述べる際、コールウェル博士は「都市に於ける過剰供給」に就て又述べて居る。此等の事實から醫科教育の指導者達が我々の要する醫師の十分なることを感じてゐる事は明かである。飽和狀態が、此の

分野の職業教育に於ては達せられてゐる。將來に於ける醫師教育の問題は、死亡又は退職に依つて罷める者の席を充すこと、人口増加に依つて要せらるゝ人數を供給することである。然らば我々は將來の要求を充す爲に、十分醫學校を持ち醫學生を持つてゐるであらうか。現状の研究が此等の問題に確定的な回答を與へる。

醫學校の數は近年確實に減少しつゝあり、醫學校在學者數の増加は唯名のみのものである。一九一四年以來の増加は、一九一四年の一四、八九一人から一九二六年の一九、五三二人へと四、六四一人の増加で、即ち一箇年平均僅に三八六人の増加に過ぎない。一九二六年——二七年度は北米合衆國の醫師七・四人に一人の生徒といふ割合であつた。此等の事實は、我々が醫學界の爲に多くの生徒を養成するには及ばぬと言ふ結論の正しきを證明する。更に、醫學校は現在滿員の情況にあり、一九二二年以來、醫學校は概ね其の在學生を之に十分な醫科教育を施し得る程度に限定してゐる。醫科教育に關して達せられる結論は、此の方面に於ける職業教育は擴張するに及ばぬと言ふことである。我々が現在有する醫學校は、其の現在の在學者を以てして、十分に此の國に對して醫師を供給し得るのである。

土地交附大學の狀態は此の問題に就て今一つの客觀的研究を與へる。此等の大學は元來農業方面と工學の全分科に亘り技術的及職業的教育を授ける爲に計畫せられた。一九一四年以來の此等の學校の在學者を調査するに、それは一定の結論を示す。第一、農業教育には明かに飽和狀態となつてゐる。一九二二年以來、農業の方面は確かに在學者の減少を來し、一九二二年の一五、四四七人から一九二六——二七年には一二、七二〇人になつてゐる。此の種の職業教育が擴張せられ得ないことは明かである。

機械工學の方面も亦飽和狀態にある。尙嶺山學の甚だ顯著な減少がある。化學工業も一九二一年より一九二三年にかけては確かに減少したが一九二六年に至つて少しく増加した。恐らく此の方面には、他の工業方面に比し、稍々大なる擴張の機會があるであらう。

一九一八年以來此等の大學に於ける在學者の増加は、此等の學校が教育する主要分野たる農業及工業の増加の爲でないこ

とは明かで、此等の學校は確かに一九二二年以來普通教育の方面に轉向し、其の在學者の増加は此の方面の擴張の爲である。

此の最後の叙述は次の事實に依つて支持される。凡ゆる職業科在學者増加の割合は、一九一三年以來五九から二八に減じ而も一方、全在學生は同じ時期に三五〇パーセント増してゐるのである。

斯くも多くの大學卒業者を呑み盡してゐた職業界は、教育界であつて、一九一八年から一九二六年にかけて教員殊に男子教員に對し大なる需要があつたのである。一九一九年から一九二四年の間に殆ど百の師範學校は師範大學となつた。一九二〇年から二六年までの師範學校師範大學在學者の増加は九九・五パーセントであつて、即ち男子の方で一八三・七パーセント女子の方で八五・七パーセントの増加であつた。

一八九四年には八〇、七六七人の學生が在學して居つたが、當時北米合衆國に於ける教員數は四五〇、〇〇〇人であつた。これは一に對する五・六の割合となる。一九一〇年には在學生一一三、六八五人、教員數六三〇、〇〇〇人で、其の割合は一に對する五・五であつた。實際上、一八九四年と一九一〇年との間には此の比率に何の變化もなかつたのである。然るに、一九二六年になると、教育を受けつゝある學生數四九四、二九〇人、教員數九六〇、〇〇〇人で、此の割合は一に對する二となり、教職的地位二に對し、一人宛教員たらんとして教育を受けつゝあることとなる。疑もなく此の割合は一九二六年以來増加した。

此等の事實から教職が飽和した事に何の疑も有り得ない。實際、三四ヶ年の間教員の大過剩があつた。此の状態の結果として、師範大學も土地交附大學がなしたのと同じことをなすつゝある。即ち其の學科課程を自由文學科及普通教育へと擴張した。彼等は何れも大學とならん事を努め、標準決定當局に文學及理學の學位を授くる全權能を有つ大學としての地位を與へられんことを懇願した。彼等の自由教育方面への擴大は次の事實に依つて指示される。一九二二年に師範大學は一、七九五の學位を授け、一九二六年に五、三三一を、又一九二八年には八、一七九の學位を授けた。此の論文の問題が大學、大學

の職業科、職業學校の在學者割合と言ふ見地から近づきつゝある時、二三の興味ある問題が除外されてゐる。

一つ顯著な事實がある。即ち大學の學部學生が一九九〇年以來、唯一つの短期の例外（一九〇六年—一八年）を除き、確實に増して來たと言ふことである。此の増加は、一八九〇年の四二パーセントから一九二六年の七二パーセントに至る。而して、それは一九二二年には六七パーセントであつた。逆に、一九一〇年以來職業科學生の割合は下降し、唯一九一〇年一九一八年、一九二三年に於て、三度僅かの好調を示したに過ぎない。而も此の比率は一九二六年に再び下降し始めた。此等の事實から明かなことは、高等教育に於ける事實上の擴大は普通教育の方面に起りつゝあつて、教育が擴張し続ける場合に於ての其の擴張は主として此の方面に起ると信すべき理由が十分あるのである。職業的教育の擴大は一般人口の増加に伴つてゐない。此等の事實は職業的教育の全野に當嵌められる。飽和して居ないのは、電氣工學の如き特殊部門のみである。

普通教育に於ける此の増加を説明するに役立つ要因は洋山あらう。それは極めて多數の女性が現今は従前よりも多く大學に行きつゝあるが故にとも主張されるかも知れない。然し事實は如何であるか。一八九〇年に大學の全在學生の三十一パーセントは女子であつたのが、一九二二年には僅々三十四パーセントとなつたと言ふ事實を見る時は右の事は其の論據として意義あるものではない。或は大學教育に於ける比較的增加は富と暇の増加の表徴以外の何ものでもないと言張されるかも知れない。此の議論では、普通教育を受ける者が一層増すであらうと言ふ思想を毫も説破しない。唯それは何故に普通教育が盛になるかを指示するに過ぎない。

職業的標準の偏固せるために、職業學校の在學者は減少又は飽和状態に達しつゝあるとも亦主張される。此は恐らく一因であらうが、標準を高めることは、少くとも、可成多くの人々が種々の職業に於て、所要以上に教育を求めてゐると言ふ一つの理由の爲めになされる。

四年制大學の死滅を豫言する人々に依つてなされる一つの決定的な議論がある。彼等は、如何なる普通教育にもせよ、職業教育を二年早く始める爲めには、下級大學でそれを完成してゐなければならぬと主張する。下級大學は二大目的を有つと

假定される。即ち普通教育を完成すること、職業的の大學に必要な豫備的教育を一切授けることである。

北米合衆國の實際生活には、此のプログラムに反對的に作用してゐる要素が幾つもある。第一に、主要な職業は何れも出来る事ならば候補者が過剰となることによつて可能であり、其の各々の分野に於て職業的教育に入る爲めに、普通教育の素地を一層益々要求しつゝある。醫學校が其の收容能力百人に對し四百人の應募者を有つならば、其の課業に對し最も良く準備を整へた百人が選ばれるものであると思はれてゐる。下級大學の卒業生は、二ヶ年の附加的教育を受けた二三百名の卒業生と共に如何なる機會を有つてあらうか。第一流の醫學校に入學の許可を得ることは、四年制の大學教育よりも少き教育しか受けない學生には現在の所不可能に近いのである。中學校を卒業して後四年の教育を受ける事と言ふのが急激に中學校教員となるに必要であると言ふのが近頃急激に一般に要求せらるゝ先決條件となりつゝあり、而も教員の地位三に對して養成中の教員二人ある時、普通教育を受くること二年少き下級大學の卒業生を採用しようと言ふ何等かの要求があるであらうか。

中學校の教員に就て、何よりも有効適切な批評があるとすればそれは彼等が其の教へる課目に就て皮相の事のみ知つてゐると言ふことである。法律聖職その他總ての社會奉仕的職業の分野に於て、同じ條件が當嵌まる。貧弱な法律家の氾濫する國家を以てして、下級大學程度で普通教育及職業準備教育を廢めると言ふ何等かの利益があるのであらうか。此の制度は五十年前の獨逸の社會にならば適應するかも知れぬが、現代の北米合衆國の要求には適ふものでない。職業的指導者を求むる要求は今日極めて大であつて、下級大學に於ての教育準備を爲すことは不可能である。此の點を證明する任務は全く下級大學に歸するものであつて、其の教育制度中に於て占むる地位は、適當なる職業準備教育の成否に懸る。それには下級大學が現在の四年制の大學よりも一層有効に教育し得ることを證明せねばならない。換言すれば、下級大學が四年制大學よりもより良き職業機關たることを明かにせねばならない。他方、四年制大學は其の附加する二年の教育の價值を證明せねばならないと主張されるかも知れぬが、職業に對する候補者過剰の現状にあつては、此は容易な仕事であらう。職業に於て人を求むること急なるものがあるならば、二ヶ年早めると言ふ議論は可成重要性を有ち、二年附加的に教育

する價值に就て證明する任務を負はされるであらう。それ故、現在あるが如き状態にあつては、實際面はより長き教育期間に對し、決定的に賛するものと思はれる。世界の複雑性を加ふるに従ひ、又富の莫大なる増加、職業に對する人の過剰を以てしては、準備期間を短縮しようとする要求は、其の効力を失はざるを得ない。人の生活は他の動物よりも複雑なるが故に一層長期の準備期を要するといふ議論は心理學者動物學者の認むる所である。若し此の議論が眞であるならば、五十年前よりも今日は一層長期の準備を必要とするのは明かではあるまいか。四十年前、エリオット大統領が職業準備教育の短縮を論じた時は、職業が出来る限りの人を必要としたが故に、其の議論に可成の力があつた。然し現在の状態は職業に早く就くことを要求して居らぬ。若し學校が二年短い期間に、同一の教育を授けるならば、それをなすに反對はないが、それは別箇の事柄である。若しも下級大學が此の問題に手を染めるならば、此の仕事は候補者の過剰と職業標準の低下に會して益々益々困難とならう。

北米合衆國の現状に於て下級大學の職業的プログラムに反對し四年制の自由文科大學の地位を強固にする第二の要素は富と暇との莫大なる増加である。此の要素は極めて決定的に普通教育即ち自由教育に對する要求を増大しつゝある。此の事實は斷えず大學の學部學生が著しく増加しつゝある點に於て明かに觀取反省される。下級大學は此の普通教育に對して増大し行く要求に適應し、同時に學生の要求する職業準備教育を一切授け得るであらうか。此は確かに下級大學に尤大な仕事を課する。此の目的を達成する爲には、優秀な中學校以上のものとならねばならない。又現に存在する遺産を有し設備整備せる四年制大學と全く競争せねばならない。より大なる功績を證明することに依つてのみ此の競争に残るであらう。

此の研究から如何なる結論が引出されるであらうか。或種の事實は不可避的である。公教育に於ける北米合衆國の經驗は尙不完全である。各州が七十五年乃至百年前に爲したプログラムの擴張は、今も尙續行中である。諸種の事實は、職業教育は已に飽和點に達し、又は急激に達しつゝあることを示す。普通教育は尙擴張されつゝある。普通教育は無制限に擴張される唯一の教育形式である。若し此等の一般化が眞であるならば、二つの結論の一は不可避的である。職業教育が其の飽和

點に達すれば、大學在學者の増加は止むであらう。若しさうでなく、依然として増加するとすれば、それは普通教育の方面に入るものでなければならぬ。此等二つの二者擇一の何れが起るかに就て豫言することは、在學者に影響する要素が多いだけに全く難事である。若し北米合衆國の繁榮が繼續するならば、益々多くの人々は大學に進むであらう。富と暇とが増せば、疑もなく自由教育の文化的價値に對する要求が大とならう。理學が依然として凡てに對して有効に用ひられ、文學が益々民主的となるならば、普通教育と自由文科大學の將來は輝かしきものがある。

露西亞之部

ソヴィエト聯合共和國の教育 (承前)

ソヴィエト聯合共和國の教育政策

第一期の教育政策

茲に教育政策の第一期と言ふのは内亂の時期即ち所謂革命的共產主義と稱せらるゝ時期に施したる政策を言ふのであるが、當時はソヴィエト政府の基礎尙未だ固まらず、共產黨自身も夫れ自身の教育方針や政策を有せず、唯從來國內に流れてゐた民主的傳統を踏襲してゐるに過ぎなかつた。

當時全露教員聯合會は其の掲げたるスローガンを實施せんとして教育改革に當り、一方社會主義者達は總ての階級差別を打破し、國家に依る強制を主張したが、此の氣運は個人の能力を最大限に發展せしめようとする從來の無政府主義者の理想を實現せんとする傾向として現はれた。其故新しき教育制度は純粹なる無政府主義者の理想と一致したが、此はレーニン自身が其の著「國家と革命」中に述べた處と一致し、且ロシヤの知識階級レオ、トルストイ其他の人々の説に共鳴し過激な教育意見を有する多數の教員達の意見とも一致した。

彼等は最も合理的な教育意見を實現する時が來たと信じ、十月革命は眞に國民へ自由と民主を齎したと思つて居たから此の時期は無政府主義的共產主義の時期と稱せられ得るが、此のイデオロギイは新政府が最初の頃出した諸法令殊に一九一八年の教育令に表はれて居る。即ち其の年の一月二十一日の教育令は從來或地域を擔任してゐた教育主事の制度を廢し、彼等の

有つて居た権限を地方ソヴィエトに與へ、將來中等學校長の地位は教育委員會に依り選舉せらるべき事を定め、更に從來の教會に對する國家の保護を廢止し、各人の意思の自由を宣言し、教會及寺院に屬する土地其の他の不動産を沒收し、學校に於ける宗教教授を禁止した。其の教育令第九條に依れば「一般教育を目的とする總ての公私立學校に於て宗教教授を禁止す」とあり。但し私的に之を教授し又は學ぶ事は各人の權利として留保せられ、更に宗教の目的の爲に私立學級の存在を許し、一九一八年二月十八日教育人民委員長ルナチアスキー氏は「ロシア共和國は各人に宗教の自由を許し如何なる宗教を信ずる事も又無信仰である事も許す。國家は宗教に關しては各人の意思を尊重す」と宣言し、次で從來各省の管理下に分たれて居た總ての學校を教育人民委員會に移管し（二月二十三日の法令）總ての學校で強制的に共學制度を採る事（三月三日の法令）を定めた。

然し組織的な教育法令は一九一八年十月十六日に初めて發布せられたが、此は「統一勞働學校の基礎的原理」を最初に述べ其の全體に最初の無政府主義的共產主義のイデオロギイを十分に表はしてゐる、即ち「人は社會主義的教養の下に於て其の最高の價値を發揮する事が出来る。然しながら政府は個人の特種なる發達を無視するものではなく個人を一様に教養し人工的の訓練を施して同じ鑄型に入れんとするものではなくて寧ろ實際の共產を希圖するものである」と記して居る。社會主義者の社會は一個の工場でそこには人に依る人への搾取が無く人類共同に依る地球への搾取があるのみであり、従つて學校は將來の「自然の支配者」を作る事を目的とするから勞働學校の目的は技藝教育即ち兒童に作業の方法を教授するにありとしてゐる。

斯くの如き當局の發表と一九一八年六月に開催せられたインターナショナルに屬する教員會議の決議とを比較すると興味深いものがあるが、此の決議中に「新しき學校の主目的は多方面に亘り兒童の創作的能力を啓發するにあり。故に本會議は兒童をして自發的活動に基づく技藝的教育を授け學校を一個の勞働社會に變更する事の必要を認める。學校は實際生活に反すべきではなく寧ろ此と一致し調和的に發達せる人を養成する事に努むべきである」と述べてゐる。此の技藝教育の理

想は後にモスコイ大學助教教授 P. B. Ponomarev 氏に依りて其の著「勞働學校」の中に理由付けられたが夫に依れば「個人は無限の自由を有するから學校は其の地方の情況に依り其の學科課程を作るべきであり、殊に第二統一勞働學校（中學校）は其の地方の勞働の種類を斟酌して技藝教育の基礎とせねばならぬ。従つて地方産業は其の學科課程の中核と爲す可きものであるが、然ればとて學校を職業的の營造物となす事は不可である」と述べてゐる。

一九一八年の教育法令に従へば第一に學校の階級を二つに分ち、第一階段に屬するものは八歳から十三歳迄の五年制とし第二階段のものは十三歳から十七歳までの四年制とし、同法令第三條に依つて此等二つとも無月謝としてゐる、一體ロシアの初等教育は十八世紀以來總て無月謝制度を採つて來たから此の法令として新しい處は此の無月謝制度を中等學校の教育まで推し及ぼした點であるが、同法令第四條は八歳から十七歳まで即ち第一及第二の統一勞働學校は共に義務教育制度をとり第五條で教育と宗教とを分離し總ての學校に於て宗教教育を嚴禁し、第十一條には私立學校の存在を認め、當局が其の成績を認めたる時は之に補助金を下附する事を規定し、第二十一條には總ての兒童に無償で食事を支給する事を規定してゐる。第二十九條は學校の自治を認め教員生徒、時には其の他の職員等の一團體に依つて學校が運用せらるべき事を定め、學科課程及教授法は教員生徒勞働者及地方ソヴィエト教育部の代表者等から成り立つてゐる。「學校會議」に依りて定められ、國家は唯一般的の管理權だけを留保するに止まる事を規定した。

以上が新法令の規定中主なるものであるが尙此の外にソヴィエト政府は共和國の總ての兒童に及ぶ兒童ホームの設置を宣言した。併し共產主義者の中一部の者は家庭生活の全廢をさへ主張した。例へば一九一八年のペテログラードに於て開催せられた教育會議に於てリリナ女史 (Lilina) は主張して「吾人は兒童を害惡の甚だしき家庭の影響から免れしめて彼等を國家化せねばならぬと思ふ。即ち彼等の生活の最初の日から共產主義の幼稚園又は學校の良き影響の下に置き此處で共產主義の初歩を學ばねばならぬ。故に吾人の前に横はる實際問題としては總ての兒童をその母からソヴィエト政府に引渡さしめる事である」と言つて居る。

第一期のソヴェートロシヤの教育政策を概観すると教育の目的は技術的に十分に發達した國民を作る事にあつて、此の目的を達成せんが爲に(一)初等及中等學校の義務教育(二)無月謝教育制度の採用(三)教育と宗教との分離(四)總ての學校の共學(五)單一系統の學校制度を設くる事(六)教育行政の地方分權(七)自由且能動的の教授法採用、等と言ふ事になるが此の當時に於てはロシヤで義務教育制度を採ることは殆ど一つの夢想であつて、之を達せんが爲には少くとも十年間の効果ある行政と多大の財政的努力とを要し、更に中等教育を一般的のものとなせんが爲には約半世紀を要するの狀態であつた。加ふるに内亂の發生と夫に伴ふ社會の紛亂は到底之を實行し得べきも無い有様であつた。

事實に於て此の期間内に於ては多數の學校が閉鎖せられ生徒數は減少した。此に就ては後に詳述するが兎もあれ無月謝主義の方針だけは總ての學校(大學をも含む)で採用せられた。然し此の當時の貨幣價值の著しき下落は此の改革を妨げたから、初等教育でさへも改革の實を擧げる事が出來ず、教育と宗教の分離も實際に於ては行はれず、唯教育當局が總ての教會一般の宗教に對して攻撃の態度を採り唯物的無神論を掲げて之を宣傳したに過ぎなかつた。

強制的共學制度は極めて單純な法令に依つて實現せられ暫くの間に總ての學校に於て實施せられたが、元來凡ゆる場合に此の制度が男女分離教育よりも有效なりや否やと云ふ事は疑問とせらるゝもので、事實當時のロシヤの情況に於ては却つて惡結果を生んだ。即ち共產主義者の宣傳に依つて父兄や教員の權威が落ちてゐる處へ兒童は殆ど無制限の自由を享受した爲に多くの男女生徒は此の制度の爲に迷路に入るに至つた。又單一系統の學校制度の採用の結果は極めて不満足なもので中等學校數は從來の中間學校をも組入れた爲に殆ど二倍になつたが教授の程度は著しく低められ、教育行政の地方分權は理論に於ては良かったが事實に於ては行はれず總ての地方ソヴェートは共產黨の地方支部に支配せられ、更に此が又教育人民委員部に統轄せられた爲に、地方の情況に依り事實上の斟酌は爲されなかつた。新教授法の採用の結果は大體に於て良好なる成績を齎した内亂、饑饉、流行病、等の爲に極端に逼迫せる生活狀態の中に此の新教授法の採用はそれに對して不用意な教員達を面喰はせた。此の當時の地方農村の學校狀態を最もよく述べてゐるものにソヴェートに於ける有名な著作家ツピン

スキー氏(S. Dubinsky)の一文があるが其の中の一節に彼が農村の教員と語り合つた言葉を述べてゐる。曰く

『最初に教員はもじ／＼として顔を赤らめながら答へたが夫は丁度自分の學校や自分の仕事に就て語る事を憶する様な風情に見え、私の學校は全く普通の學校に過ぎません。貴方を喜ばせる何物も此の學校にはありません。私は唯靜かに働いて居るだけです』と語つた。そして次に

「然し茲、二三年の間に私が蒐めたものをお目にかけませう。此が統一勞働學校の當初から我々が用ひた教授法を示すものです」

と言ひながら兒童の製作にかゝる無數の圖書や地圖等を示し、

「最初の頃は手仕事に關する教授は總て自習法を採り先づ机の修繕や床壁の洗淨をさせました」

と云ふのに對し、

「では一般の教科目は?」

と質問すると、

「一般の教科目は教へませんでした。其の時が無かつたのです」

「其の次に發見法(Heuristic method)を用ひ次で、所謂作業物教授法(Laboratory method)を用ひ更に集中法(The method of Concentration)を採り更にダルトンプランに依りました」

と答へながら

「今どんな方法に依つて教授をして居ますか」

と尋ねると、

「甚だ簡單です、私は今總ての方法を併せ用ひてゐます、言はゞ複合法とでも言ひますか」

「で其の結果は?」

と言ふと

「非常によいと思ひます、児童は熱心に働いてゐます、然し彼等はよく讀書する事が出来ません。つまり、斯う言ふ方法ではそれが出来ないのです」

と言ふから

「では總ての方法を併せ用ひる事がどうして必要であるか、君はまだ十分に經驗せられないさう言ふ種々の教授法を行ふ必要があるのか」

と突込むと彼はさも驚いた様に

「でも彼等がそれを欲するので、教育委員のブロンスキー (Bronsky) 其他の人々もそれを好むのです彼等は唯古い教授法は駄目だ、それに依つて教授してはいかぬ若し従はない教員は免職にすると云ふのです」と。

教員は非常に苦しさに答へ、更に視學が巡視に來ても自分等が教科書や紙鉛筆等を持たない事が不思議がらずにたゞ「諸君は複合教授法に依つてゐるか、児童を見學に連れて行くか」と質問し其の通り行つてゐる旨を答ふると満足して歸つて行く」と語つた。

此の短かい文章の中に於ても知られる様にソヴェート政府が爲した教授法の改革は其の結果に於ては全く失敗であつたと言はねばならぬ。

月謝制度の廢止、宗教教授の禁止、強制的義務教育の施行等は當局の格別の努力をも要せずして行はれたが、其の他の改革は久しき時と相當の準備なくして行はれる事の出来ない性質のものであつたし、更に此の時期に於ける無政府主義者のイデオロギーは正當派のマルクス主義者の宣言と一致せず、共產主義社會の施設は失敗に終り無制限の自由と平等は未だ早きに過ぎた事が見出され、児童の國家化 (Nationalization of Children) は全く失敗に終つた。

既に述べた様に、共產主義者は家庭を共產主義社會の實現の爲に一つの障害物であると觀「家庭は個人主義的利己主義的

のもので家庭に於てよく教育せられた児童は、大體の場合には反社會的のものとなり、利己的の傾向を帯ぶるに至る」と言ひ當局の宣言の中にも「親は其の子に對して何等の權利をも有してはならぬ。児童は社會國家に屬すべきものである。」と述べて居り此の考に従つてソヴェート政府は多數の児童ホームや托兒所を作つた。即ち一九一三年には五百八十三の児童ホームと二萬九千六百五十の孤兒院 (當時はさう呼ばれてゐた) とを作つたが、後者は世界大戰と内亂のために親を失ひ、誰も扶養しない児童を收容した。ソヴェート政府が建設せられた當初の二三年の間に政府は數千の新児童ホームを作りそれに收容せられたものが約五十萬人に達したが不幸にして是等ホームの建築物は舊式のもので、衛生健康の爲に適しない上に其の監督が良く行かなかつたが爲に結果に於ては推賞すべきものではなかつた。一九二〇年に於て勞働者農民の視察員がベテログラードのホームの状態を調査して同年の一月から三月迄の間に児童の死亡率が九割に達した事を見出した事に驚いて視察員は衛生健康に害あるものに閉鎖を命じたが、リリナ女史が教育部の委員長をしてゐたベテログラードでさへかかる状態であつたのであるならば、其の他の地方は更に悪いものであつたに相違はない。此の故に大規模に依る實施は止められ政府も其の失敗を認め一九二〇年以後は其の數が次第に減じて來た。此の時期に行政の局に當つた人々は常に最大限の實行を主張して二つの要素、即ち時と金を少しも考慮しない非實際的の夢想病者であり、其の信條を行はんが爲には唯從來の制度を一掃せんとしたもので、斯かる急激な改革の實行は彼等の方策の實行を完全に失敗に終らしめた。然し政府は其の失敗の原因を、有識階級の人々の非難や非共產主義者等の反對の爲だとして、此等の人々へ甚だしき迫害を加へ幾千の教員や教授達は投獄せられ中には射殺せられた人さへあり、漸く助かつた數百の教授達は外國に移住し或は商人とか店員になり教員の資格區別は曖昧になり、更に其の數に不足を來す様になつたから、國民教育に對する政策の實現は非常に阻害せられ、政策を改める必要に迫られたので、政府はソヴェート政府の第一期に於ける無政府主義的な教育政策を斥け、第二期に全く異つた目的を基礎として政策を樹てたが時恰かも政府が新經濟政策を採り始めた時であつたのも奇である。

此の時に當つて共產主義中指導の任についてゐた人々は、彼等が當初に抱いてゐた熱情を一種のセンチメンタルな夢想で

あつたとして教育方面に於ては、單に僅かの技藝學校だけが最初の目論見を捨てず完全なる自由平等の達成を信じて其の方策を續けた。此等の學校中政治的の考に煩はされず眞に効果を擧げ教育者達にも非常に興味を持たれたものもあつたが、不幸にして斯かる學校は極めて少なく、次第に其の數が尠くなり、一九二五年に於ては僅かに百九十五校となり、一九二六年には百三十八校となつてしまつた。然し此等の中多くのものは革命以前のロシア教育運動時代からの久しい間に其の教育的の考を作つた古い教育者達に依つて作られたものである。例へばトルストイの信奉者であるスタニラウス (Stanislav) やシヤトスキー (Shasky) の「學校殖民」(School Colony) や、ポポバ (N. I. Popova) の學校モスコの市立學校等が其の例であるが、一九二六年にポポバは彼女の作つた學校の校長を免ぜられ、シヤトスキー氏は共産黨に入黨した爲に辛じて其の學校に留まる事を許された。正常派の共産主義者達は彼の變節を攻撃し「無價値なブルジョア」とか「似而非社會主義者」とかと攻撃した。

然し外國の視察員がモスコに來ると共産主義者等は相變らず此の學校を示した最近のロシア學校として之を誇つて居り而も既にロシアに於て亡びてしまつたのを知らずして、諸外國の教育者達が革命による新しき啓示を見んと今尙惹きつけられて來るのである。

第二期に於ける教育政策

ソヴィエトロシアに於ける第二期の教育政策は所謂新經濟政策 (Н. П. П.) と密接な關係があるが、新經濟政策は共産主義的の夢想に代ふるに眞面目な國家資本主義の實行であり、共産黨の新しき指導であつて、平等の社會に住む個人を技藝的に發達せしめんとした從來の理想に代ふるに共産主義的職業教育の達成を其の理想としたものであつた。従つて無政府主義的社會主義の最後の理想の到來は無限の將來に残され、現在の諸方策は國家資本主義乃至プロレタリア階級獨裁の秩序を得る迄の經過的のものであるとせられるもので、従つて教育事業は明かに國家の産業及共産黨の要求を充す爲に役立つべきものとせられ、全般に於て個人の要求に役立つべきものとは無いとせられてゐる。

大いなる資本主義的の企業としての國家は専門家を要求し、古い社會の制度に代ふるに新しき試みが必要とする。此の新しい觀念は第一にウクライナの教育委員會に依つて示され少し後れてロシア共和國の同委員會に採用せられた。即ち其のイデオロギーはウクライナに於ては一九二一年及其翌年に實際に行はれ、ソヴィエト共和國に於ては一九二三年の教育令に示され、次々の刊行物に記されたが此等の中には初期に於て見た様な熱情的な傾向の跡を見る事が出来なかつた。

斯くの如くして教育の目的は明確に且實際的に作られ、此の新政策の信奉者達の性質は一變して從來の様な單なる夢想者でなく、一般に認められない改革者でもなく、更に過激な教育學說の代表者でもなく、寧ろ實際的の機會論者となつてしまつてゐた。

既に一九二二年に於てウクライナの教育委員會は統一労働學校は労働階級としてのプロレタリアの利益の爲の學校であらねばならぬと宣言して居り、機會の均等等は最早理想ではなくプロレタリア獨裁は必然的に支配階級の特權と密接に關係し學校はソヴィエトの國家産業の要求を採り入れられた。國家の産業に従事する熟練労働者は大體下級労働者と熱練せる専門家の團體及産業の組織者又は指揮者の三部分に分れてゐるから、統一労働學校も諸種の産業に關して各省の要求を斟酌し其の各々の團體に適する人々を養成すべきであり、名稱の上では統一労働學校と稱せらるゝ連續の系統を作つた。

然しながら事實に於て一九二一年以來ソヴィエトの學校の發達は統一労働學校を最初に作つた目論見を次第に否定して來て居り、新しき教育政策の實施は此の學校に就ての元來の思想を破壊するかの様に見え、學校制度の統一は新教育政策に基づく職業主義に依つて覆へされてしまつた。

一九二三年の新教育令は十二月十八日に發布せられたが其にはウクライナの教育者の考を多分に取入れてゐる。今、少しく詳細にその點を述べて見るに第三條には新しき學校の階段を設けて第一階段は八歳から十二歳まで四年間を、第二階段の學校は十二歳から十七歳までの五年間を收容し、第三階段は之を二つに分けて三年制度の前期と二年制度の後期とし、第五條

には總ての學校を共學にする事を規定し、第六條は宗教の禁止を、第七條は總て私立學校を禁止、假令家庭教育の目的で父兄達が聯合して形成する學級であつても、教育は總て國家の手に依つて爲さるべき事を規定し、第十條に於ては學校の教育的財政的及行政的の活動は學校評議員會を統轄する校長に委任せらるゝ事を明にし、第十一條に於ては校長は地方教育部の任免するところとし、第十九條は其の他の職員事務員の任免は校長の行ふところとし、第二十條には學校評議員會は總ての教員及校醫から成立し、共產黨及労働組合の地方支部からも之に其の代表者を遣り得る事と規定し、第二十二條は學校評議員會の諸決議に就て校長が不賛成なる場合には之が實施を留保し得る事を定め、更に第二十三條に例外の場合には校長は學校評議員會に豫め附議せずして案を作る事を得ると規定した。第二十六條には統一労働學校は八歳より十一歳までの總ての兒童に開放せられる事を定め、若し其の設備にして全兒童を收容する事能はざる場合は労働者の子弟に優先權を與ふる事を定め、第三十二條には學校の作業は労働者の活動及其の組織に關して爲されたる理論的並に實際的研究に基礎付けらるべき事を規定し、第三十五條には學校の總ての作業及組織は兒童にプロレタリア階級意識を高め、資本との闘争に於て労働者の共存に關する知識を與へ生産活動並に政治活動に對し準備をなすべき事を定め、第三十六條には學校内に於ける生徒の自治を定め、第三十七條には學校に於ての體罰の廢止を規定してゐるが以上は新教育法令の主要なる部分である。

此の新教育法令と一九一八年の教育法令とを比較して見るに教育の目的は最早圓滿に發達せる人を養成する事ではなくて寧ろ職業的に特定の仕事を授けられた階級意識あるプロレタリアを養成するにありとし、此の目的を達成せんがために初期の立法に含まれてゐた原理を多くの點に於て變更してゐる。即ち

(一) 新法は小、中學教育に關し義務教育制度を述べ、却つて労働者の子弟の入學に優先權を與へてゐる。(事實學校の設備は就學兒童總數の約半數より收容し得ない状態であるから)。

此は實際に於ては地方教育當局が共產主義を奉ぜぬ父兄の子弟の入學を拒み得る事になるのである。

(二) 新法には其月謝教育の事を規定してゐない。

實際に於て中等學校のみならず多數の小學校も月謝制度を實施して居り唯支配階級即ちプロレタリア階級の子弟のみが無月謝で教育せられてゐるに過ぎないが、茲に於て我等は帝政時代の最も暗黒的革命的の時代に於てすらもロシアの小學校は無月謝制度を採つてゐた事を思ひ起さねばならぬ。

(三) 新法は總ての學校に於て無神論を宣布すべき事を規定して居る。斯くて共產主義に關してのABCが從來の宗教回答に代つたと云へ頭なる精神は何れに於ても残る事となる。

(四) 總ての學校に於ける強制的共學主義は舊法を變更せずして新法に於て殘されたる唯一の主義である。

(五) 單一階級の統一労働學校は明に否認はせられず新法に依る學校制度として殘されて居る。

(六) 行政の極端なる地方化に伴ふ地方第一の政策は棄てられた。

第十條第十九條第二十二條及第二十三條に於て規定せられた様に校長は獨裁的の權限を有し、學校評議員會の決議に拘束を受けないが校長は教育部の任命にかゝるものであるから各學校個々が勝手な事をする事が出来ない仕組になつて居り郡教育部は縣教育部に縣教育部は共和國教育委員會に隸屬し斯くして六共和國は各々地方自治をなして居るとは言へ各共和國內の教育委員會は嚴密なる支配權を有してゐるから其の間確實に統制がとれてゐる譯である。

(七) 教授法を能動的又自由的なものにして居た從來の觀念は劃一なる「労働學科課程」に更へられた。專制主義的の傳統が政治學理として作られたのはニコラス一世の時代(一八二五—一八五六)で十八世紀の最初に文部大臣をしてゐた伯爵ウワロフ(Pr. Uvarov)氏が皇帝への報告書中に教育に關する彼の思想を明確に述べてゐるが、ロシアの專制君主の制度は上流の特權階級と奴隸制度の上に立てられたものであつたから、教育は貴族の子弟にのみ施され奴隸の子弟は其の埒外に置かるべきものであるとせられ兩者の性質を異るものと見、前者は支配し後者は服従する様に運命付けられてゐた、故に下層民の子弟は中等學校又はそれ以上の學校に入學する事を禁ぜられ唯陸海軍の將校又は官吏の子弟は例外として入學を許されたに過ぎなかつた。

然し政府は讀書能力ある農民を村落の下級吏員に任命し更にニコラス一世は伯爵ウワロフ氏の意見に反對して實利的の教育を主張し、小學教育も中等教育も其の目的を實用主義に置き其の學科課程は兒童生徒の將來の職業に對して準備すべきものでリベラルな教育を施すべきものではないとした。それ故古典や古代史、哲學等の科目は實利的には無價値であり、却つて既存の秩序を危険ならしむる思想を作るものであるとし、教育の目的は完全圓滿な人を作るにあらずして各種部門を充す特殊専門の人を作り専制君主の忠實なる僕婢を作るにありとなした。

即ち此の思想の内には政治及宗教の正統主義専制主義國家主義の三が含まれてゐるが、宗教及哲學に於て正當派に屬しないものは學校から排除せられ、大學に於ける哲學の講座ですらも危険なりとして廢止せられ、歴史は皇帝に對する臣下の忠勇なる功績史だけを教へしめた。

當時の教育制度の主なる特徴は

- (一) 異なる社會團體に對する異なる教育の實施
- (二) 教育の實用主義
- (三) 反正統派の意見の抑壓及反對者への迫害
- (四) 歴史及其の他の學科の國粹的説明
- (五) 行政の極端なる中央化
- (六) 無月謝の中等學校及大學の廢止
- (七) 大學自治の廢止
- (八) 貴族子弟を學校寄宿舎に收容し特殊の教育を施したる點

我々は勞農ロシヤの第二期の教育政策を吟味する時、以上のニコラス一世の教育方針に類似したる一部のある事を看取する事が出来る。勿論此は意識的に模倣せられたものであるとは思はぬが此のロシヤの專制的の傳統は民主的傳統と相並んで

ソヴィエトの第二期教育政策中の多くの點に於て復活してゐる事は疑ふ餘地の無い處である。即ち從來の支配階級であつた世襲的貴族が今や等しく支配階級である「世襲的プロレタリア」に置き代へられ、從來の政治的宗教的正統論が物質的無神論に對する正統派の信仰に代り、ニコラス一世の統治がスターリンの統治に代り極端なる國家主義が極端なる國際主義に代つたが、其の總ては本質に於ては同じである。學校は等しく實用主義の目的を持ち政府乃至共產黨の忠實なる成員を養成し、特殊な技術家を作らんとし此の目的を達成せんが爲に以上列擧せる方策と同一の手段を用ひてゐる。更に大學に於ける哲學講座の廢止や支配階級の子弟を寄宿舎を設けたる學校に收容する等の微細なる點まで一致してゐるのは妙である。

而も一見しては現在の勞農ロシヤの統治者の有する國際主義はニコラス一世の國家主義と極端に反對なるものに見えるが詳細に見れば、此は選ばれたるロシヤが全ヨーロッパを支配し更にモスコから全世界までも支配せんとするものに外ならない事が明に解つて来る。

斯かる比較は更に後に述べる多くの事などによつて讀者自身に十分了解せられて来るから、此以上述べないで此の第二期に行はれたる實際的結果を見るに第一期の夢想期は全く一つの劇的の失敗であるが、實際的な第二期の政策施行は稍々成功を見てゐると言へるのである。即ち政府は青年共產黨の組織や青年共產黨員の寄宿舎制度をとる特殊の學校教育等に依つて新しい共產黨の目論見を施行する事に成功してゐる。勿論幾千の青年が共產黨に入つてゐるが、何れ程其の教條を眞面目に信じてゐるかを知る事は困難である。然し大體に於て約二百萬人の青年が共產黨の組織に入り最初の頃、黨の建設に従事した人々は次第々々に此等共產黨員に置換へられて來てゐる事だけは事實である。然し第二期の教育目的の一である各種國家の機關及産業に對する熟練者を作らんとする事は十分に實現せられないでゐる。其の所以は現在のインテリゲンチヤの程度が舊帝政時代に於て教育を受けた人々から見れば遙に低いからで、現在中等學校は事實に於ては高等小學校に當り、歴史文學理科數學等の不完全な知識を與へられてゐるに過ぎないので、十分に學んでゐる科目は共產黨の主義と革命闘争史とに關する科目のみであると言ふ状態である。従つて大學は此等不完全な知識を有するものを入學せしめるから、新入の生徒に對して

は其の程度を低めねばならぬと云ふ必要に迫られて居るし、新しく世に出る技師、教員、醫者、法律家等は一般に十分に教育せられず、其の専門の事柄に關しても極めて皮相的の知識を持つてゐるだけで、少數のものが其の必要から讀書又は經驗に依つて辛ふじて學校教育の不十分なる點を補つてゐると言ふ状態である。而も此等の人は黨の目的上國家の工業及農業の必要の爲に犠牲にせられ彼等が迂遠なりとする命令に絶對服従を爲す様に訓練せられてゐると言ふ慘な状態である。

義務教育制度

義務教育制度は久しい間ロシアの政治家達の注意を惹いて居たが最初に此の問題を考慮したのはペーター大帝の時で、一七一四年二月二十八日に十歳より十五歳迄の凡ての兒童の通學を命じた。然し上流階級は此の命令に非常に反對した爲に、一七一六年一月十八日其等の子弟だけが義務教育制度から例外とせられた。更に一七二〇年に此の例外が都市の子弟にも及んだ。此は固より其の父兄達の反對に依つたもので一七二二年には僧侶の子弟が同じく此の制度の免除を受けたから義務教育制度に對する第一の試みは見事失敗に歸してしまつた。

一七六七年カタリナ十二世の治世に到つて此の制度に對する第二の試みが企てられ、「義務教育法制定委員會」が設けられ種々の研究討論の結果、明確な義務教育の原則を認め之に反對する父兄に對する罰則をも規定せんとしたが、不幸にも此の計畫は法文とはならず、従つて實施を見ずして消えた。

第三に此の問題は大革命の曙光が現はれ始めた十九世紀の六十年代に論議せられ、當時の文部大臣伯爵トルストイ (D. Tolstoy) が可成り之が實施に意を向けたが一般の情勢が之を許さず之も法案とまでにならなかつた。其は上流階級の人々や州會の議員中に國家は市民に其の兒童を學校に送る事を強ふる權限が無いと云ふ見解を持ち、當時のロシアのインテリゲンチヤ中にも此の意見に賛する者が多かつた事と、一方政府が義務教育制度施行に要する多額の費用に驚きをなした爲である。此は八年間の義務教育を施す事に基つて算定せられたものであつたからで、事實當時のロシア兒童の平均通學年限は僅か

三年に過ぎなかつたから其の豫算の膨大なのに驚いたのも無理はないが、此の爲にトルストイ伯の案は實施を見る事が出来なかつた。

二十世紀に至つて小學教育が一般に發達を見るに至つて此の企は再び論議に上り五、六の案が政府に依つて慎重に検討せられ議會に於ても種々の論議を見たが遂に通過しなかつた。

然し一九〇八年三月三日の法律に依つて普通教育實施に對する礎石が築かれた。それに依れば地方教育當局は夫々の區域に於て十年以内に實施せらるべき普通教育の計畫に對して準備せねばならぬと規定せられ、此が計畫に賛助したる總ての州會又は市會は國家から其等地域に於ける學校兒童各五十人毎に年額三九〇留の補助金を受ける事になつた。此の計畫はよく行はれ其の發展を示すと次表の様になる。

年次	實施地の數		議會よりの補助金	校舍建築費 (單位留)
	州會	都市		
一九〇七	一七	二	六、七五〇、〇〇〇	
一九〇八	一二二	一四	一三、六五〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
一九〇九	一八五	三八	一九、六五〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
一九一〇	三〇三	五一	二九、六五〇、〇〇〇	四〇〇〇、〇〇〇
一九一一	三二六	六一	三六、六五〇、〇〇〇	一〇〇〇〇、〇〇〇
一九一二	三八一	一五一	四五、六五〇、〇〇〇	一〇〇〇〇、〇〇〇
一九一三	三九〇	二二八	五五、六五〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
一九一四	(四〇〇)	二五七	五八、六五〇、〇〇〇	一二、四一六、〇〇〇
一九一五	四一四	三三四	六一、六五〇、〇〇〇	一〇〇〇〇、〇〇〇
一九一六	四二一	三七六	六五、三五〇、〇〇〇	一〇〇〇〇、〇〇〇
一九一七	四三八	四九四		一〇〇〇〇、〇〇〇

此の表の示す處に依れば四百四十の集會中僅か三つ丈、七百八十九の市會中、二百九十五だけが此の計畫を行はなかつた事が判るが都市中進歩してゐる所、例へばベテログラードの様に此の補助金制度に依らず獨立に義務教育に依る費用教育の實施を爲さんとしてゐた所もあつた。一九一〇年までに十五の州會は其の案を實施し、三十一の集會は正に其の案の實施を爲さんとし全國州會中の六割五分は夫々五年以内の修業年限を義務教育制度にしようとした大都市例へばベテログラード、モスコ、オデッサ、キエフ其他三十三都市は此の制度に十分なる學校を設け州會を有せざる州中、三十一は直接政府の統治を受けてゐたが此等の州も同様に此の計畫に着手し一九一五年には九十六に増加し、斯の如くにして此の計畫が全國に及ぼさるゝ迄約十年を要した。一九一五年に「新小學法」なる一法案が議會に提出せられたが、此こそ義務教育の原則がロシアの法案に依つて最初に認められたもので、之に依れば此の法に反する父兄は一年毎に二十五留までの罰金に課せられ、唯其の兒童の病氣又は十分なる家庭教育を施す事を認められた場合のみ、此の義務を免除せらるゝ事と定められてゐたが、而も此の法案は革命及それに續いて起された議會の解散の爲に法律と成らなかつた。

短期間の假政府時代には此の義務教育に關する新法は制定せられなかつた。即ち假政府は義務教育を急速に行はんが爲に補助金を各州各都市に配布せんとしたが、内亂の爲に遂に實際に行はれなかつた。次で新しく出來たソヴィエト政府は既に述べた様に其の當初に於て八歳から十八歳迄の義務教育を宣言したが此の宣言たるや内外に對する宣傳の爲にせられたもので、當時のロシアを知る者は斯くの如く九年間の義務教育を實行し得ると思はなかつた。事實教育委員會は之を實行せんが爲に一つの法案をも作り得なかつたのである。

斯くて内亂が終り、政府が確立するに至つては最早斯かる宣言を爲す要が無く、一九二三年の教育法令に於ても一言も此の事に關して述べてゐないし更に其の意思の無かつた事は總ての學校（小學校も含む）に月謝制度を設けた事に依つても知られるところで、一九二五年一月一日の調査に依れば都市に於ける小學校の一割六分五厘が月謝を取り小學校兒童の總數三割六分七厘が一年平均九・六留宛を納めてゐた。

此の月謝を徴する事は法律に依つて禁じてはゐたが、事實に於ては財政難の爲に之を徴收してゐたのである。中等學校に於ては全生徒の約四割五分一人一年平均十二留宛から二十留迄の月謝を納めしめた。

一九二五年に至り再び義務教育制度が論議せられ其の六月十五日に計畫委員會がソヴィエトロシヤ共和國（聯合共和國の中の一）に之を行はんとして十年間の財政計畫を立て八月三十一日に（普通教育の施行及學校網の作製）に關して法令を發し、同年中に聯合に屬する他の諸共和國も同様の法律を發布した。併し總ての共和國は各々異なる條件を有するから勿論各別々に見ねばならぬが、こゝにはソヴィエト共和國の法律を一例として掲げてみると其の第一條にはソヴィエト共和國の教育の完全なる改革の實施に對する一定の年限（一九三三年迄と言ふ）を掲げ、又、州の情況に依つては此の以前に其の目的を達する事とし第二條に於て中等學校の發展計畫を普通教育が實現せらるゝに至るまで一定の限度に止める事を規定し、第十一條及第十二條は其の發達の度合を中等學校前期の生徒の一割、同後期の生徒の二分五厘を超過してはならない事を規定し、第十八條に於て中等學校の學校網は小學校の完成を見た後、爲さるべき事を明確に述べ、第三條に於ては小學校は總ての學齡兒童が入學し得且總てが無月謝であらねばならぬと定めた。但し小學校網の實現の計畫が定めらるゝ迄郡ソヴィエトの行政委員會は都市に於ける小學校及中等學校に於て月謝を徴收する事を得と規定し、第五條には原則として一學級の生徒數を四十人とすべき事を定め、第六條に於ては原則として小學校は四人の教員を有すべき事を述べ、第七條に於ては一學校の半徑は三ヴァースト（一ヴァーストは約三千五百尺）以内なるべき事とし、第八條に於ては一人の教員は二級以上に關係せしめられてはならぬと規定してゐるが、最後の四ヶ條は議會の法案から採つたものである。第十四條及第十五條は中央及地方當局間の財政的分擔を定め、地方當局が所要費用の大部分を負擔し、共和國政府は教員俸給及學校校舍建築に對してのみ、地方の情況に従ひ補助金を下附する事を定め、第十六條に於ては教員の養成や訓練の事を述べてゐる。

此のソヴィエトの法は其の主なる部分を議會の法案に倣つたものであると言へるが、可成り著しい差異を認める事が出来る。即ち第一に第三條は事實に於て當時小學校に月謝を課してゐた事を法律に於て認められたもので、且、此迄この様に明に

認められた事のないものを認めたものであつた。即ち法律上に於ても又は事實上に於てもロシアの小學校は常に無月謝であつたものを、それに反して定めたものである。第二の差異は中等學校数の制限である。

此の以前の政府及ソヴェート政府ですら非常に中等學校の増加に努力した。ソヴェート第一期の教育政策の實施に於て中等學校は殆ど雨後の筍の如く増加し殆ど其數は倍加した爲に新法に依りて許されたる割合を越ゆる事甚だしい爲に當局は多數の中等學校を閉鎖せねばならなかつた。當時の國情が中等學校の爲に今一段の努力をなすを要し、其の地方的分布が一般に亘つてゐないと言ふ事が一般の人々に認められてはゐたが、之に對して適用せられた方策は餘りに苛酷なものであり其の結果は國民の利益に反した事となり、先に述べた様に一九二六年に至るまで中等學校數は非常に減少を示した。然るに中等學校入學希望者數は却つて増加した爲に中等學校に對する國民の要望が強い事を知り、一九二六年以後政府の法規を無視して地方當局が新中等學校を再び造り始めた。

聯合に屬する他の共和國等も僅かの差異はあるが大體に於て同様の法律を發布した。其の豫定年限は各々に依つて異りウクライナ共和國は一九三二年から一九三三年までとし、白ロシア共和國は一九三四年から三五年までとし、ジョルジャは一九三五年から三六年まで、アルメニヤは一九三六年から三七年まで、アゼルバイジャンは一九三七年から三八年までと定めらる。

ウズベキスタンとトルコメニスタンは以上の共和國より最も後れ一九三九年から四〇年までは完成の見込がない。

内亂期に於ける出生率の減少の爲にロシアの人口は戦後非常に減少し、一九二六年の國勢調査に依れば十二歳から十五歳までの兒童總數は千五百萬に達してゐるに反し、八歳から十一歳迄の兒童數(一九二四年から一七年迄の出生は僅か千百萬人に過ぎず、前者よりも四百萬人も少ない事を示してゐる。此の兒童數の減少は政府に普通教育を促進するに好個の機會を與へたものだが、一九二四年に極めて綿密に作られた計畫も種々の事情の爲に最初の間は實現する事が出来なかつた。

聯合國中最も大なるソヴェート共和國(六共和國の一)の一九二七年度に於ける八歳から十一歳までの通學兒童は當該

年齢兒童數の七割二分となつてゐるが、一九二八年の最初に於ける學校調査に依れば六割八分四厘に過ぎなかつた。それ故若し當局が兒童數の著しき減少せる時期に此の計畫を實行する事が出来ないならば、後に増加せる時に之を實行せんとする事は吾人の期待すべからざるところである。一九二九年から三〇年にかけては兒童數が最も減少する時であるが、此の時こそ最も分れ目の時で其の後は學齡兒童數が漸次的ではあるが、不斷に増加し前の案に依れば新學級が毎年増加するであらう、即ち一九二五年から六年の間にソヴェート共和國に於ては僅か二千級の増加を見るだけだが、一九二七年から二八年にかけては四萬五千級が一九二八年には八萬六千級が、一九三一年から三二年にかけては二十五萬五千級が増加する事となつてゐる。それで毎年困難が甚だしくなり政府が之を實行せんとする望は尠くなつて來る事になるが、一九二八年の秋に於て已に此の計畫が豫定年度内に實施し得ない事が判明した。それは兒童數が誤算せられてゐて政府の推定よりも多數であつた爲と更にチエルボネツ貨の低落の爲に新しく作られる學級一單位當りの費用が、非常に多額を要する事となつたからである。従つて最も良き地方でも此の案の實施は一九三三年から三四四年までの間に、其の他の地域では不斷に努力しても四〇年代になるであらう。

次に無學者の問題について述べんに普通教育は將來に於て無學者をなくするであらうが、現在の成人に對しては別の方法に依つて取扱はねばならぬ。此の目的の爲にソヴェート政府は成人の爲に特別の學級を設け特別の課程を作つてゐる。一體成人教育に關しては前世紀の五〇年代に於て有名な外科醫で且教育家であつたピロゴフ氏(N. I. Pirogov)の活動に依つて成人の爲の日曜學校が開かれたのが成人教育の最初であつたが此は一九二二年に於て政府から政治的に害あるものとして閉鎖せしめられた。處が一九六四年の法令に依つて再び成人に對する學校の開設を許され其の後多くの州會、市會及私人に依つて成人日曜學校が作られたが依然として中央政府は此等に對して懷疑の眼を向けた爲に其の發表を見る事が出来ず、加ふるに其の費用の不足の爲に之に關する總ての事が小學校教員の無報酬の教授か又は自由主義者又は過激な人々の團體等に依

つて爲された。斯かる事情に依つて成人教育の施設は十分よく組織付けられる事も出来ず其の効果も極めて僅かなものであつた。地方當局は此の成人教育の爲に大なる費用を支出する財政能力もなく政府も一九一五年伯爵イグナチーフが可成り思ひ切つた案を有つた時に、僅かに注意を向けたのみであつた。

然しソヴィエト政府の發生するや成人教育に對する政府の態度は一變し、其の重大なる事業の一として無學者絶滅の運動をなす事を宣言し、此の目的の爲に多額の金が見積られた。然し内亂及それに引續ける時期の間成人教育の過程は普通の教育と言ふよりも寧ろ政治的の集會と言ふ方が適當のものとしてせられた爲に無學者の数はさまで減少しなかつた。成人教育を組織的になし始めたのは内亂後の事で其の費用は地方當局の負擔とせられ教育委員會の命令に依りて成人教育に關しては各地方當局は其の教育豫算の割七分以上を支出する事と規定した。

一九二〇年度に於ては全聯合國中に無學者教育の學級數四萬九百六十七に達し生徒數百十五萬八千人に及んで居たが間もなく大饑饉に襲はれて多くの學級が閉鎖せられ、一九二二年度に於ては學級數が三千五百三十五生徒數僅かに十一萬一千人に減じた。然し其の後二、三年の間に再び盛り返して生徒數百萬人になり、一九二六年の國勢調査に従へば讀書能力ある者は左表の如く表はされた。

共和國又は地方名	都		市		地		方	
	男	女	男	女	男	女	男	女
全	七〇・三%		五六・六%		四六・五%		二三・三%	
ソヴィエト共和國	七二・八		五九・四		四八・〇		二四・一	
ウクライナ	七二・九		五七・四		五四・七		二六・八	
白 露 西 亞	七三・三		五九・四		五〇・一		二一・五	
トランスカウカシヤ	六〇・二		四五・七		二六・〇		一三・二	

アゼルバイジャン	五三・〇	三三・九	一三・三	三・四
アルメニヤ	五九・二	四二・〇	三〇・一	八・〇
ジョルジヤ	六八・六	五九・四	三五・二	二二・四
ウズベキスタン	三五・四	一九・〇	三九・〇	〇・七
トルコ	五八・七	四〇・〇	五一・〇	〇・八

一九二〇年の國勢調査に於ては年齢三十五歳迄の無學者數約千五百萬人と算せられたが、一九二八年迄に約八百萬人が成人教育の學級を終了してしまつた。然し其の教育が餘りに短期で且速成であつた爲に再び無學の狀態に復歸する者も多かつたから、成人教育の効果は假令無學者が次第々々に減少してゐるとは言へ、それに對する努力と費消せらるゝ經費に比してはさまでに奏效を見てゐないと言はねばならぬ。

一九二六年の國勢調査は全國中無學者が約六割六分ある事を示してゐるが、此を一九一七年一九二〇年の國勢調査の結果と比較すると

調査年次	全		平均		都		市		地		方	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一九二六	五〇・八	二九・二	三九・六	七〇・三	五七・八	三七・四	二七・七	九・八	四六・五	二二・三	二二・三	二二・三
一九二〇	四〇・九	二四・四	三一・九	六五・八	五七・八	三五・三	三三・三	一九・二	三九・三	一九・二	一九・二	一九・二
一九二七	三一・八	一三・一	二二・三	五七・八	三七・四	二七・七	九・八	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三

此の表中一九二〇年調の數は革命以前の狀態を示すものと見ても良いのである。それは内亂の三年間中に無學者の數は殆ど減少しなかつたと見てよいから尙一九二六年の數字はソヴィエト政府の努力したる結果を示すものである。

然し此等の數字は若し之を年齢別に調査して見るならばさまで推賞すべきものではないので、例へばソヴィエト共和國

に於ては八歳から十一歳までの兒童中五割一分九厘の無學者を示し、十二歳から十五歳までの兒童中三割五分五厘、十六歳から三十四歳までの年齢に於て三割一分一厘、三十五歳から四十五歳迄は四割九分二厘、五十歳以上の者にありては七割二分五厘と云ふ割に無學者の數を示してゐるが、之に依ると無學者絶滅の事業中成功せる部面は革命以前の學校教育に依りて爲し遂げて居り、更に青少年の無學者は次第に増加を示してゐる事が明かである。

同様な調査は一九二八年のウラストソヴィエトフ (Vlast Soviev) の第四十四、四十五號 (官の發行にかゝるもの) に記されてあるが此は十月革命の功績を纏めたもので、之には「十二歳から十六歳迄の兒童中讀書能力あるものは六割二分八厘から、六割四分五厘に達してゐるが之に反して八歳から十一歳迄の兒童中讀書能力を有するものは可成其の率の低い事を示して居り、例へば當時のソヴィエト共和國だけに就て述べるも當該年齢全兒童六百四十八萬八千五百五十五人中讀書能力を有するものは三百二萬五千六百四十九人即ち四割六分八厘に過ぎない。此の數字は兒童中讀書能力ある者の數の減少を示し無學者の夥しき氾濫を意味するもので特に農村地方に多くて此の年齢 (八歳より十一歳まで) の無學者が五割九分二厘に達してゐる。

注意すべき事は小、中學兩校の生徒數は一九二二年以來毎年増加してゐるのに反して、小學校の兒童數は後の三年間は減少してゐる事で、此は人口の増加が生徒の増加に勝つてゐる爲で同時に生徒數の増加が學校數の増加に勝つてゐる。更に成人に對する無教育者絶滅運動の結果は好成绩を擧げる事が出来ず、十六歳から三十四歳迄の成人の總數八百四十九萬四千八百九十三人中之が爲に設けられたる學級は一九二六年十二月一日の調査に依れば (ソヴィエト共和國のみ) 七分八厘の成人を教育してゐるに過ぎない。若し夫れ無教育者の總數中此の學級を終了したるもの、數を求むれば、僅に三厘に (千人中三人) に過ぎない。だから若し政府が此の無教育者教育問題に更に一層の力を致さないならば、青年達の中に無教育者の割合は次第に増加し、特に來るべき兩三年中 (全國の兒童數が漸次に増加する) 愈々無教育者の増加を見るであらうが、現在の成人無教育者絶滅の施設はさまで奏效を見る事が出来ないと云ふのは成人達が成人學校で教育を施されてゐる間に、青年達の無教育者數は

次第に増加してゐるからである。従つて此の無教育者絶滅運動は兒童成人双方の側から努力するに非ざれば恐らく無教育者の數は永久に減じないであらう。

學校制度

階梯的學校制度 (Ladder School System) の觀念は極めて古いものであるが此の制度の主要點は父兄の信仰、資産關係及其の出身如何に關せず總ての兒童に均等なる教育の機會を與へんとするもので此の觀念はブラトリー、サー・トーマス・モーア、ジョン・ロック、コメニウス、ルソー、コンドルセに依つて主張せられた。

此の考はロシアに於ては正確には行はれなかつたがニコラス一世に依つて廢止せらるゝまで約五十年の間行はれ、其の後十九世紀の六十年代にアレキサンダー二世が再び教育の機會均等に依る制度を作らんと試みたが失敗に歸し、廿世紀に於てニコラス二世の治世に至り之が爲に十種に餘る案を作製したが其の中最も適當なものでさへも之を實施し得なかつた。後に至つて之に關し一步を踏み込んだものは一九一二年の議會に依つて制定せられた中間學校に關する法律であつた。イグナチーフ伯爵 (P. Ignatiev) が文部大臣に就任した僅かの任期中に民主的教育階梯の實際的計畫を可成綿密に作らんと試みたが、假政府は此の案を採用し教育制度改革の爲に調査研究した。

其の法案は總ての學校を相連續せる三つの階段に分ち第一階段は舊制度の小學校及中學校の初年級を含むもので、此は從來の八歳より始める代りに七歳から教授を始め四年の修業年限を有するものとし、第二階段は以前の中間學校と前の中學校の二年三年四年及五年から成立つて居り、第三階段の折中學校は三年又は四年の修業年限で前の中學校の六年七年八年の各階をそれに包含する事とした。此の法案の内容は一八九六年のノルウェーの教育制度の四―四―三の制度と類似して居り多くの方面に於て一九二七年のオーストリアの學校制度に先鞭をつけたものである。

此の方法を以て行へば小學校と中學校が一つの中に織り込まれ、總ての兒童に共通に修學せらるゝものとなり小學校は十

一歳迄中間學校は十五歳迄中學校は十七歳から十八歳迄となる。ソヴィエト政府は此の案を採用したが、之を其の儘採用するか又は更に變更を施すかに暫くの間躊躇して居たが、最後に之に變更を加へ學校階級を二分し、其の修業年限を九年に縮める事に定め一九一八年の教育令に依り新しき「統一労働學校」を作り其の第一階段を五年制とし第二階段を四年制とした。此が爲に從來の小學校の修業年限を延長して統一労働學校の第一階段を作らねばならぬ事とし、更に豫備校 (Preparatory School) 及中學校の一、二、三の學年は中學校から分離して同じく第一階段の統一労働學校に加へ從來の中學校の四、五、六、七の學年で第二階段の統一労働學校を作る事とした。従つて從來の中學校の第八學年は當然廢止せられた。之に依つてソヴィエト政府は總ての兒童に對して義務的に九年の年限を修業せしめ、大學其の他の専門學校に近づく様に圖つた。

斯くの如き改革の根本觀念はデモクラシーの思想にあるが、然も此は可成の誤謬を含んでゐるものでデモクラシーの思想は元來決して劃一を意味するものでも無く、且又標準を引下げざる事をも意味してゐない。然るに此の改革は事實に於て一般の教育標準を低下せしむるものである。即ち新に作られた第二階段の統一労働學校は從來の中學校よりも僅に程度が高い位のものであるから改革の實は學校名稱の變更に過ぎないので、而も從來の中學校は第二階段に組入れられたが教員の學力は學校の昇格に伴はず、然も一時に之が訓練を爲す事も不可能であると言ふ缺點が残された。斯くして教育の機會均等の爲に企圖せられた階段的制度の眞義は事實に於て十分實現せられず、加ふるに村落の統一労働學校の第一階段は都市のものに比して非常に低く第二階段に屬する學校もそれが元、中學校であつたか中間學校であつたかに依つて其の程度に非常に差異があつた。

更に農民の子弟に中等教育の機會を與へんとする改革の主なる目的は其等のものが都市の小學校生徒と共に學ぶ事が出来ない位低い程度である事と、彼等が普通五年制の小學校を卒へてゐるのに僅か四年しか卒へてゐないから到底都市の生徒と並行して進む事が出來ず、従つて事實に於て大學教育に接近するなどと言ふ事は名義上の事に過ぎず其等の卒業生は大學の講義を聴くに餘りに無力であつた。此の改革の缺陷が明かにせられたから政府は實際の状態に照して更に考慮する必要に迫られ一九二三年の教育法令に於て學校生活の實際に適合する様に統一労働學校を二つに分ち、其の第二階段を更に二分した。此の後の制度を舊帝政時代のもの及一九一八年の教育法令と比較して示せば左表の如くなる。

年 齡	帝政時代の制度	假政府の制度	1918年の教育法令	1923年の教育法令
7歳—8歳		小 學 校 (四年)	第一統一労働學校 (五年)	第一統一労働學校 (四年)
8歳—9歳	小 學 科			
9歳—10歳		中 間 學 校 (四年)	第二統一労働學校 (四年)	第二統一労働學校等一部 (三年)
10歳—11歳	1 學 年			
11歳—12歳	2 學 年	中 間 學 校 (四年)	第二統一労働學校 (四年)	第二統一労働學校 第二部 (二年)
12歳—13歳	3 學 年			
13歳—14歳	4 學 年	中 學 校 (三年)		
14歳—15歳	5 學 年			
15歳—16歳	6 學 年			
16歳—17歳	7 學 年			
17歳—18歳	8 學 年			

然し此の結果は革命前の状態に復舊する事にさへ甚だ遠いものであつた。

現在のソヴィエトの學校系統は一九二三年の教育法に定められた様な簡單なものではなく、種々の學校の種類はあるが大體此を三別する事が出来る。即ち四年制の第一統一労働學校とそれに三年制の中間學校を加へて七年制にしたものや、第一及第二の統一労働學校を合せて九年制にしたものがそれで、一九二三年の教育法令に種々の變更を加へ學校名稱も變更し總ての公文書に於て「四年制の學校」「七年制の學校」「九年制の學校」等の名稱を用ひてゐる。茲に現在の學校の種類と其の生徒數を示せば次表の如くである。

年 齡	學校の種類						
	幼 稚 園	四 年 制 學 校		農 業 青 年 學 校	工 場 學 校 及 青 年 勞 働 者 學 校	下 級 職 業 學 校	工 場 學 校
1年							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							

學校數及生徒數

學校の種類	學 校 數	生 徒 數
九年制學校	八七四	五五六、〇〇〇
七年制學校	五、四八七	一、九六〇、〇〇〇
職 業 科	一、〇七四	一一八、〇〇〇
四年制學校	一〇八、五〇二	八、三六四、〇〇〇
第二統一労働學校	九三七	三一三、〇〇〇
労働者學部	一二二	四九、〇〇〇
工 場	三二〇	二一、〇〇〇
下級職業學校	一、四一七	一三九、〇〇〇
工場學校及青年労働者學校	九〇三	九九、〇〇〇
農業青年學校	一、〇一〇	八八、〇〇〇

(八歳より十一歳に至る兒童數の約七割)

學科課程及教授法

ソヴィエト露西亞の第一期に於ける教育政策中採りたる教育改革中の主要なる部分は一 generally 共產主義者に非ざる人々、即ちマルクスのイデオロギーを十分に持つて居なかつた人々に依つて企てられたものであるから、教授委員會は個人主義的原理に基礎付けられ、且理想主義哲學に基礎を置いた西歐及亞米利加の教育思想を範として之に見做つた。一體作業を重視する能動的の教授は獨逸のケルシンスシュタイナーやライ(「*Die*」)及北米合衆國のデュウイ等に依つて十分に研究せられたものであるが最初は之に倣つて教授法の改革を試みた。更にソヴィエトの労働學校が設けられたが此の名稱そのものは獨逸のアルバイトシューレの直譯に過ぎないものである。

斯くして進歩的の教員達がケルシエンシュタイナーやデュウイー等の理論及實際を信奉し之に従つたが共產主義者等は單に此等がブルジョア教育學の方法を學ぶ事に同意せず、此の能動的教授法に加ふるに何等かの形に於てマルキストの調子を附け加へようとし、従つて労働の觀念は凡ゆる學科課程の中心とせられた。然し労働學校の目的は「或手作業の訓練であつてはならぬ。寧ろ最も重要な労働の種類に就ての方法を學校の作業場農園又は工場で授ける事であらねばならぬ」とし更に「労働活動は兒童の頭腦に注ぎこむべき階級闘争に就てのマルキストの信條に外ならぬ」と言つたソヴェートの著名なる教育者ピンケヴィツチ (V. Pinkевич) の言葉に依つて其の目的が明かに言ひ盡されてゐる。

斯くして教授委員會に依つて出された此の新しい案は最早大體に之に依るべきものとせられたものでは無くて、少しも之に變更を加へず、必ず之に依らねばならぬ義務的のものとせられ學校は共產主義社會を建設する爲の最も良き手段とせらるゝに至り共產黨のプログラムの中教育に關しては其の目的を「プロレタリア獨裁の間即ち共產主義の完全なる實現に關する條件が準備せられた時、學校は共產主義の諸原理を教授し非プロレタリアの集團にプロレタリアの教育影響を與へ共產主義の安全を保つ爲の中心とせらるべきもの」とせられたが、此の様な目的が達成せらるゝが爲には非共產主義者の教員等が凡ゆる立案に關與する事を嚴重に禁止し之を服従せしめられねばならぬ事が明かであり、事實に於て舊來の受動的教授が再び行はれねばならなかつた。

斯くして教授委員會中の科學委員會 (C. S. S.) に依つて學科課程が作られ、之が實施に關する詳細なる要目が網まれ、總ての教員は如何なる批評をも加へず之に従はねばならぬとせられ、次で委員會は教科書を編纂發行して諸學校に配布し教員は元より此以外の教科書を使用する權限が無かつた。

此の政策は一九一八年に宣言した諸原則の完全なる取消であるが、斯かる事情の下に所謂「綜合教授」又は「複合教授」のプログラムが一九二二年に發せられた。

此に従へば教材が各々分離せる科目に分離して居た從來の遺方が廢止せられて凡ゆる學科は「労働」を中心として其の左

右に「自然」と「社會」を置く三つの列に入れられ毎年特定の産業が中心科目とせられ、第一學年(八歳—九歳)に於ては都市又は村落に於ける家庭の労働活動を教へ「自然」と言ふ題目に於ては季節を教へ「社會」と言ふ列に於ては家庭を置き、第二學年(九歳—十歳)に於ては「生徒の生活してゐる村落及都市の労働活動」を中心科目として教へ、自然と言ふ題目では空氣、水、土地、植物及家畜等を教へ「社會」と言ふ題目の下に於ては「村落及都市の營造物」を教授し。第三學年(十歳—十一歳)に於ては地方經濟學が中心科目となり自然に關しては物理及化學の初步知識、社會に關しては縣の公共營造物に就て教へ、第四學年(十一歳—十二歳)に於ては中心科目がソヴェート共和國及其他諸共和國の經濟、「自然」に於てはロシア其の他の諸國の地理、「社會」に於てはロシア及其の他の國の構成を教へてゐる。

以上の學科課程に關しての當局の説明に依れば「總て此等の科目は特定の科目に分離して教授してはならず、又何等か特殊の訓練の形をとつてはならぬ」と言つてゐるが十一歳から十二歳迄の兒童に教授するロシアの經濟の如き科目は全く抽象的の學科であり、受動的に學ぶより外に道なき事が明かである。

斯くして此の學科課程に於ては活動としての労働の觀念は労働及資本に就てのマルキストの信條に置き代へられた。

中等學校に於ける學科課程は更に一層論理的のものとせられ、其の一學年の中心科目となされたものは「農業及其の各部門」でロシアに於ける農業地帯の特質や耕作肥料農具栽培家畜家禽の飼育、歐羅巴及亞米利加に於ける農業、農業の科學研究自然—植物の栽培に必要な化學及物理。

土地

氣象學及氣象の觀測—ロシアに於ける植物の分布、農業に關係ある動物

社會—地主と農民、農奴、地主農民の闘争、皇帝と農民、クリミア戰爭、農民の自由、土地への欲求と農民への不正、

農民と労働者の結合、力の勝利、土地法、西歐に於ける農民の闘争、Toukate 農民の戰爭、フランス大革命。

大學及專門學校

地方政府が大學其の他の高等教育機關の自治を回復したる事は既述したる處であるが、ソヴェート政府が作られた時大學は再び組織付けられ、大學總長及學部長が選ばれた。新政府は自治の原則を先づ宣言し二三の制限を置いたゞけで更に其の原則を中等及初等學校へまでも推し及ぼさうと企てたから、ソヴェート政府の第一期に於ては今までの自治を廢する事も又各大學に委員を置いて其の管理をなす事も出来なかつた。一九一八年八月六日發せられたる總ての教育の機會の均等及無月謝教育に關する法令に従ひ、入學試験を廢止し十六歳以上の者には無差別に大學の門を開いた爲に、學生數は殆ど倍加した。例へばモスコに於ける專門學校及大學に入學してゐた學生數は、一九一七年から一八年にかけて三萬八千四百四十人であつたものが、一九一八年から一九九年にかけては六萬九千六百四十五人となり、労働者や店員達が大學の門に溢れた爲に大學の正規の作業が妨害せられ、教室や實驗所は一杯になり、教授や助教授達が此等多數の高等教育に經驗無き學生に其の業を進める事が出来ず、實驗材料は毫も學生を利せずして消耗せられ、學生の方も其の教育程度低きが爲に講義を解する事が出来ず、第一年の間に其の數を減じ、一九一九年から翌二〇年に至つてはモスコの高等教育機關に在籍する學生數は四萬七千六百四人に減じ、約二萬二千人の學生が退學した。

斯くて入學希望者の悉くを入學せしめて大學を民衆化しよう云ふ企は、見事に失敗し、政府は更に新しい手段を探らねばならぬ必要に迫られたが、今度は「労働者や農民が相當の準備無くして大學の講義を理解し得ない事となり、」更に經驗に徴して此等労働者及農民のために特殊の科を設け之を「労働者學部」(Workers Faculties)と稱し、一九一九年の秋の法令で之を設け十二の労働者學部が主としてモスコ及ベテログラードに作られ、一九二〇年には更に三十五を地方都市に設けた。此等は通常或大學に附設せられ、其の教授達に依つて教へられ、工場の労働者又は貧農のみが政府共産主義者若くは労働組合等の團體の推薦を得て入學せしめられるもので、此等の者は三、四年の間中等學校の普通科目を研究し、然る後他の學

生と等しく正規の學生として大學教育を受ける事とせられたが、事實に於て此等労働者學部の學生達は其の學力に於て他の中等學校出身の生徒に匹敵する事が出来ず、大學の教育を受けるに不十分である事が明かになつた。然しソヴェートの中等學校は大體に於て上層の階級の子弟が入學して居り、若し大學が競争試験を行つて其の生徒を入學せしむるものとしたならば、労働者學部の生徒達は永久に高等教育を受くる機會が無くなる譯であるから、此の「社會的不正」を正さんが爲に、政府は毎年大學への特別入學規程を設け、高等教育機關に一定の生徒收容の空席を保留し置き、之に労働者學部の生徒を收容し其の他を他の學生の爲に開くと言ふ様にした。其の例を示せば、一九二三年に發せられた「階級に依り入學許可を與へる法」を出したが之に依れば總ての労働者學部の學生は競争試験無しに大學に入學せしめられ其の殘部は、共産黨が二割五分、労働組合中央委員會が三割五分、青年共産聯合が一割五分、國家保安部(С. С. С.)三分、地方教育當局二分、農民及廢兵一割、月謝支拂の學生一割と言ふ率で入學を許されてゐる。然し此の規程の結果は良好では無く共産黨及労働組合等から推薦せられた學生は労働者學部の學生として學力が不足で、唯、僅かに月謝を支拂つて入學した學生(それは全體から言へば僅に五分にすぎない)のみが十分に講義を受け得るのみである。斯くして労働者學部の入學に特權を與へられたるもの、學力不足と、國家資本主義に依る新經濟政策の結果、専門家を要する事次第に多くなるに従つて、政府は大學の政策の變更を餘儀無くせらるゝに至り、一九二五年に規程を變更し空席の一割五分は農民を、一割を労働しつゝあるインテリゲンチアから、二割五分を中學卒業生から收容する様にし更に共産黨及労働組合からの推薦は以前に割當てられて居た八割を五割とした。一九二六年に至つて此の規程は更に變更せられ労働者學部の學生から空席の三割五分、労働しつゝあるインテリゲンチアから一割、ロシア人以外から八分、軍隊及其他の他の官廳から二分、其の殘部の四割五分は競争試験をした結果中學校卒業生から採る事とし、此の試験には普通學科の外政治的知識の試験をも課す事になつてゐる。

斯くの如き注意深き入學者の選擇にも拘らず、ロシア學生の多數は共産主義者では無く、共産主義的見解を述べないでは高等教育機關に入學する事が不可能なるが爲、新入生の多數は表面上共産主義であるかの如く見せかけるが、一度入學を許さ

れたる際には共産主義的信條を棄て、共産主義者に非ざる事を表明する有様で現に大學の第四學年生中共産主義者である者は僅に割そくで、之が爲に、政府も大學から此等望ましくない學生を一掃せんと強硬なる手段を取る事を餘儀無くせられた結果、大學の教授に命じて總ての學生に付總ての學科目に關して吟味せしめ、更に特別に任命せられた委員が學生等にマルキスト的信條と政治的知識に就て吟味する事となり、此の吟味に不合格の非プロレタリアの學生は退學せしめらるゝ事とし、一九二四年には約二萬三千人、一九二五年には約四萬人と二年合して約六萬三千人の學生が退學せしめられ所謂「一掃」の實が擧つた。

嘗て一九一〇年に有名なる帝政主義者であつた文部大臣のカッソー氏 (J. Casso) が、總ての大學から約六千人の學生を逐出したが、其の時代は國內のみならず國外からも非常な非難を受けたが、ソヴィエト政府が斯くの如く六萬人の學生を大學から逐出してさへも、國內國外ともに此の舉に對して沈黙を守つて居る。唯獨り之に抗議したものは學生連であるが、此等の者は遠くシベリヤに追放せられる等の鎮壓を受けた爲に間もなく學生連も沈黙してしまつた。

ロシアの學生生活の状態は決して良好のものでは無かつた。帝政時代に於ては彼等の多數は半ば饑へて居り、斷えず警察の迫害を受けてゐたが、然し政府の壓迫監視の甚だしき現在の情況に比しては、其の當時の學生の境遇はまだ良かつたと云はねばならぬ。國家の獎學金等は共産黨が共産青年聯合と何等かの關係を有する學生に對してのみ與へられ、之を受くるものは學生數の約三分の一に達してゐるが、それも一ヶ月三十五留(約一、一磅に當る)に過ぎないから、衣食の爲には不足する金額であり、(一九二七年から二八年に至る調査に依る)二百人から三百人の學生毎に僅か一つの讀書室があるばかりだし、時には此の讀書室や食堂すらも全く無い有様である。他の三分の二の學生(獎學金を與へられてゐない)は、彼等自身で維持せられねばならず、又獎學金を受けて居る學生も、一度非共産主義的信條を發表すれば、忽ち獎學金の支給を差止められ、更に學生の資格を失はねばならぬと言ふ現情で、無月謝教育の原則もソヴィエトの第二期に入つて全く廢止せられ、獎學金を與へられて居ない現在の學生は彼等の收入に際して、一年二十五留から二百二十五留までの月謝を支拂はねばならぬと言ふ事になつてゐる。

斯かる状態に於て高等教育の民衆化は單に比較的效果を奏してゐるだけであるが、一九一四年時代とソヴィエトに成つてからの状態とを比較すると

學校の種類	學生の家庭				
	農民	労働者	官公吏	商人	其他
大專門學校	一四・五%	二四・三%	三六・〇%	一〇・九%	一四・二%
專門學校	二二・四%	三一・六%	二四・五%	一四・一%	七・四%

ソヴィエト期(大學其他の高等教育機關)ソヴィエト期に入りての大學其他の高等學校

入學者 家庭調

出身	一九二五—二六年				一九二六—二七年				一九二七—二八年			
	農民	労働者	官公吏	其他	農民	労働者	官公吏	其他	農民	労働者	官公吏	其他
勞働者	二四・四%	三二・五%	二八・七%	三四・六%	二五・七%	三二・〇%	二四・四%	二五・〇%	二四・四%	二五・〇%	二四・四%	二五・〇%
農民	二五・七%	二九・〇%	二二・二%	二四・四%	二七・一%	三六・六%	二二・六%	二五・〇%	二四・四%	二五・〇%	二四・四%	二五・〇%
官公吏	四四・五%	二七・一%	三六・六%	二五・〇%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%
其他	五・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一一・四%

以上二つの表を比較すると農民の割合だけが相當に増加し、労働者及官公吏は餘り差が無く、學生中最も多いのは今日と雖も官公吏の子弟である事が明かである。尙此の外に事實に於て此等學校の豫備學校である労働者學部の學生數を加へねばならぬが、之に入學する者の數は次第に減少し更に一九二八年にモスコイ及レニングラードにある十校の大學其他の高等教育機關を調査した結果共産黨員の入學者數の減少が明かになつた。

各學年の生徒の割合を見ると一年生は六割、二年生は四割二分八厘、三年生は二割二厘、四年生は八分五厘五年生は僅に三分九厘となつてゐるが、此の原因はプロレタリアの學生の家計不如意と不十分な學力と、特權は與へられるが其の代り政治活動の方面で責任を負はしめられる共產黨に屬する學生への過重なる負擔の爲であるが、以上の如く社會階級に依りて學生を選択する方法の失敗は政府及共產黨に更に新しい方法を取る事を餘儀無くせしめた。然し此の點に關して共產黨の内部に二派の意見があり、ソヴェートの産業能率を懸念してゐる右黨 (Komsomol) や産業主義者 (Industrialists) 等は嚴格に階級別に生徒を採る方法の廢止を主張し、中央部即ちスターリンの率ゐる一派はより一層強く從來の方針を貫き之を巧に行はんとする事を主張してゐる。大學の教授團に對するソヴェート政府の政策も大體以上と同じ様に高等教育機關が地方政府から自治を許されたのは極めて僅の期間で、其の後は自治を排して專制的の行政に傾いて來た。教授の大多數は非共產主義又は反共產主義者でさへもあるから、當然革新中の政策に反對した。だから若し政府が共產主義者のインテリゲンチアの新時代を作らんとするならば教授團の自治は廢止せられねばならなかつたが、從來進歩主義者又は社會主義者の團體が一世の間主張して來た原則を廢止するのに、政府は二年の間躊躇してゐたが、一九二〇年に大學の運命が決せられ其の年の秋に至つて大學の行政に就て二つの法令が發布せられ、從來大學自治に關して立法體であつた教授委員會は其の權限を奪はれ、從來單に大學の行政のみに當つてゐた大學局 (Board of the Universities) に從屬せしめられた。固より此の局は大學總長大學教授委員會から選舉せられた總長代理、及四學部から選ばれた四人の學長等から成立つては居るが此は最早選ばれたるものは無く、政府から任命せられたものである。一例を挙げればモスコウの大學局は十一人の人から成立つて居り、其の中心二人が教授の代表者、他の九人が政府又は共產黨から任命せられた者であるが、教授中からの二人の代表者も共產主義者か共產主義者に好意を有する者かの何れかに屬して居り、此の大學局は總長又は學長を選択し、大學に關する總ての問題を取扱つて居る教授の缺員補充に關する選舉も此の法令に依つて廢止せられた。舊制度の下に於ては缺員は其の學部に屬する教授の多數決に依り學部の手に依つて補充せられ、後には教授會の推薦に依つて補充せられて居たが、此の法令に依つて學部は候補

者を論議するだけのものとなつた。然し此の新しく出來た大學局は高等教育機關の事件を指圖する能力のない事を示したから、一九二四年以後は大きな學校は五人、小さな地方の學校は三人から成る局と改められ、其の五人中の三人、三人中の二人が政府に依りて任命せられ、其の他の者が教授達から選ばれる様になつた。教授會は此の新局設置に依つて廢止せられなかつたが、然し今や單に勸告をなすだけの權限を有するに過ぎない様になり、更に此の會には教授數と同數の學生の代表者が送られ、此等のものは共產黨に屬してゐるから、總ての投票に於て教授達が敗られ、事實に於ては教授會は大學の事に關しては何等の影響をも與へず、少しも關與し得ない状態である。

教授達はソヴェート政府になつて以來の十二年間に非常な變化を受け、多數の老いた教授達が、内亂や饑饉のために死し、多くの者が之に反抗したために射殺せられ、自發的に外國へ移住して行つた者や流罪に處せられた者だけでも三百人に達してゐるし、又多くの教授は罷免せられ、或は其の講義を禁ぜられ、其等の缺員は多くの場合學位も持たぬ「赤色教授」と稱せられる新しい教授に依つて補充せられたが、此等の教授達が共產黨員又は正當派のマルキストである事は固より言ふを俟たない。一九一九年に於て大學の學位を廢止した事は以上の事を事實上可能ならしめたが、一體ニコラス一世時代の極端な反動時代に於てすらも大學教授を定めるに、ドクターとかマスターとかの制限は政府の任意に委せられてゐた所であるが、一九二六年に至つて大學教授の資格が定められ「ドクター」の學位が復活せられた。然し傳統的の「教授の自由」は全く廢止せられ、各學期毎に教授は詳細な教授要綱を職業教育部の支配下にある大學局に提出して其の許可を受けねばならぬし學生中の共產主義者はマルクス主義の教條を統一する見地から、教授の内容を監視する様になつたが、總て此等の手段は高等教育に従事する教授達を共產主義者にするに左程効果は無く、一九二七年に於ては大學教授中僅六分が共產主義者であつたに過ぎず、一九二八年に至つて此の増加を圖るが爲に、或法案が作られるに至り、更に此等教授達は其の研究其の教授能力及其の社會活動を大學總長、學長及共產主義に屬する學生達から成る特別委員に依つて吟味せられる事になつてゐる。事情は斯くの如くであるから多くの大學に於ては教授の缺員が多く、一九二八年に於ては教授の素質を低下してゐる。

るにも拘らず候補者の不足のために大學教授及助教授の定員の四分の一が缺員のまゝに置かれてゐた。

教授達の俸給の少額なる事は「ソヴィエト聯邦の教員」の章に於て詳しく述べたが、大學教授でも月額七二、一一留（一九二五年度）七八、六六留（一九二六年度）八八、八九留（一九二七年度）と言ふ程の少額であるために、勢ひ彼等は多くの學校に兼務し、一週間に二十餘の講義をも爲さねばならぬ事となるので、研究や準備のための時間は殆どない有様であるが、誠に驚くべき事は斯かる状態にありながら、ロシアの學者達は各々自分の任務を果してゐるのみではなく、夫々其の専門の科目に就て、優れたる研究をなしてゐる。

戦前のロシアの大學は研究に關して無制限の自由を附與してゐた獨逸の大學を模倣してはゐなかつたが、夫でも大學の學科目中一定の選擇科目を設けてゐた。然しソヴィエト政府になつてから此の選擇科目を廢し、學生をして嚴重に規定せられた學科課程を學ばしめる事となつた。其の學科目の中には政治的の學科や軍事的の學科さへ含まれて居り、然も學習後は明かに定められた規則に従つて試験せられねばならぬ事となつてゐる。レーニズム、唯物辨證法、ソヴィエト經濟學、軍事訓練等と言ふ科目は總ての學部を通じて總ての學生の學習せねばならぬものとせられてゐる。

總て此等の變化はロシアの高等教育に非常な變化を與へたが、中にも最も甚しき影響を受けたのが文科と法律で、此等は一九二〇年には共產主義の秩序と一致しないものとして閉鎖せられた。自然科學の學部と關係を有する文科の學部は中等學校教員養成といふ職業的目的を有する新しい學部とせられ、歴史は閉鎖せられた法學部中の經濟と結んで、社會科學の一部門を作つた。一九二二年に於ては法律家達の要求に従つて、ソヴィエト法律學部が復活せられた。だから舊ロシアに於ける法律、醫學、文學及自然科學の四科目は現在の教育學、ソヴィエト法學、社會科學、醫學及工藝部となつた。既に述べた様にソヴィエト第二期に於ける工藝教育の理想は、今や職業教育の理想と變り、舊ロシアの大學の一般的科學教育は今や専門家の養成となり、大學と言ふ其の文字が一系統の知識を意味するもので、將來に對して實用に適する人を養成するものでなかつた事から言へば、其の眞義に反する事となり、他方に於て自治の傳統と團體精神とは、大學教授中に甚だ強く、

彼等が團體的に結束して立つ時は唯大學を廢校する事に依つてのみ之に對抗する事を得るものと見られてゐる。故にソヴィエト共和國に於てはまだ廢校と言ふ最後の手段までは取らなかつたが、ウクライナ共和國などは大學と言ふ格まで廢してしまつた。此のウクライナ共和国に行はれた事は、高等教育に對する共產主義者の理論の實施に最も理論的のものであるから、少しくウクライナ共和国の高等教育に就て述べよう。

既に述べた様に、ウクライナの教育委員會は一九二〇年に於て職業教育に對する新理論を熟議して教育政策を作つた。即ちウクライナ共和国は工場に對しては監督者及管理者を、學校には教員を、病院には醫師を、裁判所には法律家を要求し、何事にも専門的に教育せられない人々を決して要求しなかつた。以前の大學は（醫學部は例外だが）良き科學教育を授けたが、將來の職業に對しては何等の準備をも爲さなかつた。大學に關しての昔の理想は丁度現在の大學がマルクスの唯物的信條と結合せられてゐるが如く、理想派の獨逸哲學と密接に關係して居たが、今や學校制度特に高等教育は國家の經濟制度の有機的の一部であり、必ず實用的目的に役立たしめねばならぬものであり、政府に要求せらるゝ専門家を養成せねばならぬものとせられて居る。

更に政府に依つて要求せらるゝ各部門の専門家の數は、前以て計算せられてゐなくてはならず、各高等教育機關は、又丁度其の人數だけを準備せねばならぬ。此の點に於て今まで存つた大學は、何等の用にも立たぬものであつたから、ウクライナ共和国は一九二一年に總ての大學を廢止し、之に代ふるに各種職業に對して分離せる學校を設け、教育に關する高等教育機關は教員養成の目的を有し、ソヴィエト法律學校は法律家を養成し、經濟に關する學校は實業家を、工業に關する學校は技師を醫學に對する學校は醫者を養成する爲に作られ、此等の學校は各々全く完全に獨立分離し、夫々の狭い専門の部門に盡してゐるのである。以前の學部を變更したる此等の學校とは別に、尙音樂及繪畫の學校がある。ソヴィエト聯盟中ウクライナ以外の共和國は、これ程までには甚しく改革はせず、大學の組織及各々のものを殘してゐるが、ソヴィエト共和國の多數の大學は僅二つだけの學部（即ち醫學部と教育部）を有するだけであり、ニジニノブゴロドの大學の如きは、工學

に關する二つの學部を有してゐる状態で、ソヴィエトロシアに於ける大學は、最早舊ロシアの大學の面影も留めてゐない上に、大學からは其の自治を奪ひ全く單なる職業學校に之を變更してしまつてゐる。此の目的の爲に大學は一九二〇年に於て職業學校及工業學校と共に新に作られた職業教育部 (Glavprofobz) の管轄に入れられ、各大學の研究及教授の統一は廢せられ、以前存した各大學の研究部等は、一九二二年から其の翌年迄の間に別々に分たれ、國家の科學研究所 (Gosnauka) の管理下に置かれたが、斯くの如く各大學から研究の資料や力を奪ふ政策の誤謬であつた事は、近時當局に依つて認められて來て、一九二七年から其の翌年までに此等の研究所は元の大學に復歸せしめられた。

斯くしてソヴィエト政府が科學の研究作業と、國家の經濟生活とを結びつけようと試みた、此の職業教育政策は、舊來の大學の組織を破壊する事だけに、成功したゞけで、新しい科學研究の方法を作り出す事に關しては、全く失敗してしまつた。此の政策は嘗てナポレオン一世が、政府の必要に應ずる多くの職業教育機關から成立つてゐる帝國大學 (Imperial) を作つた政策と全く類似してゐるが、此の點に付ても、他の種々の事項と等しく、過去の專制的支配者の例に従つてゐる。

ソヴィエト聯邦に於ける高等教育を施す學校數は帝政時代に於ける大學及専門學校のそれに比すべくもない程の少數であり、且革命以前の様に分類する事も不可能である。(音樂、劇及美術に關する高等程度の學校は以前には高等教育機關の中には含まれてゐなかつたが今は包含せられてゐる。) ロシアは今十一の綜合大學、二十二校の女子高等學校、十六校の高等工業學校及約二十校の官私立の單科大學及其の程度の學校が有る。此等に在學する生徒總數は約九萬人であるが、ソヴィエトに於ける統計學者に依つては非常に異つた數を示してゐる。即ち彼等は一九一四年から其の翌年迄に學校數九十七校、生徒數十一萬人(美術、獸醫、考古學其の他舊ロシアに於て認可せられてゐなかつた私立學校生徒をも含む)と言つてゐる。舊ロシアの大學を四つ又は五つの學校に分ち、更に高等學校に類似したものの數までを挙げ、一九二〇年に於ては學校數二百四十四校、生徒數二十萬七千人と稱してゐる。

女子に對する高等教育機關は或特殊なるもの、例へば産婆等の學校を除く外、殆ど男女共學になつて、女子のみのものは今や全く無くなつた。舊ロシアの大學は一九一五年以來(即ち革命以前)男子と同じ條件で婦人に開かれてゐた。戦前に於て女子學生は約二萬五千人即ち總學生數の三割に達してゐたが、戦後も此の率は殆ど變らず、現在に於ては二割九分あり、男女の割合は大體に於て同一である。一九二三年は丁度新しく設置せられた學校の試験期に當つて居たが、設置せられるや否や九十五の學校が閉鎖せられた。

茲に大學及高等教育を施す學校數と生徒數とを示して見れば次表の如くである。

年次	學校數	生徒數	女子生徒數
一九一五年	一四一	九一	二五、〇〇〇
一九一六年	一〇一	二四四	二〇七、〇〇〇
一九一七年	一一二	二七八	二二四、〇〇〇
一九一八年	一二二	二四四	二一三、〇〇〇
一九一九年	一三三	一七六	二〇五、〇〇〇
一九二〇年	一四四	一六〇	一六五、〇〇〇
一九二一年	一五五	一三四	一六二、〇〇〇
一九二二年	一六六	一三一	一六〇、〇〇〇
一九二三年	一七七	一二九	一五七、〇〇〇

更に一九二七年—一九二八年間の大學及専門學校の内譯を舉げて見れば、

學校の種類	學校數	生徒數	女子の割合
綜合大學	二〇校	五三、〇〇九人	四四・二%

工業專門學校	二二	三九、四〇五	七・九
農業專門學校	三〇	二二、四二一	一四・八
教育專門學校	二七	一五、八八六	五一・三
醫學專門學校	一〇	一〇、三二二	五一・二
經濟專門學校	七	九、六九二	一六・二
美術及音樂	一二	六、八六〇	三九・五
合計	一二九	一五七、五九五	二九・八

我等は此の表に於て大學に於ける生徒數は總數中三分の一に過ぎず、他の三分の二は皆夫々狭い専門の事を研究してゐる事を知る事が出来るが、更に各大學が皆二若くはそれ以上の職業學校の結合體である事を見る以上、ソヴィエトロシアに於ては西歐及亞米利加の大學の様に一般の高等教育を與ふる餘地が無いと云ふ結論に達せないでは居られない。

生徒自治及兒童運動

生徒自治はソヴィエト共和國學校制度の主なる目的の一つであり革命の當初以來新教育の基礎原理の一として宣言せられ、爾來教育理論並に實際に大きな役目を通じ、一方に發達したる兒童運動と共にロシア教育に全くの新事實を提供したものである。

ロシア中等教育の沿革に就て之を見るに自治の原則を行ふ爲に二つの試みがなされた。即ち其の一つは有名なる軍醫であり、且教育者であつた。ピロゴフ氏 (N. I. Pirogov) (彼は十九世紀の六十年代にキエフの教育主事をしてゐた) に依つてなされたが、それは彼の關與してゐるキエフに少年裁判所を設ける事に依つて此事を行はうとしたのであつたがベテルスブルグの裁判所へ誤傳せられ遂に其の職を罷めねばならなくなり頓座を來した。尤も此の考は政治的の見地からも危険視せられたのである。第二の試みは一九〇五年の革命中になされたが有名なるストライキ中に中等學校が加はり、生徒は各都市に於

て作られてゐたストライキ委員會中其の代表者を選んで出し、更に其の訓練と秩序とを見守る年長監視者を選んで其の行動を監視せしめた。政府は此の運動の十分判らない間は之を黙視してゐたが、此の生徒自治が次第に強くなるのを感じるや直ちに之を禁止した。然し此間六ヶ月に亙る自治的訓練は中學生達に或痕跡を残したが、其後の專制的政體と嚴重な監督とに依つては生徒が自治の原則を以て結び合ふ事が出来ず、文學や科學研究の爲の結合でさへ嚴重に禁止せられてゐたが、一方生徒も斯かる境遇にあつても革命的の宣傳に依つて私かに不法の結社を作つてゐた事は疑なき事である。一九〇五年に於ては「中學校生徒北部聯合」を作り、中等教育の改革に關し一般的性質を帯びた要求を提出した。然し總て此等の問題は憲法政治の諸問題と等しく兒童の背後に隠れてゐたインテリゲンチヤの指導し支持したものである事が明かである。一九〇六年に始めて開かれた露國議會 (Duma) が續いてゐた間は尙少しく此事情が好轉してゐた、或私立學校は兒童の自治を獎勵し體育に對して新らしい原則を採用したが、然しスポーツやゲームを行はず將校士官の指導の下に軍事教練の性質を帯びた體育がなされたのは舊帝政時代のロシア教育の特徴であり、生徒自治及新體育等に對する觀念が起つて來たのは一九〇五年の革命以後で、それも極めて僅かづゝ其の歩を進められただけのものであつたが、此は知名の教育學者レスガフト (Lesgaut) 氏の功績に負ふ處が多で、彼はベテルスブルグに體育專門學校を作り、多くの教員達を卒業させたが、丁度其の當時スタニスラウスンヤトスキー氏 (Stanislaus Shatsky) が「セトルメント」を作り、其處で生徒をして學校組織中に能動的任務をとらしめんとした。一九一〇年にボーイスカウト運動が校外教授の制度と共に起り、之が生徒の自治習慣を非常に高めたが、此の運動と相應じて新しい體育法が導き入れられ、更にチエックが其の民族の進展に重大な役割を果させた「ソコール」の體育がロシアに輸入せられ、政府は又中等學校生徒の軍事教練を強く行ふ様になつた。然し此は要するに保守主義者又は國家主義者等に依つて指導せられた軍教的性質のもので、制服を着、玩具の銃を其の肩に載せ、兒童、時には成人さへも之に加はつて軍事當局や皇帝の前で、檢閲式をなすと云ふ程度のもので其の活動は軍隊の準備の爲に費されたものであつた。此の運動は間もなく知識階級の疑を受けて次第に其の根據を失ひ、大戰前には殆ど消失してしまつた。世界大戰は中學校生徒及ボーイスカウトの

活動を促し、中學校の上級生やボーイスカウトが軍隊援助の爲に盡し、それに依つて醸されたる弊害も當時の政府に依つて禁止する事も出来ないでゐるに一九一七年の革命は急激な變化を與へた。即ち地方政府當局は生徒に學校の内外を問はず各種の團體を形成する事を許し、ボーイスカウト及ガールズガイド(少女義勇隊)は非常に獎勵せられ、斯くてボルセビストがクーデターを行つた當時は五萬人以上の者が之に加はつてゐた。

ソヴェエトの第一期中に於ける教育政策に於て政府は學校訓練に關して最も極端な見解を宣言し、學校に於ては政府から政治上嫌疑の眼を向けられてゐる教員よりも寧ろ生徒が學校行政上に大きな役割をせねばならぬ一種の自治體の如くせられた。此の見解は一九一八年の教育令に非常な影響を與へた事は「ソヴェエト第一期に於ける教育政策」中に於て既に述べたところであるが、凡ゆる生徒への罰を廢し教育委員會に生徒が投票權を有する等の事を規定した。然し此の事は實際上ソヴェエトの教育者の言つてゐる様に生徒の訓練を非常に低下せしめ、亂脈に導いた。即ち生徒達は其の多くの時間を會議や會合の爲に費し、彼等の理解力を超えたる問題の解決に煩はされたので生徒達も間もなく興味を失つてしまつた。興味深い事は最初から生徒自治に關して罰の廢止が反對せられた事で、事實少年裁判所では體罰を加へてゐた。生徒自治が良く行はれてゐる處は熱練せる教育者が治めてゐる寄宿舎のみで當時の困難なる社會の状態は兒童にも生活の困難を齎し、自治は遂に其の食事や燃料までも彼等自身の手で準備せねばならない様な羽目に立ち至らしめたが、誠にかゝる状態では自治は甚だ適したるものであり且他からの補助も無きものであつた。

ソヴェエトに於ける教育政策の第二期に於ては政府は急激に其の見解を變更した。即ち一九二三年の教育法令に依つて政府は地方教育當局に任命せられた學校長に學校行政の全權を委託し、生徒は勿論教員達さへも之に參與する權利を奪はれてしまひ國立科學會議(G. U. S.)の綱領に依つて從來とは全く異つた生徒の自治を學校に行つた。自治は學校管理の一手段では無く又教員をして其の學級の訓練の責任から免れしめるものでも無い。自治は學校に於て規定せられた學科課程以外に生徒の共通の利益に依つて結合せられた自發的活動であるから外部から強ひて行はるべきものでは無くて、生徒の生活か

ら自然に發展せるもの即ち「學校生活の有機化」であり「成人生活への兒童の關與」であらねばならぬ。従つて生徒の集團的活動が其の目的であらねばならぬ。一九二二年から二十五年に至る間に就ての正當なる見解が實施せられ各學校には「生徒委員會」を、又「級委員」を選ばしめ、學式等の事を掌らしめ更に或學校に於ては衛生委員、教科書委員、旅行委員等の委員を置き、又學校は各種の團體即ち「博物研究會」「文學研究會」「將基クラブ」「演劇部」等の團體の活動の向上を獎勵した。或村落では無學者絶滅の爲の會を設け、學校の生徒達が其の父兄又は附近の人々の教育に努力し、或處では政治の初歩又は反宗教宣傳の活動をなした。生徒の自治に關して教員達の熱心なる努力にも拘らず、一九二五年にクルブスカヤ女史(Krupskaya)が言つた様に餘り進歩を見なかつた。即ち其の發展は學校が二、若くは三、の新工夫を用ひねばならなかつた事や、學校の建築物が社交活動に不向であつた點等から妨げられ加ふるに一九二五年から學校の試験制度が復活せられ、教授の方面が、より強調せられたから自治に對して時間が與へられなかつた。然し一九二五年以來學校へ階級闘争に關する共產主義者の方法を導き入れると同時に此の生徒自治運動は悪い影響を受けた。

ソヴェエト第一期の教育政策に於て教育者達は兒童を特別の共產黨聯合に組織するの要を認めず、學校は將來の共產社會の搖籃であり、階級闘争への關與の苗床であり、之を黨員化する事は不必要であり、非教育的の事であると考へてゐた。然し新經濟政策が執らるるや此の見解が一變し共產青年聯合(Комсомол)が組織せられ黨に於ては政治闘争へ兒童を引き入れる新工夫を考案し始めた。共產主義者の傳統に従つて共產青年聯合は青年運動を獨占する事に努め總て非プロレタリアの青年團體の結成の禁止を要求した。既に述べたるが如くボーイスカウト運動は一九一七年に於て相當に進んだが、内亂の時期に至つて兩軍に分屬した爲に一時挫折を來してゐた處、世界大戰が終ると共に一九二〇年に至つて復活した。此のブルジョア的なボーイスカウトに對立して共產主義に依るものが計畫せられ、斯くして「青年共產黨」が作られた處が多くのボーイスカウト團體は之に加はつた。然るに此の加入團體は從來のボーイスカウトの方法と實際とを守り行ひ、黨派的のもので無いものにしようと努力したから、之を見た共產主義者は斯くしては從來のボーイスカウトを改稱したものに過ぎないものであ

ると認め、之を一新して嚴密に黨派的のものにしようとして決し一九二二年に至つて「共產主義少年團」が作られた（此のピオニールの完全なる名稱は「同志レニンの名に於ける青年先驅者の少年共產組織」と言ふのである）。

此のピオニールはボーイスカウトの活動やそれに用ひられた用語までも眞似たものであるが、之に加ふるにマルキストのイデオロギイを以て充した共產主義者のスローガンを以てし、最初からボーイスカウトに甚しき反對の態度をとつた。一九二二年五月にスカウトの幹部等が青年共產聯合の警告を無視して「スカウト指導者會議」を召集したところ、各村から四十人の代表者が集合したが、此等のもの悉くがG.P.U.に依つて逮捕せられ其の代表者等はスカウトを解散する事を強要せられた。或歴史家が言つた様に「此のスカウト運動の瓦解後青年共產聯合はスカウトの指導者等に依つて得られた總ての經驗を承継いた」のであつた。其の後ピオニールは非常に其の員數を増加し一九二三年には僅か四千人に過ぎなかつたものが、一九二四年には一萬人一九二六年には百八十萬人に達した。

此の赤色少年團（共產主義少年團）は各隊に分たれ、其の各隊は或設備を持つてゐる。地方農村では、學校を中心とし、都市に於ては或生産の場所を中心とせられてゐるから、當然少年時代から産業と關係せしめられる。各ピオニールは青年共產黨の細胞に割當てられ、其の黨員がピオニール隊の指導者となつてゐる。各兒童が之に加入する事を許可せらるゝ以前に、其のピオニール青年共產黨の代表者及黨員の前で誓約せねばならぬ事となつて居るが、其の誓約の文句は

「社會主義ソヴェート共和國聯合のピオニールである私は、私の同志の前で嚴重に誓約する (一) 私は全世界の労働者及農民の自由の爲の闘争に關し労働階級の爲に確實に立つ (二) 私は誠實に且不斷にレニンの教戒を實行しピオニールの法規と慣習を遵奉する。」と云ふのである。ピオニールの「五つの法」は労働階級の爲に誠實なる事を要求し、且革命を防ぐが爲に「常に準備」する事を要求する「五つの慣習」はボーイスカウトから取つたもので勤勉、純眞、活潑、自分又は他人の時の尊重、自己、又は他人の健康の尊重を言ふのであつて、呪咀、喫煙、飲酒を禁じてゐるし、労働階級へ忠實なるべき事は「ピオニール指導書」中に詳細に記述せられ、ピオニール達に其の先輩の跡を知らしめるのに役立たしめられてゐる。

又若しピオニールが或搾取者を見付ける時は彼は直ちに言下に告訴し、ソヴェートの法律の侵害に對して嚴重な科罰を要求すべき義務を負つてゐる。斯くしてピオニールの義務は共產主義の研究及宣傳革命の記念祭の儀式に列する等の義務以外に或人達への探偵に従事すべき義務を負ふてゐる。一九二五年に於ては巧に行はれたピオニール運動が「小十月黨」を結成する事を始め、更に總ての共產主義者の組織に於て其の指導者等がピオニール以上の年齢に屬する者の組織をなし、斯くしてコムソモール(Komsonol)には十四歳から二十三歳までの者が含まれ、内二十一歳以上の者は通常共產黨に屬してゐるが、ピオニールは十歳から十五歳迄を含み「小十月黨」は十一歳迄の者を含んで居る。

即ちピオニール中の年長けたものは同時にコムソモールの黨員であり若き者は「小十月黨」の指導者である。コムソモールと同様に此の少年運動は、多くの優れたる部面を有してゐる。即ち少年達を惹きつける様な熱情主義を持ち自治の習慣を有し、昔の學校に無かつた様な體育や、競技が用ひられてゐるが、此等は嘗てのボーイスカウトの習慣を受け繼いだものである。然し此の運動は少青年を黨派に巻き込むから弊害も多く、然も其の遺方は前例もなくファツシヨよりも激しい遺方である。

一九二五年に於て既にソヴェートの新聞はピオニール等の健康に就て警告を發したし、學校兒童の醫學的調査はピオニール作成以前よりも非常に彼等の健康が害せられた事を示してゐる。即ちモスコウに於て調査せられた二萬人の學校生徒中四割五分は貧血症、三割六分が心臟に故障を持つてゐる事が明にせられたが、此の調査官は「斯かる結果を生む重なる原因は過勞にあるので其の過勞は決して一日平均三時間半乃至四時間だけの學校の課業に依るのではなく社會的活動、集團、儀式、ピオニールの義務の履行其の爲に負ふてゐるのである。」と報告してゐるが、モスコウに於ける五族團に屬する百六十八のピオニール團に就て特に調査したところに依れば、兒童中の二割五分が僅か八時間の睡眠をとり、一割七分が七時間を三分は六時間を二割六分は午後十二時又は其の後に漸く就寝すると云ふ有様であつた。然し之を調査した一九二五年以後も事情はさまで改善せられて居らず、多くの著者達——最もロシヤに好意を持つてゐる外國の視察者でさへも——ロシヤ兒童の

疲れ切つた姿を記してゐる。此のピオニール及コムソモール黨員達の過重なる負擔こそ、先に「ソヴェエトの教育階段」に於て述べた學校の階級に依り生徒を選択する (Class Selection) 策の失敗の主なる原因である。

ソヴェエト知名の教育者が「ピオニールやコムソモールの團員即ち共產黨に屬する兒童は殆ど例外なく原則として教授よりも社會的活動を先に加へしめられる」と言つてゐるが、斯かる結果は中等學校の上級に却つてプロレタリアの子弟を少なくさせる事となつてゐる。斯くて學校に於ける「階級選擇」の策は全く失敗に終つた事を證明し、且學校は政治的宣傳の單なる手段たらしむ可らずと言ふ事を明かに示してゐる。

共產黨の「兒童運動」は「生徒自治」の上に有害なる影響を齎したゞけでありピオニールの義務を見ると本來内部生活の無條件なる指導者たらしめねばならぬ學校を特殊なる「前衛」たらしめんとしてゐる。斯くて此の「前衛」は反宗教的の見解及インターナショナルの見解を普及し政治的の議論を整へる事を強ひられてゐる一九二六年に至つて「生徒自治」の爲に「前衛相談者」として教員を薦め「ピオニールは教員の友人であり援助者である生徒委員會其他多くの委員會は能ふ限り、多數のピオニールを選ぶ事が必要であり、教員は此等委員會及前衛の候補者達を選挙すべきであるが、然し生徒自治の候補者を選ぶ最後の権利は前衛委員會に留保せられなければならない」と云ふ指導書を發した。若し教員達が共產主義に忠實であるならば斯かる事も効果を奏するのであらうが、教員が共產主義者でもなく且コムソモールの黨員でもないならば前衛は教員を探偵せねばならない事となる、一九二五年に教育労働組合が「教員とコムソモール」なる書籍を發刊して餘りにも激しいコムソモールの監視——特に農村に於ける——を防がんとしたのも故ある哉で、斯かる状態に於ては生徒の自治は全く表面的のものに過ぎず、内實學校は共產主義者に依つて專斷的に支配せられてゐるに過ぎず、假令自治に對して多大の興味を有する少年あるも、若し彼等がピオニールで無いならば健康を害する程の政治的並に黨派的の過重の負擔を負はしめられてゐると言ふ状態である、一九二七年に於ける新しい計畫に際して當局は「訓練に關し教育委員の調査は中等學校に於ては相當の効果を擧げてゐる事を認めるが之は然し生徒自治の素質の低下と云ふ高價なる代償を拂つて居り、時には自治の機關は一

種の刑罰委員會となつてゐる。一九二三年に學校に於て科罰を禁ずる法令が出されたに拘らず、今尙自由に行はれ、時には退學も行はれてゐる。だから生徒自治は實際には總ての生徒がコムソモールの團員である純粹な共產主義者の學校か其他少數の實習學校に於てのみ存在するのみで此等の學校が外來者に對して例として見せられるものである。處が一九二六年に於てピオニールの團員數は百四十萬人コムソモールの團員數は十六萬人で兒童並に生徒總數千五百五十萬人に比すれば、僅か一割四分だけが自治を實際に行つてゐる事が解る。

嘗て帝政時代の末期に於て兒童中に一種の軍教的愛國團體を作らんとして失敗した事があるが、ソヴェエト政府は大規模に同一の團體を作る事に成功した。ピオニールに依つてロシアの學校は嘗て無い程軍隊化され、ピオニールの儀式行列等は一種特別な軍事的精神を以て滲透せられてゐる、即ちソヴェエト政府は一般教育の完全なる軍隊化に向つて進みつゝある。一九二九年に中等學校に於ける軍事教育及教練に對する規則が出されたが此の規則に依れば總ての中等學校に軍事教練が行はねばならぬとし、其の内容に赤軍の組織、軍隊規則の知識、射撃演習、地形圖練習、教練、軍事及衛生教育等の事項を含んでゐる。此の教授は赤軍の士官が之に當り一年六十時間即ち一週二時間其の理論並に實習を行ふ事と定められてゐる。

然も此の軍事教練は教育委員會と參謀部 (M. V. D.) の監督を受け、然も其の爲の費用は體操等に割當てられる費用等よりも遙に豊富なる費用を割當てられてゐる。此が爲に生徒の體育は純粹なる軍事教練に脅かされてゐる。(一九二〇年から二十三年に至る間は一時ソヴェエト政府は本來の體育に歸つた事はあつたが) 然し革命期に當つて、政府がなした生徒自治の僅の經驗もロシア兒童に其の痕跡を残してゐる。多數の外國の視察者が自分等の兒童に對して試みて困難な事であつたのに顧みロシア兒童の獨立不羈十分なる發育を指摘して居るが、其の後の政府が青少年達の進路を歪めたに拘らず生徒自治は今尙存し、ピオニールやコムソモール等は青年に特有の熱情を有つて日常の政策に對する機會主義に服従せず、屢々當局や共產黨に反對をなして居り、更に大戰後の西歐諸國に於けるが如く遊戯及競技がロシアの青年達の心を惹き、次第に盛になり、多くのピオニールや青年共產黨は單に競技の目的だけで入團又は入黨する者がある程である。總て此等の事實はロシア